

産業建設常任委員会記録

令和 7 年 3 月 1 1 日

【開催日】 令和7年3月11日（火）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後8時2分

【出席委員】

委員長	藤岡修美	副委員長	恒松恵子
委員	中島好人	委員	福田勝政
委員	宮本政志	委員	矢田松夫

【欠席委員】

委員	中村博行		
----	------	--	--

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

副市長	古川博三	水道事業管理者	川地諭
水道局副局長兼施設維持課長	伊東修一	水道局次長兼工事管理課長	江本浩章
水道局次長兼総務課長	岡秀昭	水道局総務課主幹	矢田創
水道局総務課主査兼財政係長	伊藤清貴	水道局業務課長補佐	角田達也
水道局工事管理課技監	篠原智士	水道局施設維持課技監	羽根敏昭
水道局浄水課長兼高原浄水場長	平野宏明	水道局浄水課主幹兼高原浄水場電気第一係長	山田智則
水道局業務課主査	堀米慎一	建設部長	井上岳宏
建設部次長兼都市計画課長	高橋雅彦	都市計画課課長補佐兼都市整備係長	立野健一郎
都市計画課計画係長	佐久間庸次	都市計画課建築指導室主任	川口圭司
都市計画課計画係技師	山上樹	経済部長	桶谷一博
公営競技事務所長	木村清次郎	公営競技事務所副所長	大下賢二
公営競技事務所主査	益富孝重	下水道課長	中村景二
下水道課課長補佐兼計画係長	藤本英樹	下水道課主査兼維持係長	金田健
下水道課主査兼小野田水処理センター所長補佐兼山陽水処理センター所長補佐	小路弘史	環境課主査兼下水道課主査	原野浩一
下水道課管理係長	岡村厚志	下水道課管理係主任	原田尚枝
下水道課計画係主任	藤岡浩史	下水道課維持係主任	勝根郷
農林水産課長	臼井謙治	農林水産課技監	熊川整

農林水産課農林係長	稲 葉 徹		
-----------	-------	--	--

【事務局出席者】

局長	石 田 隆	議事係書記	末 岡 直 樹
----	-------	-------	---------

【審査内容】

- 1 議案第 1 7 号 令和 7 年度山陽小野田市水道事業会計予算について
- 2 議案第 1 8 号 令和 7 年度山陽小野田市工業用水道事業会計予算について
- 3 議案第 3 7 号 山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第 3 8 号 山陽小野田市水道局布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第 1 1 号 令和 7 年度山陽小野田市駐車場事業特別会計予算について
- 6 議案第 3 4 号 山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第 1 9 号 令和 7 年度山陽小野田市下水道事業会計予算について
- 8 議案第 3 5 号 山陽小野田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第 1 5 号 令和 7 年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計予算について
- 1 0 議案第 4 2 号 財産の減額貸付けについて

午前 9 時 開会

藤岡修美委員長 おはようございます。ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。本日の審査日程につきましては、お手元に示してあるとおりに進めてまいります。なお本日、中村委員から欠席の届出が出されています。それでは、議案第 1 7 号令和 7 年度山陽小野田市水道事業会計予算について、執行部の説明を求めます。

川地水道事業管理者 それでは、議案第 1 7 号令和 7 年度水道事業会計予算の

概要について御説明いたします。予算書1ページをお開きください。第2条の業務の予定量につきましては、記載のとおりです。(4)の年間有収水量は令和6年度決算見込の98.6%を見込んでおります。(5)の主要な建設改良事業については、後ほど説明させます。予算書第3条の収益的収支ですが、収入合計は16億5,375万3,000円。支出合計は15億2,988万9,000円を計上し、結果単年度において税処理後2,776万5,000円の利益が生じる編成となっております。予算書2ページ第4条、資本的収支ですが、下段の支出の建設改良費におきましては、本格的な高天原浄水場の老朽施設更新と老朽配水管の更新工事18本を予定しており、約10.2億円の大型投資を行い、これに企業債償還を含めた支出合計は13億7,435万6,000円を計上しております。これに伴いまして、資本的収入では上水道企業債4億2,400万円の新規借入を行います。前年度に引き続き一般会計から7,000万円を経営基盤強化出資金として繰り入れます。そのほか、基幹管路更新と料金システム更新に対して国からの補助を受けます。これらを含めて収入合計は5億8,281万5,000円を計上しております。以上により資本的収支差引で7億9,154万1,000円の不足金が生じます。これには、損益勘定留保資金等だけでは対応できませんので、積立金を2億8,449万3,000円取り崩して補填することとしております。その他、詳細につきましては、総務課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

岡水道局次長兼総務課長 まず、予算書1ページ第2条について説明いたします。(1)給水戸数(2)給水人口は、前年度まで予算決算とも3月末の住民基本台帳をベースに算定しておりましたが、令和7年度予算から国勢調査をベースとした県人口統計に算定方法を変更しました。これは、所管省庁に提出する統計や補助申請、各種計画が全て国税調査ベースとされており、給水収益にも関連する数値のため、より実態のユーザー数に近い国税調査ベースが望ましいとの判断から変更しております。よって、前年度までの予算決算値からは大きく減少しております。続きまし

て予算書 2 ページを説明いたします。第 5 条予算の債務負担行為の設定は、令和 7 年度中に契約又は準備行為をするためのものです。期間・金額については記載のとおりですが、管路耐震化事業は例年閑散期となる 4 月から 6 月にも工事を積極的に実施するため昨年に引き続き設定しております。公用車については、納期が次年度にずれ込むことに備えて債務負担とします。第 6 条予算は、起債の限度額等の設定です。第 7 条予算の一時借入金限度額は、あくまで枠取りで、借入れ実績はありません。第 8 条予算は、流用可能な項目の設定ですが、予算執行の円滑化と事業運営に柔軟性を持たせるものです。第 9 条予算は、職員給与費等の流用禁止経費で、第 10 条予算は、一般会計からの繰入金となっております。第 11 条予算は、たな卸資産の購入限度額の設定で、これらは予算書への記載が法定で義務づけられているものです。それでは、予算の内容について御説明します。予算書 25 ページを御覧ください。別途配布の A4 資料は、収支とも性質別にまとめております。並べて御参照ください。給水収益につきましては、今年度から 5 月、6 月請求分もすべて新料金体系となります。有収水量は前年度決算見込の 98.6%程度を見込んでおり、給水収益は同 100.8%を予定しております。このほかの収入は、加入金・他会計負担金・下水道料金収納事務受託料を増額で見込んでおります。営業外の長期前受金戻入については、補助金等を原資として取得した資産の減価償却に伴う収益化額であります。これらには現金の裏づけがありません。営業外雑収益では、消費税還付金を計上しております。課税収入に比べて建設改良工事を含めた課税支出が多く、差引きの消費税は還付となります。収益的収入合計は前年度当初予算比較で 1,521 万 3,000 円増額しまして、16 億 5,375 万 3,000 円となります。続きまして、予算書 26 ページ以降の支出の部です。大きく増減があったものは附記欄に説明を加えております。A4 資料に性質別にまとめておりますので、こちらで説明します。支出の部の人件費は 2.8%減額しております。後ほど説明いたします。修繕費は 3,300 万円余りの増額ですが、内訳としては、配水池・ポンプ所等の場外施設と浄水場を結ぶ通信回線を更新します。加えて、局庁舎老朽化に

伴い屋上防水と照明ＬＥＤ化の改修工事を予定しています。負担金は県が実施する丸山ダム関連施設の共同事業者負担金が３，８００万円程度増額となっております。資産減耗費については、配水管の撤去工事に係る費用が４，３００万円余り含まれています。消費税予算は、先ほどの説明のとおりです。結果、支出総額は８，２８７万５，０００円増の１５億２，９８８万９，０００円を計上しております。資本的収支については、予算書３２ページの支出の部から説明いたします。浄水場施設費から営業設備費までの建設改良費は、１０億２，０６４万２，０００円となります。老朽施設の更新及び耐震化工事に当たります。管路工事は１８本、設計２本を予定しております。ほかに高天原浄水場の汚泥乾燥池新設や沈殿池改修を予定しております。営業設備費としては、国の補助事業で料金システムの更新を行います。これらに企業債償還金、予備費を含めた支出総額は前年度比１億２，８３０万１，０００円増の１３億７，４３５万６，０００円を予定しております。これら投資の財源となります資本的収入については、予算書３１ページになります。建設改良の財源としての企業債の新規借入が４億２，４００万円です。上水道長期前受金のうち工事負担金として下水道工事に起因する水道管移設補償金が増加しています。消火栓に係る費用も含めてこれらは、水道法及び公営企業法上で独立採算の例外として、一般会計で負担することが規定されているものです。その他補助金は、料金システム更新費用の３分の１が、基幹管路の更新費用の４分の１が国から交付されるものです。出資金では、簡易水道統合費用に加え、前年に引き続き料金激変緩和に関連して経営基盤強化出資金７，０００万円を一般会計繰入金として計上しております。以上、収入合計は５億８，２８１万５，０００円となります。資本的収支の差引き不足額に対する補填は、管理者の概要説明のとおりです。人件費について御説明いたします。予算書１０ページ給与費明細書を御覧ください。１総括の表は前年度当初予算との比較となっております。１のア会計年度以外の職員では一般職は１名増で５０人態勢です。給料及び期末勤勉手当等の増額は昇格・昇給に加えて制度変更（支給率ＵＰ）によるもので、一般会計に準じた変更内容となっております。

ります。退職給付費は支給対象者が3名から1名になること等により給与合計が減少しております。11ページ、イ会計年度職員は2名減の3名体制となるため給与合計が減少しております。第2項から下は法定で義務づけられている事項を記載しておりますので、お読み取りください。予算書の17から20ページの令和6年度補正の財務諸表については、先日の当委員会で審査済みですので説明は省略します。予算書の21ページ損益計算書を御覧ください。収益的収支、いわゆる3条予算における企業成績がここに表れます。下から4行目、税処理後の単年度純利益は2,776万5,000円の予定です。ただし、計算書中、3の(3)の長期前受金戻入には、現金の裏づけがありません。さらに、下から2行目のその他未処分利益剰余金変動額2億8,449万3,000円は、資本的支出の補填財源として使用した、積立金取崩額の再掲額ですので、これも現金の裏づけはありません。その上の前年度繰越利益剰余金についても補正予算時に説明のとおり一部が非現金です。よって、予算書23、24ページ貸借対照表の右手貸方、第7項(2)エの当年度未処分利益剰余金では、注記⑧として、非現金相当額を明示しております。よって、その下の利益剰余金合計9億3,443万円から、これら非現金相当額を除いた、3億2,920万4,000円が正味の内部留保資金となります。内部留保は、ピーク時(平成27年度決算)に9億円を超えておりました。その後、施設の老朽化に伴い施設更新を進めておりますので、年々減少していきます。一方、期末の企業債残高は、固定負債企業債と流動負債企業債の合計46億8,668万5,000円です。これは一年間の給水収益の3.38倍となっており、全国と同規模の水道事業体の平均値3.04倍を上回っております。加えて、高天原浄水場の天日乾燥池の補強と浄水ポンプのオーバーホールを予定しておりますが、収益的収支の状況を勘案して損益勘定・予算経理とは別に、第3項固定負債中の修繕引当金を取り崩して工事を行うこととし、注記⑤として取り崩し額1,964万円を明記しております。予算書9ページのキャッシュ・フロー計算書を御覧ください。下から3行目の資金増加額では2億4,491万5,000円が減少しておりますが、事業運営上

は年度中に限っては資金繰りに問題は生じません。公営企業の未収・未払等の変動額は、決算日後約1か月程度でほぼ精算されます。これらの影響を除外して、通年の収益的収支と資本的収支のトータルの事業活動に由来する資金増減を正味CF（キャッシュ・フロー）として試算した結果がA4資料右端の帯です。記載のとおり2億5,672万8,000円が企業外に流出する予定です。工事財源として手元資金を優先的に投入するためキャッシュアウトとなっています。最後に資料3／3ページは、令和7年度水道局で予定しております工事概要でございます。お読み取りください。以上が令和7年度の水道事業会計予算の説明となります。御審査のほどよろしくお願いいたします

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりましたので、委員の質疑を求めたいと思います。予算書のページを追って質疑を行ってまいりたいと思います。予算書1ページ、2ページ、資料を踏まえて。

矢田松夫委員 局長に言いたいのが、今ずっと説明があった、その数字をメモしないといけないけど、もう忘れるわけです。そちらは読み原稿を持っているんだから審査をスピーディーにやるために事前にもらえないですかね。

川地水道事業管理者 読み原稿の事前の配布は多分難しいと思いますが、その辺につきまして、また事務局と協議をさせていただこうと思います。公営企業会計で、非常に複雑な体系ですので、委員の御意見があれば、提出資料のほうを加工して出させていただこうと思います。

矢田松夫委員 ぜひお願いします。最初に1ページで、給水人口で数値を正しく示しなさいと言われたわけで、前年度の決算と比べると3,000人の差があります。この3,000人の差は、さっきの数字を適正化した結果が3,000人というのかな。

川地水道事業管理者 この給水人口につきましては、先ほど説明をいたしましたけども、住民基本台帳人口が基本となります。本市の場合は、ずっとこの数値を使ってきました。ただ皆さん御存じのように、住民基本台帳というのは、住民票を本市に置いて、実際は市外に出られておられる方が結構多いので、5年に1回行われる国勢調査の人口は10月1日現在で、約3か月前から市内に居住されておられる方が対象になります。こちらのほうが実際に市内に住んでおられる方の数字が、非常に正確性を増すということになっておりますので、国の統計数値でも、どちらかというと国勢調査人口を給水人口で使うことが多いです。そこで、私もいろいろと検討した結果、令和6年度から2,000人ぐらいのマイナスになっておりますけども、今回はこちらの数字を予算書に使わせていただいたということです。実際は、毎年本市の住民基本台帳人口は1%ぐらい落ちてきています。実際には1,000人です。今回は、そういった統計との整合性を取りたいがために、本来の山陽小野田市内に実際に住んで給水している人口数値に近づけたいということで、国勢調査人口に変えた。調査は5年に1回しかございませんので、毎年どうするのかというと、国勢調査人口に変えて、毎年の住民基本台帳人口の増減率をかけて調整しているという形になります。

宮本政志委員 今の局長の答弁、去年の令和6年度予算のときに全く同じこと言われている。それまでは、住民基本台帳ベースからと言ったけど、国勢調査というのも全く同じです。去年は給水人口の積算方法は先ほど言われた説明やけど、同じように給水戸数も国勢調査ベースですよ。

川地水道事業管理者 国勢調査のほうに合わせております。ただ、世帯数は、住民基本台帳の世帯とあまり変わらないので、つかみにくいと思いますけども、国勢調査のほうを使っております。

宮本政志委員 そうすると、住民基本台帳ベースで過去の予算とか決算と比べると、少し水道事業が厳しい方向に行っていると思うんだけど、この国

勢調査ベースにしてしまうと、その辺りどうですかね。

川地水道事業管理者 非常に厳しいような実態を踏まえておりますので、人口がどんどん増えているとそうでもないですけども、本市の場合は減っておりますので、それを実態に合わせるということで、実際はかなり厳しい数値を示していると思います。

中島好人委員 統計方法を変えたということで、実態に即した形でということになりました。これは全国的にそういう方向でいこうということなのか、それとも市独自で変えていこうという方向だったんですか。

岡水道局次長兼総務課長 先ほどの説明の続きになりますけれども、国に提出する水道統計や決算統計というものもございます、補助申請では給水人口を記載する欄もございます。あとは、山口県の水道の現況という形で山口県のホームページで公表されている数字もございます。そちらは全て国勢調査ベースで数字が出されております。本市も、指定がございますので、国勢調査ベースで、決算書とは異なっております。予算決算というのは継続性というのがあって、前年度比較というのも判断の材料になります。急には変えられなかったですが、今後、決算書の数字を改めていきます。

中島好人委員 その結果、県内で比較する場合は大体同じ方向でやっているの
で正確な比較ができるということですよ。

岡水道局次長兼総務課長 おっしゃるとおりです。

宮本政志委員 今、給水戸数と給水人口等に関しては、課長の詳しい説明でよく分かりました。平均的な店舗とか事務所は分らんかもしれないけど、一般家庭は配水量とか有収水量というのは、近年どういう傾向にありますか。多分それを基に令和7年度予算を組んだと思うけど。

岡水道局次長兼総務課長 いわゆる小規模店舗というふうな区分けはしておりません。口径で判断しており、一番小さい口径13ミリメートル、20ミリメートルが家庭用で大多数であろうと判断しております。近年は、人口減少に伴って、小さい口径については減少が続いております。さらに、令和2年度から、コロナ禍のステイホームで少し減少率が緩やかになったものの、コロナ禍が明けても他の大きな事業用の口径が戻っておりません。全体の収益としては、予算段階では厳しく見積もらざるを得ないという形になっております。給水収益は、令和6年度の中途の実績を基に、令和5年度決算との変動率をもって、以降同じ率で減少するであろうという予測を基に見積もっております。

宮本政志委員 追加でお聞きしたいのが、普通に考えると人口が減少すれば、水道の使用量は減ります。一般的に今、節水とか、いろんな技術の進歩によって平均的に、さっき言った13ミリメートルとか20ミリメートルの大半というのは、人口減少以外の要因は減っているんですかね。そこは突き止めてないですか。

岡水道局次長兼総務課長 おっしゃるように、特に家庭用に限ってみますと、トイレが大体3分の1とか4分の1の水の使用量と言われております。水洗トイレが普及し始めた時代は、大便器のほうで流した場合に20リットル以上使っていたのが最新では6リットルでございます。ただ、そういう節水機器が普及して随分たちますので、節水機器の普及だけで有収水量が落ちているという分析までには至ってないです。生活様式なり、世帯の構成の変化というところも大きなものがあると思っております。単身世帯の場合には風呂に水を張ったりされない方もいらっしゃいますので、そういったことも含めてまだ詳しい分析には至っておりません。

宮本政志委員 下水と浄化槽は使う水の量って違うんですか。何か下水道に引き替えたほうが、合併浄化槽のときよりも使う水道の量はすごく多いよ

うに思うんだけど。水道局ではなくて、下水道課になるかな。

岡水道局次長兼総務課長 使った後に流れる分については、変わらないと思います。ただ、合併浄化槽については年に1回、汚泥の引き抜きがございますので、一旦全部引き抜いた後に、満タンになるまで水は入れるという作業はありますけれども、それは1トンか2トンぐらいの話でしょうから、さほど違いはないですし、公共下水だからといって水の使用量が増えるということはないと思っております。

中島好人委員 戸数とか、そういった給水人口を見る場合、先ほどの説明の中に、やはり口径別というか、家庭の生活実態とか大口のところとか、そういう推移が大事じゃないかなと思います。その辺の口径別の資料はぜひ提示してほしいなと思いますけれども、諮ってください。

藤岡修美委員長 執行部どうですかね、口径別の使用水量です。

川地水道事業管理者 当初予算ベースで資料は持っております。今後、提出させていただきますので説明をさせていただこうと思います。

藤岡修美委員長 お願いします。

川地水道事業管理者 補足ですけれども、今回の有収水量は先ほど説明しましたように、過去の実績を基にやっておりますけれども、これは補正予算でも説明しましたが、ここ一、二年、40ミリメートル、50ミリメートル、要は事業者系の水量がかなり落ちていると。これは本当に節水関係がかなり影響しているのかなと。ですから、13ミリメートル、20ミリメートルは、こちらも推計しておりますので、そんなにずれはないんですけど、その事業活動が原因なのか、何が原因かというのは分かりかねますけれども、節水意識が高いのか、その辺がありまして、ここ一、二年は下がっております。今後、社会経済情勢がどんどん上回っていけばまた

増えるかもしれません。そういったことがございますので、その辺も含めて私どもは数量を把握しております。今後はその辺の数値も資料も出させていただきます。

岡水道局次長兼総務課長 追加ですけれども、決算書におきましては口径ごとに事業報告書という形で、使用水量と水道料金収入については明記しております。御要望がありましたので、契約の件数はその欄では明記しておりませんので、今後は資料として御提供差し上げたいと思っております。

矢田松夫委員 有収水量の率を98.6%にしたと、先ほど説明があったんですが、決算値でいくと結果として大幅な差がある。これを高めに組んだ理由というか、当初予算と比べてなぜそんなに差が出るのか。

川地水道事業管理者 98.6%と言ったのは、前年度決算の補正費であって、有収率とはちょっと違います。有収率っていうのは大体実際に配水に対して、料金で取れる水量の率です。これは大体今、84%から85%ぐらいまで来ています。この理由は、やはり、管の老朽化が進んでおりまして、漏水がかなり多いとかほかにも要因はありますけれども、一番の要因は、そういった漏水が多いために、どうしてもその下がってしまう。そのために、一生懸命事業して、耐震化しながら、その数字を上げていこうとしていますが、かなりの期間がかかるだろうと思っています。さっきの98.6%というのは、そうじゃなくてあくまでも昨年との比較の水量の率の減少率を定めたものであって、大変申し訳ございません、説明不足だったかもしれませんが、数字がすごく違いますので、御理解をお願いします。

矢田松夫委員 よく分かりました。今の84%から85%となっていますが、結局100%にならない理由がさっき言われたように漏水とメーターの故障とか、そのほかにあるんですかね。それから今言った、その100%

ならその原因はパーセントでいうと、例えば漏水が80%とかメーターの故障が15%と、あと残りの5%が何だとか、それぞれが何パーセントぐらいかは分かりますか。

岡水道局次長兼総務課長 有収率に関わるもので、有収水量が、メーターで測って料金を払っていただける水量となります。それが令和5年度配水量に対して有収水量が84.63%。そのほか、お金にならない水量が、メーターの不感水量を3%程度と見込んでおります。あとは局の事業用として、水道管の更新等をしますと、一旦、水を洗い流さないといけません。そういった形で事業用として、掛け流す水の量というのもございます。あとは、消火に使った消防用水についてはお金をもらうことができませんので、そちらも、無収水量という形になります。あと、漏水等で減免する水量がございます。家庭用等につきましては漏れた分の半分程度を減免しており、料金の対象とはなりません。あとは、先ほど説明がありましたとおり、単純に、家庭に届くまでの経路で漏水しているものでございます。漏水量につきましては、8.15%程度を見込んでおりました。これは令和5年度決算の数字でございます。

藤岡修美委員長 詳しく説明がありましたが、よろしいですか。

福田勝政委員 1ページの第2条で給水戸数と給水人口の減ですけど、やっぱり人口はどんどん減っていっていますよね。ちなみに令和6年度の給水戸数は何件、給水人口が何人か分かれば御説明いただけますか。

岡水道局次長兼総務課長 令和5年度の決算値で説明させていただきます。令和5年度の決算値につきましては、給水人口が5万8,752人、給水世帯が2万8,867世帯です。令和6年度までは今までどおりの方法で算出しておりました。ちなみに、令和5年度の外部に提出した統計値につきましては、給水人口が5万7,275人、給水戸数が2万5,916戸でございます。

宮本政志委員 1 ページ、2 ページ、3 ページのときの説明の中で積立金二億円幾らの充当のことを説明されたと思うんですけど、その辺りもう一度詳しくお聞きしていいですか。

岡水道局次長兼総務課長 2 ページの第4条のところの本文の中です。資本的収支、収入と支出の差額を調整しないといけませんので、その3行目です。減債積立金等及び建設改良積立金の合計が先ほどの説明の数値となります。

矢田松夫委員 今の宮本委員の関連ですけど、そういうふうに2億円を取り崩すということは、建設改良工事が少なくなる、絞られる傾向が表れることはないんですか。

岡水道局次長兼総務課長 今、説明差し上げた第4条のところ、支出の部は工事の請負代金の支払いと、企業債の償還元金になります。一方、収入については、基本的に借金なり補助金をもらうなりしない限りはゼロになるはずですよ。ですから、第4条の収支は、どの事業体の予算書決算書においても、赤字にならざるを得ないです。この4条収支不足額を、第3条予算で稼いだ現金をもって補填をするという形が公営企業会計自体の制度設計になっております。このたび、2億円を超える積立金の取崩しという形ではございますが、本来ならこれと同額を、3条損益計算書で純利益として計上すれば、健全経営が保たれますけれども、現在、施設工事を進めなければならないということで、手元の資金は減っていくという形は、意図的に取っております。

宮本政志委員 冒頭に矢田委員が言われたことがこうやって審査に出ているけど、確かに、丁寧な説明をたくさん聞いても、全部は書けないし、頭に入らない。だから、ある程度の資料と、区分けした説明がないとなかなか議員としては質疑が難しい。今、課長が老朽化した施設の改善の件を

言われたんですけど、昨年度の予算のときに、料金改定に伴って８億７，０００万円の更新事業が出たんですよね。その更新事業という言葉と今の建設改良工事はまず一緒なのか、さっき１０億２，０００万円の件が出たので、その辺りをお聞きしていいですかね。

岡水道局次長兼総務課長 予算書の３２ページを御覧ください。更新工事というのは、現状の施設を更新するという形で、前回、料金改定のときに御説明申し上げた８億７，０００万円、税込みで９億円を超えるという形にはなりますけれども、この予算の中でどこに当たるかということになりますが、浄水場設備費と、その下、改良事業費と書いてあるものが更新に当たるものでございます。配水施設新設事業費、今年度ゼロでございましてけれども、こちらのほうは８億７，０００万円には入っていない数字として捉えていただけたらと思います。その下、事務費の下に営業設備費というのがございます。こちらについては、８億７，０００万円とは別の費用となっております。

藤岡修美委員長 ほかはいいですか。３ページ。

矢田松夫委員 ２ページ、一時借入金のところですが、今回ありませんと説明があったよね。ありませんというだけでどうなのかということで、枠取りの処理だけとなるんだけど、これはそういう実績があるのか。実績がないからありませんという結論になったのかどうか。

岡水道局次長兼総務課長 一時借入金の限度額の設定は、市町合併後ずっと設定しておりますけれども、借入れ実績はございません。災害等々が起こった場合に、例えば、水道施設にダメージを受けて料金が取れるような状況にないという場合に動力費であるとか薬品費等を支払いする上で、事業の運営資金として、一時的に借り入れることを想定して限度額を設定しております。そういうリスクに備えて設定しているということで御理解いただきたいと思います。

藤岡修美委員長 よろしいですか。3 ページ。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、6 ページよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）7 ページ、8 ページ、資本的収入及び支出。

宮本政志委員 収入のほうでたしか説明があったと思います。資本的収入の2の1の負担金のところで、消火栓の件をさっき言われたのかな。この一般会計の辺りをもう1回詳しくお聞きしていいですか。

岡水道局次長兼総務課長 公営企業会計では、法律で独立採算が義務づけられております。ただ、その例外として、消火栓にかかる費用については、水道料金で面倒見るべきものではないということで一般会計の繰入金という形になっております。お配りしております資料の工事の一覧表を御覧ください。工事概要の一番後ろのほうに、消火栓改良何基という形で入っております。こちらに伴う工事費は一般会計から繰入れがあるということでございます。

宮本政志委員 消火栓に関係すると言われたから消火栓から出す水のことを言っていると思ったんだけど、この消火栓の改良は消火栓そのものやね。これは総務文教のとき出てこなかったかな。

川地水道事業管理者 消火栓については、本来は消防施設でございます。ただ、消防のほうが独自に消火栓の新設改良というのはできません。水道局の上水道管の新設あるいは、改良するとき一緒に消火栓の新設改良いたします。それを水道料金で充当するわけにはいきませんので、その関係の経費については、一般会計から繰り出すのが原則で、その数値がここに入っていると。ですから年々その事業費に応じ、よってこの金額はかなり増減いたします。

中島好人委員 収入の上水道出資金の出資金7,900万円は、オートからの

収入という内容になるのでしょうか。

川地水道事業管理者 一応7,000万円がオート会計ではなくて、本会計は一般会計から繰り入れるという形になっております。

宮本政志委員 今の中島委員の質疑に関連して、令和6年度のたしか7月から一般会計から7,000万円の前提での料金改定があったんじゃないかな。そこをまず確認させてください。

岡水道局次長兼総務課長 新料金につきましては令和6年度の4月請求分と、5月請求分については旧料金なので、反映できるのが7月請求分からになっております。ただ、この7,000万円というのは、当初、一般会計で検討された中では、今後4年間激変緩和した場合の減収トータル2億8,000万円の4分の1ということで、単年度7,000万円の繰入れとなっております。単年度の水道料金の減収に対して、直接、税を投入するという形は難しいものです。今後、施設更新を進める上で、水道局の会計の財務状況が悪くなっていくので、出資していくという、建前上はそういう出資金となっております。

藤岡修美委員長 1時間たちましたので、ここで換気のため10分休憩して、10時10分再開いたします。

午前10時 休憩

午前10時10分 再開

藤岡修美委員長 それでは委員会を再開いたします。8ページの資本的収入及び支出はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）9ページの予定キャッシュ・フロー計算書から給与費明細書、それから、15ページ、1

6 ページの債務負担行為に関する調書までで質疑に入りたいと思います。

恒松恵子副委員長 水道料金値上げのときの約束どおり、職員も1名減らされて、会計年度任用職員も減少の予定です。業務負担が増えて業務が滞ることはないでしょうか。

川地水道事業管理者 副委員長も御懸念されているところでございますけども、今から事業進捗がかなり伸びてきます。その中でやはり事務的に効率的にできるところは効率的にして、職員の負担を少しでも軽減できる中で、何とか、現行の職員数、もしくは、多少なりとも少ない人数でやっていこうという計画を立てているところでございます。

藤岡修美委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）17ページの予定損益計算書は審査済みなので省略します。19ページ、20ページの予定貸借対照表と21ページの予定損益計算書。それから23ページ、24ページの予定貸借対照表までで、質疑を行いたいと思います。

中島好人委員 24ページの説明の際に、今、老朽管を整備していくと、この工事を進めていく中でお金がないので、内部留保資金を取り崩して、工事に充てているという説明でした。先ほどの説明では今回3億円取り崩して、現在は9億円だという説明です。今後もそういう老朽管を保全していくための費用というのは当然かかっていくわけですが、見通しとしては内部留保資金をどんどん取り崩した形で事業を進めていくという方向になっていくのでしょうか。

川地水道事業管理者 管理者 これは、料金の改定をするときにも御説明を申し上げましたが、そのときに財政計画をつくっております。財政シミュレーションなりです。そのときに、料金改定もしていきますけども、一応内部留保資金もございますので、そちらを取り崩しながらやってい

きますよという説明を申し上げています。建設改良するときに、起債、地方債も借り入れることはできますけども、地方債は借金になりますので、利息をつけて返す必要がございます。それよりも自己資本から崩していったほうが有利ではないかということもございましたので、その方向でやっております。ただ、財政計画時よりは、支出のほうで人件費も資材費も高騰しておりますので、この辺につきまして年々事業検証していきながら、今後どうすべきか考えながら、事業を推進していこうと考えております。

矢田松夫委員 戻ってはいけないけど10ページで、先ほどの副委員長と管理者の質問と答弁がかみ合っていないのではないかと。というのは、料金改定に基づいて人を減らしたんだと。心遣いありがたいと言った。しかし正職員が50人で去年と比較して1人増えているわけよね。数字は実際には増えているのに、「ありがとう」と言うわけにいかんであろう。

川地水道事業管理者 私の説明が悪かったと思います。要は、うちの事業経営について、副委員長は御懸念をされておられるんで、それについて感謝します的なことをお伝えしたかったわけです。実際の職員数につきましては、基本的には正職員、それから、定年延長、再任用、時短職員、会計年度職員で本来は構成されておりますが、それに関しまして令和7年度につきましては、人員的には減少になっております。

矢田松夫委員 会計年度任用職員は1人減っているけど、正職員については1人プラスになっているということですか。

川地水道事業管理者 正職員につきましては、今後の事業進捗もありますし、長年のこの事業推進をしていく必要がございますので、このたび1名増となっております。

宮本政志委員 23ページ、令和7年度山陽小野田市水道事業予定貸借対照表

の２番流動資産、（２）未収金の下の貸倒引当金が、不納欠損処理と関係するような説明だったのでしょうか。下の注意②と何か少し絡んだような説明が最初あったんですけど、不納欠損処理とこの貸倒引当金は関連するんですか。

岡水道局次長兼総務課長 貸倒引当金を毎年、法定で組むようになっております。１０年経過した債権、滞納料金ですけれども、そちらについては、１０年をめどに会計から切り離し、簿外管理をいたします。会計から切り離す上で、それを見込んで引き当てていた引当金を取り崩して、処理するということです。

宮本政志委員 水道料金に関して不納欠損処理っていう制度がないので、特に１０年を超えたものは、今おっしゃったように簿外管理するという答弁が去年も出たんですよ。これに関して、債権管理条例とかの関係なのか、去年の答弁を一応確認して、市長部局とのお話もたしか関連してされたと受け止めているけど、こういう欠損処理の方向性は何か今、水道局で検討していますか。

川地水道事業管理者 水道料金というのは、現在私法上の債権で、公法上の強制徴収債権である地方税とは性格が違いますので、基本的には不納欠損処理はできないようになっています。ただ、水道料金につきまして、ひとり世帯で、あと、どなたもおられないとかといった場合は、特別にはできる規定がございますけれども、通常はできません。先ほど説明いたしましたように、１０年間たったら簿外管理していますけれども、それは不納欠損処理ではできないです。では、どうするのかというと、筋論から言えば、時効の援用をして落としていくとかいう方法もありますけれども、なかなかそういうふうにはいきませんので、市としても、私的債権があります。そういった債権につきましては、市の債権管理条例をつくっていただいて、議会の議決を得て、不納欠損処理ができるシステムをつくっていただけるようにしたら、効率的な運用できるんじゃないかと

ということで、水道局としてもそのような方向で、行っていただくようにお願いをしているところでございます。（「そういう答弁があったよね」と呼ぶ者あり）

藤岡修美委員長 ほかに、24ページまでは大丈夫ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、25ページ、収益的収支明細書から31ページ、32ページ、資本的収支明細書、最後まで。資料も一緒でお願いします。

恒松恵子副委員長 32ページの固定資産購入費が料金システムの更新と説明がございました。これは場長の指示で行うのか、何年に1回とか決まり事があるシステム更新なのか具体的に教えてください。

角田水道局業務課長補佐 このたびのシステムの更新につきましては、現在使っているシステムが、Windowsパソコンを使っております。このOSがWindows10ってということで、サポートがもうこの10月で切れてしまうということになってしまいました。それで更新ということになります。

恒松恵子副委員長 人が減るためのではなく、業務がスムーズにいくためのサポートということでしょうか。

角田水道局業務課長補佐 新しいシステムになりますとやっぱり、便利な機能が付いてきておりますので、業務の効率化につながると思います。

矢田松夫委員 26ページの薬品費は500万円ぐらい少なく予算を組んでおられます。これは、宇部市との共同購入で、スケールメリットというか、そういう効果が出たという理解でいいんですか。

平野水道局浄水課長兼高天原浄水場長 薬品費につきまして、今年度は活性炭の使用量が例年と比べまして、少なかったことから新年度は、例年より

活性炭の購入量を抑えたことによりまして、前年度と比較して減額となっております。他の３種のPAC、次亜塩素酸ナトリウムの薬品につきましては、例年と同量の数量を購入予定としております。

矢田松夫委員　今の答弁でいくと、そういうものが減ったという理由であって、共同購入への減額ということはあまりなかったという理解でいいですか。

平野水道局浄水課長兼高天原浄水場長　宇部市との共同購入につきましては、機器の購入で実質２４０万円ほどの経費削減にはつながっております。

岡水道局次長兼総務課長　補足して説明いたします。この薬品費につきましては共同購入を確かに実施しておりますけれども、メーカーの元売りが、ここ近年、原料の高騰によって大幅に値上がりしております。ですから、共同購入にして購入予定量を増やした効果で幾らかという分析が２種類の見積りをとっておりますので、通常の一括での入札中にそのスケールメリットがあるかどうか分析ができない状況です。

中島好人委員　同じく２６ページの委託料で６７３万円とかなりの減額になってきています。この汚泥の運搬処理というのは高天原浄水場の汚泥のことでしょうか。

平野水道局浄水課長兼高天原浄水場長　前年と比較しまして減額になっております。主な要因としましては、今年度、高天原浄水場に汚泥乾燥池を増設しますので、乾燥期間を十分確保して軽量化することで、処分の搬出の削減につながるということと、昨年は活性炭の使用量が少なかったのも、新年度も一応少ないという見通しで、そちらの影響によって汚泥の処分量の減量を見込んでおります。それともう一つ、高天原浄水場の草刈りを委託から直営に変更いたしますので、その影響も大きいかと思います。

中島好人委員　この汚泥の活用方法も検討するという方向も示されていると思

いますけども、どういう状況でしょうか。

平野水道局浄水課長兼高天原浄水場長 以前御指摘されました再利用についてですが、現状、セメントとして再利用しております。そのほかの再利用につきましては研究調査を行いました。現在、本市の天日下の汚泥乾燥につきましては、種子の混入や、粒子の大きさの問題がありますので、セメント以外の再利用は難しいと判断しております。ただ、引き続き、さらなる調査研究を行いたいと考えております。

宮本政志委員 すみません。答弁の最後がよく聞き取れなかった。草刈りの件は何と言われたか、もう一度いいですか。

平野水道局浄水課長兼高天原浄水場長 来年度は、高天原浄水場の草刈りを委託から直営に切り替え、職員で行います。浄水場の敷地約2ヘクタールのうち、建物もありますので、2ヘクタールを草刈りするわけではないですが、来年度からは職員で草刈りをやる予定としております。

宮本政志委員 草刈りする余裕があるぐらい職員は余っているんですか。

平野水道局浄水課長兼高天原浄水場長 そこは、工夫をして少しでも経費削減につなげようという考えで、余っている時間はないんですけれども、極力職員で年2回か3回の草刈りを行おうと考えております。

宮本政志委員 水道局にしても、市の職員にしても人が余っているというふうには全く見えない。逆に負担が増えているとしか思えないです。それで委託料が令和7年度にどれくらい浮くのでしょうか。

平野水道局浄水課長兼高天原浄水場長 去年までですと約460万円で、高天原浄水場の草刈りで110万円ほどの減額につながります。

宮本政志委員 反対だけど、水道局の職員の人にしたって、教育委員会にしたって、いろいろ市職員の方が、草刈りをしに行っているのをよく見る。本来そういう業務をしないといけないほどの緊縮財政なら——水道局は独立採算なので、また少し変わってくるかもしれないけど、見方は一緒です。そうすると、我々ももっと違う方向性をしっかり見ないと、どんどん職員方の負担が増えるかと思っています。少し話題を変えますけど、昨年、費用対効果とか業務の効率化といったことで、人工知能 A I の活用とか、全国的に小型無人機ドローンでの点検業務とかについての質疑をしました。そのとき、管理者だったと思うんですけど、「確かに将来的には」という前提がついて、きちんと費用対効果も見極めてやっていく必要があるというお考えを答弁されたんですよ。先般、新聞に 7 年前に国土交通省が、2018 年時点ですよ。今後 30 年、だから 2048 年まで、全国のインフラで、これは水道とか下水だけじゃないけど、全てのインフラで、280 兆円とか 300 兆円ぐらい今後かかっていくでしょうと。だから、A I とかドローンとか、いろいろなデジタル技術とかをどんどん導入して、人間の補足をしていかないといけませんというようなことが新聞に載っていたので、昨年の私の質疑と局長の答弁を思い出しました。こういったところは、それは予算前提になるけど、やはり進めていかないといけないと思う。でないと暑い時期に草刈りをして、へとへとになって業務に戻るとなると、けがとか過労死とかいろんな意味でまた不都合で出るし、効率が下がるよね。その辺りの A I 導入とか、ドローンとか、デジタル技術というのは管理者、もう少し真剣に進めていくべきと思うんですけど、どうですか。

川地水道事業管理者 宮本委員がおっしゃるとおり、国土交通省がそういった A I を活用しての特に検査、診断について、積極的に行おうとしております。私どもも県内水道局あるいは県外は調べさせていただきました。実際に、額も大きいんですけども、今のところですが、結果が A I で、衛星を使ってやったときに老朽化しているところが、例えば半径 100 メートル範囲内とか。ですから、半径 10 メートル、20 メートルだっ

たら分かりますけど、半径１００メートルぐらいのところの結果が出てどうするのかと。そこからまた別の業者を使って、もう１回調べさせて、老朽地点を見極めて修繕するのか、改善するのかというところがございまして、そのＡＩの精度の問題だろうと思うんです。多分、日々、そういう技術はどんどん進化していますので、そんなに遠くない将来にもっと精度の高いものが出てくるのではなかろうかと思っています。今、いろいろなところの情報収集をしており、場合によっては国庫補助が取れる可能性もございまして、その辺から国の状況ですとか、そういうのを睨みながら、いつの時点でそのような形にしていくのかというのは検討しております。もう一つ、ドローンは、管が大きいところに入るといふのがありますので、うちの場合は４０ミリメートルとか５０ミリメートルとか１００ミリメートルとか１５０ミリメートルなので厳しいかと思っています。ただ、小型のドローンも出てきていますので、その辺も情報収集しながら、検討課題として今、挙げておるところでございす。

宮本政志委員　どれぐらい近い将来に予算立てしないといけないっていうのは、もう取組を始められたほうがいいと思います。先ほどから７，０００万円の件が出ていますけど、そもそも１９．４％の水道局としたら、水道料金の値上げ、ただ議会のほうが６．５％減の１２．９％ということで４年間の緩和措置を取られましたよね。５年目からは、この１９．４％に戻しますよということで、僕も反省を踏まえて５年後はもうこの１９．４％でも、過去の決算と予算を見ると、全然足りないと思うんです。今、日本の水道は本市もだけど、世界的にもトップレベルできれいな水道水ですよ。これを受益者負担の前提から考えたら、どれぐらいが妥当なのかを１回聞いてみたいなと思って。今の水道料金は安過ぎると思う。日本のＧＤＰにこういった水道とか下水とかいろいろ換算するとまだ数百兆円は本当に上がるというのを新聞で見たときに水道料金はもともとが安い。安いけど上がったら２０％だったじゃないかというようなことでは、議会もいかんということで、少し下げなさいっていうのも反省し

ています。本来これだけの品質の高い水道水を国民が飲むに当たって、どれぐらいが妥当なものか、一度お聞きしてみたいなと思ったんですが。

川地水道事業管理者 財政シミュレーションをしたときに、本来、耐用年数について、法的な耐用年数は40年から内容によっては50年、60年ですけれども、うちはもう実際そこまでできませんので、80年のシミュレーションで、物価高等々を考慮しなかった場合について、当面は今回20%上げますよと。ただ、8年後、12年後に上げざるを得ないというシミュレーションを2パターンか、3パターンをたしか委員会でも御説明をさせていただいております。そのときに、水道料金は前回の19.4%ですけど、40%前後、それは30年間ぐらいの話でありますんで、実際に全部耐震化するとなると、もっと上げなきゃならない。これは全国的にもそう言われています。ただ、実際にそれが今度は住民の皆さんの負担になってきますので、妥当かどうかということもございますし、今、国土交通省に移管されまして、結構補助事業の制度が充実しつつありますので、そちらの補填も今後考えられるんじゃないかと考えております。その辺を見極めながら私どもとしては、4年スパンで事業検証して、料金の在り方について検証しようという考えを持っておりますので、そういった負担の在り方、それから国の動向、まして、うちの事業進捗等々を総合的に見極めながら、料金の改定について検討していきたいと考えております。

福田勝政委員 32ページの支出のほうで配水施設改良事業費があります。それで、排水改良管が18本になっていますが、有帆幹線の工事内容を見ると、有帆中村ってなっています。要するにこの18本という数字で、予定額が7億7,000万円を18で割れば、一本当たりの値段が出ると考えていいわけですか。

江本水道局次長兼工事管理課長 個別の予定額は申し上げられませんが、工事はそれぞれ現場が違い、改良する範囲、規模も全部違いますので、

単純に１８本で割るということにはならないと思います。小規模から口径の大きい管の工事があり、それを含めて全て、合計したら１８本あり、合計額は７億７，８００万円を予定していますということです。

宮本政志委員 先ほどの水道料金のことも絡んでくるけど、資料のほうも聞いていいですか。（「どうぞ」と呼ぶ者あり）資料１、収益的収入及び支出における支出で、冒頭に説明があったんですけど、修繕費のほうで、資料の最後のページに関連することかな。排出地のポンプ場とかいろいろ説明ありましたよね。もう１回お聞きしていいですか。

伊東水道局副局長兼施設維持課長 資料は、全体の修繕費が含まれておりますので、今、２６ページから３２ページに費目ごとに修繕費が挙がっております。資料の修繕費で一番大きいのが先ほど岡次長が説明しました場外施設の遠隔通信設備の改良工事が３，１００万円程度あります。これが主な要因となっております。

宮本政志委員 もう一つ、負担金も３，８００万円の増額が頭に残ったけど、その辺りももう少し詳しく聞いていいですか。

伊東水道局副局長兼施設維持課長 この負担金は、県の丸山ダムからの取水ルートバイパス工事、それから、県の有帆のポンプ場の予備発電機の取替え等について県がこのたび施工されるので、負担する比率がありまして、その額が増えているということでございます。

宮本政志委員 予算なので、決算を見なければ分からないけど、先ほどの修繕費とか負担金は予算なので、前提的にもうしようがないとは思う。先ほど草刈りで１１０万円の減額と言われたけど、職員の人にそういうことさせないように、この１１０万円を予算計上するのにどうにかならないものか。決算見込みになるので、少し予算質疑からそれるかもしれないけど、どうにかならないものなのですか。議員では分からないよね。１

10万円減らすために、草刈りを職員にさせるようなことをするなら、こういう修繕費とか、負担金の予算で内容を聞いたら、110万円とかどうにかなるのではないかと思います、その辺りはどうですか。

川地水道事業管理者 修繕費は、できれば少ないほうがいいんですけども、どうしても施設の老朽化が進んでおりますので、これをやらなかったら、逆に漏水等々が増えてきてしまって、今後さらなる費用の増大が見込まれます。また、負担金、先ほどの県の施設も、県の施設自体の老朽化によって県が計画的な整備をされるのですが、特に丸山ダムはうちとの共同出資事業ですので、少ないにこしたことはありません。やはり計画的にやらないと、最終的に市民の方々に安定供給ができかねないということも起こるので、この辺は、なるべくその数字が少ないように効率化を検討していきますけども、なかなか厳しい面もございます。そして草刈りにつきましても、過度の負担がかからないように、通常の業務に支障のない程度で職員の方々に、いろいろな検証していただいて草刈りをやっておりますので、その辺も年々私どもも考えながら、作業の在り方について、検討してまいります。

宮本政志委員 今の答弁で安心した。どうにか修繕費とかのほかの項目も踏まえて、なるべくそういう草刈りを職員にさせないように検討していきますということを言われたので安心したけど、どうにもならない、職員に草刈りやってもらわないといけないんだったら、この予算には賛同し切れないなと思った。検討をしっかりとください。職員の方が、掃除しに行ったり、草刈りしに行ったりするのは本来の業務とは違うと思う。庭で目の前の草が伸びて客が来るので草でもむしろうというぐらいなら一般的にあるけど、草刈り機を持つての草刈り業務は、市の職員も含めてやることじゃないと思っている。だったら、やっぱり予算というのはなるべく、入札でも何でも、先ほど矢田委員が言われたいろいろな物品の購入に当たっても、やはりそういうところをしっかりと目を向けてっていうところをお願いしたくて言ったけど、検討しますと言われたので、

これは質疑じゃありません。

川地水道事業管理者 そうは言いましても、施設の適正な維持管理の一環としての草刈りというのはやっぱりある程度は必要だと思いますので、その辺の作業量の状況を見ながら検討させていただきたいと思います。

福田勝政委員 今の草刈りの件でお聞きしますが、例えば、山陽小野田市において、そういう部署の違いはあると思いますけど、その草刈りをする職員がいるんですか。

藤岡修美委員長 今の質問は水道局に聞く質問ですか。

福田勝政委員 分かりません。（「答えようがない」と呼ぶ者あり）

川地水道事業管理者 専用の職員は多分いないと思いますけど、私どもは水道事業なので、回答は控えさせていただきたいと思います。

藤岡修美委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに質疑はありますか。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、以上で質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これより議案第17号令和7年度山陽小野田市水道事業会計予算について採決をいたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成により本件は可決すべきものと決定いたしました。それでは暫時休憩いたします。

午前 10 時 47 分 休憩

午前 10 時 57 分 再開

藤岡修美委員長 それでは委員会を再開いたします。議案第 18 号令和 7 年度山陽小野田市工業用水道事業会計予算について、執行部の説明を求めます。

川地水道事業管理者 それでは、議案第 18 号令和 7 年度山陽小野田市工業用水道会計予算について御説明いたします。予算書の 33 ページから御説明します。予算書第 2 条の業務の予定量は、西部石油株式会社の業態変更の影響が現時点では不確定のため、前年同量の年間 850 万 4,500 立方メートルの配水を予定しております。第 3 条の収益的収入の予定額ですが、合計で 2 億 8,616 万 3,000 円を計上しております。また、支出合計は 2 億 5,998 万 5,000 円を計上し、結果、税処理後の単年度損益においては 2,693 万 6,000 円の利益が生じる編成となっています。予算書第 4 条の資本的収入及び支出の予定額ですが、収入はなく、支出のみとなっております。支出の建設改良費と企業債償還金と合わせて合計は 1,941 万 6,000 円を計上しております。収入が無いことから支出全額が差引不足額となります。この補填は損益勘定留保資金等に加え、減債積立金を 1,473 万 9,000 円取り崩して対応する予定としております。なお、詳細につきましては、総務課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

岡水道局次長兼総務課長 管理者の概要説明に続いて予算書 34 ページで御説明いたします。第 5 条予算は、支出費目の流用可能項目、第 6 条予算は、職員給与費等の流用禁止経費となっております。これらは予算書への記載が法定で義務づけられているものです。それでは、予算の内容について、水道事業会計と同じ手順で御説明をさせていただきます。まず、収

益的収支につきましては、予算書51ページ、A4資料は2／3ページを御覧ください。収入合計は、2億8,616万3,000円となり、前年度当初予算比較で160万4,000円の増となっております。給水収益は管理者の説明のとおり、当初予算では例年と同じ契約水量を予定していることから同額となっております。ほかは記載のとおりです。続きまして支出の部ですが、支出につきましてはA4の資料を御覧ください。支出につきましては、総額2億5,998万5,000円を計上しております。人件費をはじめ動力費、委託料等の費目を増額としましたが、負担金・修繕費を大幅に減額したため、総額では前年度当初比で152万円の減額となっております。人件費の詳細につきましては予算書40ページ以降の給与費明細書をお読み取りください。続きまして、資本的収支については、予算書最終54ページを御覧ください。収入はなく、支出は建設改良費の営業設備費として、事務用パソコン・公用車の購入を予定しており、企業債償還金を加えた支出総額は1,941万6,000円を計上しております。収入はなく、支出総額が差引き不足額となりますが、これに対する補填は、管理者の概要説明のとおりですが、損益勘定留保資金に優先して減債積立金を補填財源に充てております。ここで予算書47ページを御覧ください。予定損益計算書になります。こちらは税処理後の損益となっております。下から4行目、当年度純利益は2,693万6,000円を予定しております。予算書の43ページから46ページの令和6年度補正の財務諸表については、先日の当委員会で審査済みですので説明は省略します。予算書49、50ページの予定貸借対照表を御覧ください。50ページの資本の部、7項(2)の利益剰余金合計額は9億5,879万5,000円となっており、上水と異なり全て現金の裏づけを持っております。加えて未使用分の損益勘定留保資金が会計内に留保され、結果、期末の内部留保資金は9億7,719万5,000円となる予定です。対して企業債残高は、固定負債と流動負債の企業債の合計2,972万9,000円に過ぎないため、実質無借金経営となります。予算書39ページ、予定キャッシュ・フロー計算書を御覧ください。下から3行目の資金増加額では2,109万

3, 000円増加しております。ただし、これには未払金、引当金等の増減が加味されておりますので、これらを除けば一年間の事業活動を通じて、実質3, 142万4, 000円の資金増加となる予定です。以上が令和7年度の工業用水道事業会計予算の説明となります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。予算書のページを追っていきたいと思います。33、34ページです。

矢田松夫委員 先ほど説明がありましたが、問題は、西部石油株式会社がどれぐらいの配水量を使用するのかです。昨年並みとここに提示をされていますけれど、機能が停止したのが、令和6年の3月であれば、もう1年過ぎておりますので、どのように対策をしていくのか、どのような影響があるのかということぐらいの分析はできないのだろうかと思うんですが、いかがでしょうか。

川地水道事業管理者 西部石油株式会社の工業用水道事業につきましては、本市の工業用水道事業、それから山口県の工業用水道事業、この二つが、御活用なされております。実際に石油精製事業がもう停止されておりますので、かなりの量が不要ではないかということで現在協議をいたしておるところでございます。西部石油株式会社との申入れもでございます。今、県と協議をいたしておりますので、その辺が分かりましたら、また、当委員会にも御報告を申し上げたいと思います。51ページを御覧ください。西部石油株式会社の今、水道料金は、51ページの上の段の収入の水道料金のところにあり、今、日産化学株式会社、田辺三菱製薬工場株式会社、西部石油株式会社の3者とやっています。西部石油株式会社は、今、5, 987万8, 000の年間の集計がございます。これが仮になくなったとすると、これだけの収入減になります。ただ、今後、支出のほうの動力費等々につきましても、減額となっていくしますので、シ

ミュレーションをしていくと、残り２者でぎりぎりこの工業用水道事業の運営ができるかできないかといったところに、シミュレーションをいたしているところでございます。

藤岡修美委員長　３３、３４ページ、いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）
それでは、３７、３８ページ、収益的収入及び支出、それから資本的収入及び支出まで、いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）３９ページ、
予定キャッシュ・フロー計算書、いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）
４０、４１、４２ページ、給与費明細書、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）
４３、４４、４５、４６ページは審査済みなので飛ばして、４７ページの予定損益計算書。

宮本政志委員　２の営業費用の（３）減価償却費の２，６９９万３，０００円は一般民間と同じ考えでよいかの確認ですけど、それと５番予備費の当年の純利益が２，６９３万６，０００円ですが、実質この合計と見ていいですか。減価償却で実際は手出しとして支出するわけじゃないので、経費計上するのが減価償却なので、この辺りは、普通の民間企業と同じような見方をしているのかなと思って。

岡水道局次長兼総務課長　おっしゃるとおり、純利益は減価償却費を費用として認識して、減価償却費自体は、非現金支出なので、キャッシュとしてはこの分が加わります。ただし、３の営業外収益の長期前受金戻入というのが、非現金収入になりますので、こちらは、純利益から差し引くような形になります。

宮本政志委員　そもそも工水は、先ほど局長が県の事業と市っていうけど、県内の市町というよりも市ですか。今、本市以外で工水の状況はどうなっているんですかね。

川地水道事業管理者　山陽小野田市の水道事業は工水を入れて、県内ではたし

か5市です。下関市、山陽小野田市、防府市、下松市、岩国市の5市です。

宮本政志委員 今、言われた下関市、防府市、下松市、岩国市をホームページで調べれば分かるんですけど、大体、収益的な決算というのは、似たり寄ったりですか。規模は関係ないけど、最終的な損益はどうですか。

川地水道事業管理者 これは恐らく市内の企業の動向にもよります。今、うちは3者おられますので、まだ収益が出ていますが、ほかの市はちょっと厳しいところも結構あるように聞いております。ただ、この実際の詳細な状況までは把握し切れておりません。

宮本政志委員 そうすると先ほどの西部石油株式会社の取引の量を総収入の割合で見て、それが仮にゼロとか半分とかぐらいまでいくと物すごく本市の工水収支に影響してきますけど、将来的には県に譲渡というか、任すようなことは考えないんですか。

川地水道事業管理者 この辺りにつきましても、ほかの企業で県工水を活用されている、厚狭川、厚東川工水からの給水を受けている企業は、市内でかなりあります。私どもも同じ工業用水道事業なので、その辺についての県との協議もやっております。なかなか県工業用水も、そんなに利益が上がっているのかというと、やはり大体県内の企業も、どちらかというと、節水ですとか、水の量をあまり使えなくなっておりますので、やっぱり厳しい状況が続いております。私どももやっぱり公営企業会計でございますので、その辺りをしんしゃくしながら、今後、どのような形でやっていくのかは、その県工水との協議も含めて、今、検討いたしております。

藤岡修美委員長 ほかに質疑はありますか。47ページ、いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）49ページから54ページで質疑を求めます。

矢田松夫委員 54ページの建設改良費の支出が出ていますが、この内容はさつき説明があったんですか。（うなづく者あり）しましたか。では、議事録を読みます。すみません。

中島好人委員 49ページの現金預金の項です。水道事業がこの内部留保資金で需要に合ったりということですが、工業用水の場合は、預金で対応するということだろうと思います。そうすると今、預金が幾らあるかで、現金預金ということで116万2,000円とあります。こういうふうに見るのか、その辺の預金残高の説明もお願いしたいと思います。

岡水道局次長兼総務課長 50ページの7番資本剰余金合計（2）の片仮名の下、利益剰余金合計額が、9億5,879万5,000円と載っております。それに加えて、一部、資本金が、一部現金化したものもございますので、合わせて、期末の内部留保資金は9億7,719万5,000円となる予定となっております。

恒松恵子副委員長 中島委員の預金の質問がありましたが、51ページの受取利息が去年の予算より随分上がっております。やはり近年、金利が上がるということでございますが、どのように計算されたのでしょうか。

岡水道局次長兼総務課長 今年度の実績に伴いまして、同じぐらいの利息収入が得られるのではないかと、同程度の利率を予定しております。

恒松恵子副委員長 ということは例えば、一番金利の高い定期預金にされるとか、そのような工夫はされていると考えてよろしいのでしょうか。

岡水道局次長兼総務課長 水道料金を集めていただいている収納取扱いの金融機関の中から金利照会をかけて、一番有利なところにお預けするという形を今年度からっております。

藤岡修美委員長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これより議案第１８号令和７年度山陽小野田市工業用水道事業会計予算について採決をいたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成により本件は可決すべきものと決定しました。引き続き、議案第３７号山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、執行部の説明を求めます。

伊東水道局副局長兼施設維持課長 それでは、議案第３７号山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。これは令和６年度の人事院勧告に基づき、水道局企業職員においても、国に準じた管理職員特別勤務手当の支給要件を改正するものでありまして、市長部局及び病院局においても同様の改正が行われることとなっております。管理職員特別勤務手当は、臨時または緊急の必要がある場合において、管理職員が支給対象の時間帯にやむを得ず業務を行った場合に支給される手当でございますが、平日の対象時間が、これまでは午前零時から午前５時であったものを、午後１０時から翌日の午前５時までに改めたものとなります。以上御審査のほどよろしくお願いいたします。

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりました。ここで委員の質疑を求めます。

宮本政志委員 総務文教から同じような議案がこれは出ていたよね。労働基準法で改正後の午後１０時から午前５時までが、時給等の関係はたしか、

もとが午前零時からでしたか。

伊東水道局副局長兼施設維持課長 以前は午前零時から午前5時までであったものが、午後10時から翌日の午前5時まで、前が2時間ほど早くなるということでございます。

宮本政志委員 国が変えたんですか。別に本市が云々ではなく国ですかね。

伊東水道局副局長兼施設維持課長 令和6年度の人事院勧告に基づいたものがあります。

藤岡修美委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは議案第37号山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決をいたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成によりまして、本件は可決すべきものと決定いたしました。引き続き、議案第38号山陽小野田市水道局布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について、執行部の説明を求めます。

伊東水道局副局長兼施設維持課長 議案第38号山陽小野田市水道局布設工事監督者及び、水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。お手元の資料を御確認ください。まず、1ページから3ページですが、こちらは本条例改正の内容説明でございます。5ページ以降は新旧対照表となっております。それぞれに色をつけており

ますが、改正内容の説明に対応した色を新旧対照表にも色づけしております。それでは内容を御説明いたします。このたび大きく分けて４点の改正がございます。まず１点目は、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の見直しに係る改正でございます。これは、水道整備管理行政に携わる職員数の減少に対応するために、水道法施行令の改正が行われたことによるものであります。布設工事監督者の資格要件につきましては、土木工学科以外の課程の追加や、技術上の実務経験として、水道以外の分野、例えば工業用水道、下水道、道路などの分野の追加が行われたことによる改正であります。また、水道技術管理者につきましては、小規模水道事業、これは給水人口５万人以下の事業となりますが、これにおける技術上の実務経験年数の見直しが行われ、それぞれ半分でよいこととなりました。こちらは本市には直接影響はございません。詳しくは２ページ、３ページに記載しておりますが、赤字の部分がこのたび改正された課程や実務経験年数となります。布設工事監督者につきましては、この実務経験年数のうち半分は水道以外の分野の経験年数を算入してよいこととなっております。続いて２点目ですが、令和６年４月から施行された、水道法改正に伴い、所管省庁が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されたことに伴う改正でございます。これにつきましては水道法施行令により、令和７年４月１日から改正することとなっております。続いて３点目は、簡易水道事業の上水道統合による条文の削除でございます。本市の簡易水道事業は令和３年４月１日から水道事業に統合したところでありますが、現在のところ当面簡易水道事業を運営する予定がございませんので、このたび、条文を削除するものでございます。最後４点目ですが、学校教育法の一部改正によりまして制度化された、専門職大学及び、専門職短期大学を加えるものでございます。以上であります。御審査のほどよろしく願いいたします。

藤岡修美委員長　質疑に移る前に、頂いている資料が議案第３７号とありますが、これは議案第３８号の誤りでよろしいですか。

伊東水道局副局長兼施設維持課長 申し訳ありません。

藤岡修美委員長 そういうことで進めてまいります。委員の質疑を求めます。

中島好人委員 主な改正の内容の２番で、要するに今までも、厚生労働省管轄だったのが、やっぱりこれは公衆衛生法のほうに重点が最初は置かれていたということで、なかなか厚生労働省は財政的にも厳しく、こっちの事業には回ってこないという状況があったわけですから今回は環境省なり、国土交通省のほうに変わったということで、幾らか国のほうからこちらに予算が回るという見通しについてはどんな状況ですか。

藤岡修美委員長 条例と関係ないんですけど。

中島好人委員 関係ないと思ったけど、いいですか。

藤岡修美委員長 本条例とは関係ないと判断するので、別の質疑をお願いします。

矢田松夫委員 この条例の改正によって手当等については変更があるんですか。

伊東水道局副局長兼施設維持課長 手当の額については変更ございません。

矢田松夫委員 それから、対象者が増えるということになりますよね。ですから、これをずっと見ていくと、みなし条例というか、経験年数を積むとそういう資格が取れますよというふうに置き換えていいんですか。

伊東水道局副局長兼施設維持課長 おっしゃるとおりでございます。

宮本政志委員 そもそも布設工事監督者、水道技術管理者は、それぞれどういう仕事をするんですか。

伊東水道局副局長兼施設維持課長　まず水道の布設工事と申しますのは、水道施設の新設工事、それから主要な例えば浄水場とか配水池、取水方法の変更であるとか、大規模な改造工事であるとかの工事を指します。これに伴う工事の監督者の資格を定めたものが今回の布設工事監督者の資格でございます。それから水道技術管理者につきましては、水道法第19条第1項に基づいて、水道の管理についての技術上の業務、水道施設が施設基準に適合しているかの検査、それから水質検査衛生上の措置、給水の停止等を監督するものでございます。

宮本政志委員　本市の水道局の規模から言ったら、今の布設工事監督や水道技術管理者は、それぞれどれぐらい必要なんですか。

伊東水道局副局長兼施設維持課長　水道技術管理者は水道事業一つにつき1名を指名するということになっています。うちでは、今、江本次長になっております。布設工事の監督者につきましては、改良工事が主な内訳ですけど、管路につきましては、普通の配水管の改良工事ではこの資格とは違って、今、申しました結構大規模な工事、あとは新しく管を布設する工事ですので、今のところ年間に1本あるかないかといったような工事でございます。

宮本政志委員　そうすると、2番でいくと、これ水道の水質とか衛生の関係が変わって、厚生労働省から環境省よね。下の（2）番のほうは、厚生労働省から国土交通省、別段これで水道局のほうに何か懸念が生じるってことはないんでしょうか。

伊東水道局副局長兼施設維持課長　はい。特に懸念されることはございません。

藤岡修美委員長　よろしいですか。ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で質疑を終わります。これより討論を行います。討論は

ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これより議案第３８号山陽小野田市水道局布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決をいたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成により本件は可決すべきものと決定いたしました。
ここで職員入替えのため、暫時休憩といたします。

午前１１時２７分 休憩

午前１１時３６分 再開

藤岡修美委員長 委員会を再開いたします。議案第１１号令和７年度山陽小野田市駐車場事業特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

高橋建設部次長兼都市計画課長 議案第１１号令和７年度山陽小野田市駐車場事業特別会計予算について説明いたします。予算書の３ページ４ページを御覧ください。予算総額は、歳入、歳出ともに７，９７４万９，０００円です。はじめに、歳入について説明しますので１０ページ、１１ページを御覧ください。あわせて、参考資料のＲ７要求の欄も御覧ください。１款使用料及び手数料、１項使用料、１目駐車場使用料は、２，２３７万４，０００円としております。１節駐車場使用料の主なものとしては、通常の駐車場使用料１，９００万円、定期駐車券使用料３１０万円などです。２款繰越金、１項繰越金、１目繰越金は、令和６年度からの繰越金５，７３１万９，０００円です。３款諸収入、１項雑入、１目雑入は、自動販売機の電気料５万６，０００円です。次に、歳出について説明いたしますので１２ページ、１３ページを御覧ください。１

款駐車場事業費、1項駐車場管理費、1目一般管理費は、5,724万円としております。主なものの説明いたします。10節需用費は、光熱水費69万円、施設等の修繕料144万円などです。13節使用料及び賃借料、機械器具借上料191万4,000円は精算機のリース料などです。14節工事請負費5,000万円は、駐車場西側の未舗装部分の舗装工事を施工するためのものです。26節公課費、消費税及び地方消費税190万円は、令和6年度の駐車場使用料の決算見込額から算定した消費税に関する申告額です。2款予備費、1項予備費、1目予備費は、2,250万9,000円としております。駐車場の舗装工事については、参考資料を御覧ください。舗装工事の面積は約3,400立方メートルで、併せて外周にフェンスも設置します。この工事によりまして、現在は舗装部が190台、未舗装部が70台の合計260台ですが、全てが舗装部の300台となります。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。予算書のページを追っていきたいと思います。3ページ歳入の総括、資料も重ねて見られて、総括の10ページ、11ページも含めていきましょう。

宮本政志委員 過去の産業建設常任委員会でさんざん年度の御説明があったと思うんですけど、非常に駐車場収入は安定していいですね。この事業自体もなかなかすばらしいです。令和3年度から令和4年度は200万円ぐらいアップ、令和4年度から令和5年度は1.6倍、令和5年度から令和6年度も1.4倍で、このたびの令和7年度は令和6年度とほぼ一緒ですけど、実際に貸している台数とそれから月極か何かで、貸している台数は、まず大きく変化はないですか。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 月極で定期駐車券を利用されている方の推移を少し御紹介いたしますと、遡ると令和元年度44人、令和2

年度４５人、令和３年度５２人、令和４年度５３人、令和５年度６１人、今年度７１人ということで、徐々に増えている状況でございます。

宮本政志委員 これは月極をやめて、全部普通に貸し出すのと、月極を増やしていくのでは、歳入の収入的にはどうですか。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 定期で借りるのは、定額で４，０００円の１か月の利用料になりますので、収益だけを見るのであれば、時間でお貸しするほうが、収入が増えるという状況です。

宮本政志委員 令和３年度からずっと歳入の分を調べました。資料も御丁寧に平成３０年から出ているんだけど、コロナ禍を除いたら、安定して稼働率が高いよね。そうするともう月極はもう民間がいくらでもあるんだから、そっちで借りてくれってやって、全部普通に貸し出したほうが、収益は上がるよね。それを聞きたいです。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 収益で言いますと、月極が少なくなれば収入が増えますが、ここの駐車場の特性として、土日は利用が多いんですが平日の利用が少ない状況にあります。定期というのが平日の利用の方が多いので、要は安定した収入で見ますと定期の利用者が一定程度いるほうが収益は安定すると考えているところです。

宮本政志委員 それなら、稼働率は平日と土日でどれぐらい違いますか。例えば土日を１００としたら平日はどれぐらいですか。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 手元に平日と休日の利用者数についての数字は持ってない状況ではございますが、大体平日に我々は駐車場行くことが多く、舗装部分での利用がメインになっています。ただ、休日になると未舗装部分にも、一定台数とめられている状況ですので、休日が恐らく二、三割ぐらいは利用者が多いのではないかと考えております。

す。

高橋建設部次長兼都市計画課長 少し私のほうから説明いたしますと、今、宮本委員が言われるとおり月極駐車場については、本来は50台程度が望ましいんじゃないかなと思っております。料金から言いますと月極駐車場はひと月当たり4,000円。通常の時間貸しで言いますと、入庫してからの24時間、つまり丸1日とめられたときには、1日当たり500円です。それで500円で仮に稼働率が70%ぐらいだとしたときに、約1万円、要するに1万円と4,000円で比べれば時間貸ししたほうがいいのかないかなというのがありますので、新年度からは、今言う50台ぐらいに抑えられるように検討して、時間貸しのほうを増やすように考えていきたいというふうに考えております。

矢田松夫委員 今、宮本委員の関連だけど、50台の月極で、予約を取っていると。このうちマンションの枠取りは何台あるんですか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 マンションの方、イメージはあるんですが、ちょっと今この場でお答えしていいのかが……

矢田松夫委員 台数は別にしてね、そういうのもあるよってという回答もらっているわけね。枠取りがあるかないか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 マンションの方の枠取りというのはありませんが、マンションの方が利用すると出されても、決して拒否はしないという考え方です。

中島好人委員 収益が上がってきているわけです。そしてまた、今後の台数も40台増える。260台から300台となると、ちょっと考え方ですけども、料金を下げて、利用台数を増やしていくのか、料金を上げて台数を少なくするのか。収益が上がっている中で市民に喜ばれる施策とし

て、料金を引き下げて利用者を増やすという考えはどうでしょうか。

井上建設部長 オープン当初と違いまして最近民間の駐車場が結構増えています。そちらのほう結構、うちの駐車場よりは安く設定しておられますので、やっぱり民業圧迫という観点からいくと、下げるというのは、官が民間の仕事をとってしまうという考えもあるんじゃないかなということ、ちょっと危惧をしているところでございます。

宮本政志委員 歳入で、プリペイドカード分が7万円あります。駐車場はよく使うけど、普通にお金で精算しているから分からないので聞きます。今頃は支払いでスマホとかいろいろ使えますが、対応はしているんですか。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 現状では対応しておりません。

宮本政志委員 これは対応したら、歳入の増える見通しが立ちますか。令和7年度予算のときに検討しなかったですか。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 今、電子マネーだとかいろいろな決済の方法はあると思いますが、精算機自体をそういう電子マネー対応のものに変える必要が出てきます。そうなるとかかなりの費用が発生いたしますので、令和6年からリース契約を更新して、今のゲートリースを続けています。令和11年までは継続契約することとなっておりますので、その段階で、周辺の施設の電子マネーの利用状況とか、そういうものも踏まえて、その段階で、また検討したいと思います。

藤岡修美委員長 よろしいですか。ほかに、歳入はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは歳出、4ページ、8ページ、9ページ、12ページ、13ページで質疑を求めます。

宮本政志委員 工事請負費5,000万円が、西側の件で御説明ありました。

まず3,400平米のアスファルトと外周フェンスって言われたけど、これ一緒に5,000万円ですか。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 全て、一つの工事として予算を確保しておりますので、一緒に工事です。

宮本政志委員 これ資料に載っていないけど外周フェンスっていうのは、何メートルで、基礎を含めてどういう工事するんですか。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 外周のフェンスについては185メートルの予定にしており、基礎については、コンクリート製品の2次製品の基礎がございますので、それを使って立て込むというような考えです。

宮本政志委員 これはメッシュですよ。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 メッシュのフェンスです。

宮本政志委員 5,000万円の大きな内訳って分かりますか。フェンスが幾らで、舗装が幾らと。正直言って、地図を見ていたら、5,000万円っていい値段だなと思って。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 直接工事費でお答えいたします。まず舗装が900万円ぐらいです。あと照明と車止めなどの附属施設が640万円ぐらい、フェンスが430万円ぐらい、その他土工が230万円です。全て足すと2,200万円ぐらいになりますので、経費をかけると倍以上、さらに不測の対応等を考えて予算を設定しております。

宮本政志委員 今後、今のような資料が最初から出ていたら、すごく分かりやすいと思います。今の説明で資料が入っていたら、結構納得できるとこ

ろでした。委員長も少し担当課と話し合ってください。

矢田松夫委員 宮本委員の関連ですが、今のフェンスは使用しないということですね。まずそれが1点。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 フェンスといっても今は、はりがねではなく、ああいうものですので処分いたします。

矢田松夫委員 産業建設常任委員会の中では、この舗装工事については、約2,000万円というふうにずっと言われてきましたが、急遽5,000万円となった理由をお願いします。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 主な工事費の増加については、物価上昇というのもすごく大きい状況でした。それとあと数量が若干増えたということと、照明や車止めの附属施設の追加ということが主な理由になっております。

矢田松夫委員 一番のかき入れどきは、やはり5月の連休になるだろうと思うんですが、それに間に合うような工事なのか。そのために、突貫工事も必要だから5,000万円にして、落札にしても、大まかにきっておかないと、もし不落札になった場合、5月連休に間に合わないという可能性もあるから5,000万円にしたのではないかという説も成り立つんですが、その辺どうでしょうか。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 まず、御利用が多い駐車場の時期というのは、5月、10月、11月が利用の多い状況でして、このたびの工事については、契約上必要な工期が4か月程度を見込んでおりますので、そうしますと、できるのが6月から9月の間、または12月から3月の間というような工事になろうと思います。

矢田松夫委員 結局、工事期間は分かる範囲でいつですかね。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 今、想定しているのは、6月から9月の間、または12月から3月の間、どちらかで進めていったらと考えています。

矢田松夫委員 入札はいつ頃されるんですか。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 入札は6月からという場合は、5月の段階での入札になろうかと思いますが、図面など、実施に向けて、作成しないといけない部分というのもございますので、今は11月の入札でいければと考えています。

矢田松夫委員 それから何か新たに設置をするところを含めて、看板を立てるということはないんですか。もう一つは、これを見ると、現在のゲートを使うようになっていますが、それを使うのがあるのかないのか、新しくつくるのがあるのか、それから障害者専用のスペースをどうするのか。この3点についてお伺いします。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 まず看板については、今でも何か所かつけている部分があるので、老朽化しているものについては交換したいと考えております。ゲートにつきましては、今の契約がございまして、当面このたびの工事も触らないと。障害者枠については、こちらが200台以上になると、区画数かける1%プラス2区画ということで、300台になりますと今回5枠ということになります。計画は今300台で現状5台駐車枠がございまして、今、新たな駐車枠を増加するということは考えてないです。

宮本政志委員 今、矢田委員の質疑と答弁の中で、未舗装部分の資料でいったら、水色の部分が3,400平米でいいんですか。70台ですかね。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 未舗装部分が水色で塗られているところになります。こちらが3,400平米です。70台ということです。

宮本政志委員 1台分は2.5メートルの5メートルですか。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 2.5メートルの5.5メートルです。

宮本政志委員 一般的に2.5メートルの幅で5メートルぐらいがスーパーといったところですよ。5.5メートルってことは、今頃は少し長めの車があるからというのは分かるんですけど、今、計算していたら、大体1台当たり普通2坪見るから、7平米ぐらいかな。ざっくりこれを3,400で割ったら、中の通路も含めていくと、70台とすると、図面を見ても、敷地に物すごく遊びが出るような感じがしますが、ここきっちり見直して、いっぱい駐車できるようにしないんですか。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 すみません、先ほど70台と言いましたが、未舗装部分は110台の駐車枠になります。それと駐車枠については、これからできるだけ多くとめられるように、さらにこの現状の計画が確定というわけではございませんので、できるだけ効率的に駐車枠は設けたいと考えております。

宮本政志委員 そうすると、さっきの5,000万円の予算の内容でいくと、そんなに高いとも思わなかったんだけど、台数が増えたら当然、ラインやら車止めやら増えるから、予算はもう少し補正か何か出てきそうですね。それが補正出してでも、台数は多くとめる前提ってことね。

高橋建設部次長兼都市計画課長 ちょっと説明資料のほうで誤解があったかもしれないので、最初に説明させていただきますと、右下に現在の舗装

分 1 9 0 台プラスに未舗装 7 0 台と書いてありますのは、このたび水色で着色しております部分を正式に舗装するわけですが、ここは今、特に区画線等がない原っぱのところなので、おおむね 7 0 台とめられるような状態で運用しているという状態になります。下に書いてあります計画がプラス 1 1 0 台、これはもう明確にラインを仕切ってやりますので、それが 1 1 0 台になりますという考え方です。

宮本政志委員 さっきの質疑と答弁は、この 1 1 0 台を前提じゃなくて、1 1 0 台以上とめられるのなら、なるべくここの部分で多くとめられるようにするのかと聞いたら、そういうふうに検討していくという答弁があったけど、それをもう 1 回確認させてください。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 未舗装部分の駐車区画については、現状はあくまでも案ということで、できるだけ効率的にとめられるように、駐車枠の配置は、これからさらに検討させていただきます。

矢田松夫委員 修繕料が 1 4 4 万円となっているんだけど、これ令和 5 年度の決算のときも、全く同じような修繕箇所を言っているわけよね。僅か 1 年ぐらいで、また同じような修繕料を出すのか、これどういうことですか。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 修繕については、既に舗装がされている部分の区画線の引き直しなど、あと、今年度の参考でお伝えしますと、給水管からの漏水も修繕料で対応しておりますし、ちょっとした看板の修繕も行っておりますので、枠のようなイメージで捉えていただければと思います。

矢田松夫委員 最初の説明ではそういうことはなかったわけです。トイレ、街灯に修繕料を使うと言われた。さっきの説明は、次から次へ新しい修繕料が項目に出てきたんだけど、令和 5 年度の決算でいうと、精算機のゲ

ート基盤の補修、トイレの扉の鍵、管理棟の補修、舗装、区画線の補修、街灯の修繕、そういうことを言っているわけです。また街灯とかトイレとか同じような事が今日出てきたから。

高橋建設部次長兼都市計画課長 この施設等の修繕料144万円につきましては、うちとしては枠的に捉えていまして、今、矢田委員の言われるトイレを昨年やったからとか、照明灯を昨年やったから、今年度も発生しないかということ、決してそうではなくて、街灯の数にしても多いので、毎年度、ここがよくなれば、ここが悪くなるような形、管理棟とトイレについても、衛生機器とかが少しずつ案件としては発生してきますので、それに対応するということで毎年同じような金額を修繕料として計上しているという考え方です。

宮本政志委員 ちょっと細かいことを聞くけど、26節公課費、これは地方消費税190万円というと単純に、駐車料金の1,900万円の10%かなと思うんですね。これは定期駐車券、プリペイドカードはもうそのときに消費税込みで販売しているからなのか。そうすると消費税対象が、190万円に上がると思うんだけど、駐車場は8%ですか。10%ですよね。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 公課費については、課税標準額が売上げ全てということで、2,000万円を超えるような金額を対象としていまして、委員が言われるように消費税の7.8%の部分もあります。

藤岡修美委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは以上で質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは議案第11号令和7年度山陽小野田市駐車場事業特別会計予算について採決をいたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

藤岡修美委員長 全員賛成により本件は、可決すべきものと決定いたしました。

それでは引き続き、議案第34号山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、審査に入ります。執行部の説明を求めます。

高橋建設部次長兼都市計画課長 議案第34号は、山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正するものであります。このたびの条例改正につきましては、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の規定が令和7年4月1日に施行されることにより、建築基準法の改正による審査特例制度の見直しと、省エネルギー基準適合義務制度の対象拡大による建築確認等の手数料について所要の改正を行うものです。また、宅地造成及び特定盛土等規制法の施行により、山口県において規制区域が指定されるようになり、その中間検査の事務について、県から権限移譲されること等に伴い、所要の改正を行うものであります。議案の下に参考資料の新旧対照表がありますが、1から33ページの上段までが建築基準法及び都市の低炭素化の促進に関する法律に関する事務、33ページの下段から34ページの上段までが宅地造成及び特定盛土等規制法に関する事務、34ページ下段から77ページが建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に関する事務に関する内容となります。別途資料を配布しておりますので、そちらを御覧ください。(1)建築物省エネ法については、現行法では、中規模以上の非住宅のみ適合義務の対象となっておりますが、改正により原則全ての建築物に適合義務が生じることとなります。次に(2)建築基準法については、建築確認申請の提出図書を一部省略できる審査特例制度について、現行法では本市で取り扱う全ての4号建築物が審査特例制度の対象となっておりますが、改正により、一部を除いて対象外となるため、構造に関する審査が追加されます。次に(3)限定特定行政庁の事務範囲についてですが、旧4号建築物の一部が新2

号建築物となることにより、大規模の修繕・模様替えに関する手数料と建築物等仮使用認定申請手数料が追加となります。次に、宅地造成及び特定盛土等規制法、通称、盛土規制法と言いますが、この法律が令和5年5月26日から施行され、山口県により令和7年4月1日に宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域が指定されます。この法律に基づく許可等の事務のうち、都市計画法の開発許可により、この法律の許可を受けたものとみなされる工事に限り、中間検査と定期報告に関する事務が山口県より権限移譲される予定です。中間検査につきましては、申請手数料が必要となりますので新設いたします。なお、手数料の額は、山口県と同額を定めるものです。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。

宮本政志委員 省エネ法の資料の（１）の下の適合性審査っていうのは、どこが審査するんですか。確認は本市で受けていますよね。本市がやるんですか。

川口都市計画課建築指導室主任 例えば、こちらに建築確認申請を出していた中で、省エネのほうも併せて審査します。民間に出されても、民間のほうでやられたり、あるいは民間のほうで省エネの計算をしたものをこちらにも添付して出されるというケースとか、いろいろあると思います。

宮本政志委員 そうすると、この今の議案の手数料徴収条例手数料の算出の根拠は何ですか。これは、国が定めたんですか。

川口都市計画課建築指導室主任 今、県と同額でやっております。

宮本政志委員 県に合わせたんですね。手数料の収入額と職員の負担って大丈

夫ですか。適合審査ができる何か資格がいないんですかね。負担は大丈夫ですか。

川口都市計画課建築指導室主任 一応、建築主事の資格がありまして、そちらを所有している職員が数名おります。負担のほうは出てくる件数によるかとは思いますが、例年の件数でいけば、さばけるのではないかと思います。

高橋建設部次長兼都市計画課長 これにつきましては都市計画課、建築指導室で業務をやるわけですが、現在の数字で言いますと、建築主事が3名おりますので、十分対応できると考えております。

藤岡修美委員長 ほかにいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これより議案第34号山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について採決をいたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成により本件は可決すべきものと決しました。ここで休憩といたします。

午後0時15分 休憩

午後1時20分 再開

藤岡修美委員長 それでは休憩前に引き続きまして委員会を再開いたします。
議案第15号令和7年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計予算

について、執行部の説明を求めます。

木村公営競技事務所長 それでは、議案第15号令和7年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計予算について御説明いたします。本日はお手元の資料と併せて御説明させていただきます。それでは最初に、予算書の2ページをお願いします。2ページ、第1条で歳入歳出予算総額をそれぞれ261億745万8,000円としています。前年度と比較いたしまして0.3%、金額にして8,254万6,000円の減となっております。続きまして、第2条では、債務負担行為として、新たに周回通告表示装置・周回確認灯リース料を設定しています。続きまして、第3条では、一時借入金の最高額を、前年度と同額の30億円としています。それでは、最初に令和6年度の現在の売上状況と令和7年度の売上げの前提条件となります本場の開催日程等から御説明いたします。お手元の資料1-1をお願いします。こちらの資料は、この2月までの全レース及び重勝式の売上状況になります。黄色のマーカーが山陽場になります。数値が三段書きになっていますが、上段が売上等の数値そのもので、中段が構成比、そして下段が前年比となります。左から見ていきますと、2月まで本場開催は、ミッドナイトレースも含めて128日開催しています。内訳は、ナイターレースも含めた昼間の通常開催が59日、そして、ミッドナイトレースが69日となっています。全体の売上につきましては、214億298万2,200円、前年比115.9%となっています。続きまして、資料1-2をお願いします。こちらの資料は、同じくこの2月までの売上状況ですが、別枠と呼ばれるミッドナイトレースのみを抜き出した売上状況になります。対前年度比は、125.4%となっています。山陽場と言えば、6車立てレースで予想しやすいというのが定着し、この令和6年度から取組を始めました、これまでの最終レースの発走時間を10分から1時間延長するレースがファンに少しずつ受け入れられてきたことと、他競技が全て終了した時間帯での締切・発走が数レースあることで、発売が重複しないことが影響しているものと考えております。続きまして、資料2をお願いします。こちらの資料

は、令和7年度の本場開催のレース日程等になります。まず、上段1の通常開催のレース日程ですが、開催日数は、1の表の下に記載していますように、全体では、令和6年度より5日多く、69日としています。内訳は、特別GⅠが5日、GⅠが10日、GⅡが10日、そして、普通開催が44日となっています。GⅡは、持ち回りのメモリアルレースがあった関係で、昨年より5日減となっていますが、普通開催は、各施行間の開催日数のバランスを取るため、度重なる協議と業界決定を経て、その一部を山陽場が引き受けることとなり、昨年より10日多くなっています。ただし、あまり収益の見込めない普通開催が増えるだけでは好ましくありませんので、山陽では初となりますがGⅡのグレードレース山陽王座決定戦の5日間をナイター開催で行う予定であります。続きまして、2のミッドナイトレースの日程ですが、令和6年度と同じ85日を予定しています。このうち、他場のナイター開催後に行われるオーバーミッドナイトレースが32日となっています。次に2の下に黄色でマーカールしているところが、ナイターレースも含めた通常開催レースとミッドナイトレースを合わせた総開催日数となりますが、令和7年度は、154日となります。先ほど述べましたGⅡメモリアルの5日減と普通開催10日増の結果、全体では、前年度より5日間増えることとなります。続きまして、3の重勝式「当たるんです」の発売ですが、令和5年1月から発売商品を見直した現行の4重勝・3重勝・2単勝単勝式車券を継続して発売する予定です。令和6年度においては、売上向上に向けて、1口当たりの単価を変更し、売上動向を見極めるキャンペーンを2回実施いたしました。今後は、よりファンの皆様が買い求めやすい商品となるよう新たな単価設定を調査・研究しております。次に一番下の行になりますが、4の総営業日数は、場外発売を含め、332日としています。また、レースの形態ごとの売上金額、返還金、発売収入は、それぞれ各表に記載しているとおりです。表の右端の一番下の黄色でマーカールした金額、257億3,145万5,000円が発売収入の総額になります。資料2の説明は以上でございます。続きまして、資料3-1をお願いします。包括的民間委託に係る市への収益保証と委託料につきま

して御説明いたします。まず、上段の資料 3－1 から御説明します。契約の相手方は、引き続き株式会社 J P F で、契約期間は令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間となります。契約の対象は、ナイターを含む通常開催とミッドナイトレースで、重勝式車券「当たるんです」は、委託料算出には含みません。令和 7 年度は、先ほどの開催日程で申しましたが、持ち回りの G II メモリアル 5 日間減となり、普通開催を 10 日増やす関係で、本市の収益保証と包括事業所の委託料の収支バランスを考慮して、収益保証算出時の控除額を 130 億円から 159 億円に変更して算出し予算化しております。よって、1 の緑色点線枠内、市への収益保証の考え方ですが、総勝車投票券売上金額の 1.5% と総勝車投票券売上金額が 159 億円を超えた額の 7.5% となります。この変更措置は、令和 4 年度から令和 8 年度の 5 年間契約期間のうち、残る令和 7 年度と令和 8 年度の 2 年間に適用するものであります。また、最低保証制度ですが、当初より年間 5.4 億円で合意しており、これについては、変更ございません。続きまして、2 の同じく緑色点線枠内、株式会社 J P F への委託料算出は、歳入から歳出と市への収益保証を差し引いた額となります。これに、施設等修繕料相当分を加算することとしています。加算する理由として、一般的な修繕料は、包括的民間委託料の中で対応していただきますが、例えば、資産を形成する内容の修繕を実施した場合や償却資産の対象となる備品の更新をした場合などは、協議の上、別枠で支出するものです。続きまして、中段から下段の資料 3－2 を御覧ください。ただいま、上段で説明しました内容を令和 7 年度の当初予算として、数式に当てはめたものになります。まず 1 の市への収益保証については、朱書きしていますア＋イの 8 億 7,715 万 4,000 円になります。一方、2 の株式会社 J P F への委託料は、計算式に当てはめた 8 億 19 万 1,000 円に施設等修繕料相当分の 1 億 1,233 万円を加算した一番下の行、朱書きの 9 億 1,252 万 1,000 円となります。資料 3 の説明は以上となります。続きまして、資料 4 と 5 の説明の前に、予算書に沿いまして御説明いたします。まずは、歳入からになります。10、11 ページを御覧ください。1 款 1 項 1 目入場料収入 15

5万8,000円は、特別席の入場料収入となります。続きまして、2目勝車投票券発売収入257億3,145万5,000円は、後ほど歳出で出てきます勝車投票券返還金2億3,500万円を含んだ額となります。予算額は、前年度より5,157万6,000円の減額となっています。続きまして、3目勝車投票券発売副収入につきましては、主なものとして、3節勝車投票券払戻時効収入を400万円計上しています。続きまして、1款2項1目諸収入ですが、3億3,341万3,000円を計上しています。主なものとして、上から3段目、場外発売事務協力収入は、3億1,537万3,000円計上しています。これは、他場で開催されるレースの場外発売業務を受託するものです。続きまして、選手会部品庫会計貸付金返戻金1,500万円は、年度当初に選手会部品庫会計に貸付金として支出したものが、年度末に同額返戻されるものです。続きまして、1款3項1目財産運用収入は、2,723万9,000円計上しています。主なものは、3段目の施設貸付収入2,579万2,000円ですが、浜松市主催のミッドナイトレースを山陽オートレース場で開催する際の施設貸付料です。令和7年度は、令和6年度の12日間より4日間少ない8日間となりますので、前年と比べ1,354万4,000円減額としております。続きまして、1款3項2目1節の利子及び配当金の上段、山陽小型自動車競走場施設改善基金預金利子を504万円計上しておりますが、これは基金の15億円分を定期預金にしたことによる預金利子の増額を見込んでおります。続きまして、12、13ページを御覧ください。2款1項1目小型自動車競走事業財政調整基金繰入金440万円は、測量調査委託料に充当するものです。こちらは、後ほど歳出で御説明させていただきます。続きまして、歳出の説明に移ります。14、15ページを御覧ください。1款1項1目一般管理費は、一般管理業務に要する経費で、6億6,574万2,000円計上しています。主なものは、24節積立金で、上段の山陽小型自動車競走場施設改善基金積立金は、利子分も含めて、6億804万円計上しています。これにより、令和7年度末の予算上の残高見込みは、32億806万2,000円となります。下段の小型自動車競走事業財政調

整基金積立金は、利子分も含めて、４５１万７，０００円計上しています。これにより、令和７年度末の予算上の残高見込みは、１億８，８７８万円となります。続きまして、一番下の段１款２項事業費からが、直接、競走事業に関わる予算となります。このページの１目から１８、１９ページの４目までは、ナイターも含めた通常開催とミッドナイトレース及び重勝式「当たるんです」を合算したものとなります。まず、１目事業費は６０億７，６３０万５，０００円計上しています。主なものですが、次の１６、１７ページを御覧ください。１１節役務費の４段目、競走車運搬費は、３，９７６万５，０００円計上しています。その下の銀行業務手数料２０３万３，０００円は、本場開催時の現金取扱手数料になります。続きまして、１２節委託料は、４８億６，５６９万４，０００円計上しています。主なものとして、上から２段目の発売業務委託料３億５５３万７，０００円は、重勝式「当たるんです」の発売を当たるんです株式会社に委託するものです。次の、競走会業務委託料５億７，３４６万６，０００円は、競走実施法人であります一般財団法人西日本小型自動車競走会へ審判業務等を委託するためのものであります。次の、包括的民間委託料は、株式会社ＪＰＦとの契約により、９億１，２５２万１，０００円を計上するものです。次の、電話投票業務委託料９，４４１万７，０００円は、一般財団法人オートレース振興協会に公式オフィシャルサイトでの投票業務を委託するものです。次の、インターネット投票業務委託料２４億９，０１３万８，０００円は、民間ポータル会社４者にインターネットでの投票業務を委託するものですが、年々増加しています。次の、場外発売運営委託料９，６５８万３，０００円は、オートレース宇部と岡山県のオートレース笠岡、そして広島県のオートレース山陽に専用場外として場外発売を委託する経費になります。最後の場間場外発売委託料３億９，０３４万１，０００円は、各場に場間場外発売を委託する経費になります。続きまして、１３節使用料及び賃借料は、１億７，７６１万７，０００円計上しています。上段の機械器具借上料５，９１０万４，０００円は３種類の機器類のリース料となります。集計センターの投票システムネットワーク機器と出走表を作成する

システムの借上料、令和５年度に更新した発走合図機・フライング判定装置の借上料と、令和７年度に新たに更新を予定しております周回通告表示装置（残周回灯）・周回確認灯を合算したものです。この周回通告表示装置（残周回灯）・周回確認灯ですが、資料４－１を御覧ください。

ゴールライン前に設置しているキューブ型の機器で周回を示す大きな数字やゴールを表示するものと、次の資料４－２にある選手に残り１周を知らせる、３から４コーナー設置のランプ類が経年劣化しておりますので、新たに更新をするものであります。予算書１７ページに戻りまして、中段のシステム利用料４，１８０万円は、全場のシステムを共有化するＴＺＳと呼ばれるシステム利用料となります。下段のリース料７，６７１万３，０００円は、毎年、予算措置しています８車８枠用機器のリース料で、令和８年度で完済する予定です。続きまして、１８節負担金、補助及び交付金は、９億７，７７８万２，０００円計上しています。主なものとして、上から、ＪＫＡ交付金５億３，３０９万５，０００円は、本場開催と重勝式による交付額を含めた額で売上額に応じて支払うものであります。次の、開催場負担金２，０００万３，０００円は、重勝式「当たるんです」の発売対象となった開催場への負担金になります。次の、特別拠出金２億４，８０６万８，０００円は、こちらも重勝式「当たるんです」発売に係る全国小型自動車競走施行者協議会への拠出金になります。次に上から６段目となりますが、電話投票センター運用経費負担金１億３０６万円は、公式オフィシャルサイトの運用経費を一般財団法人オートレース振興協会に負担するものです。次に三つ下の、全国小型自動車競走施行者協議会負担金は、７０２万６，０００円計上しています。続きまして、１８、１９ページをお願いします。２目賞典費は、選手賞金として１１億１，３２９万２，０００円計上しています。続きまして、３目勝車投票券払戻金１７８億４，７５１万９，０００円は、売上げの７０％を的中者へ払戻するものです。続きまして、４目勝車投票券返還金２億３，５００万円は、不成立や欠車が発生した場合などによる返還金です。続きまして、５目公営競技対策費は、選手会部品庫会計貸付金として１，５００万円計上しています。先ほど、歳入で御説明

したとおり、年度当初に貸付け、年度末に返戻されるものです。続きまして、6目施設改善費12節委託料は、測量調査委託料として440万円計上しています。これは、地元の方からお借りしています第5駐車場の測量調査を行う場合を想定し毎年計上しているものです。続きまして、一番下になりますが、3款1項1目一般会計繰出金は、7,000万円を計上しております。ここ数年は、単年度収支も黒字になっており、リース料の返済や施設改善基金等への積立ても順調にできている状況であります。まだまだ微力ではありますが、一般会計に少しでも貢献できる状態にあると判断したものであります。続きまして、20、21ページを御覧ください。4款1項1目予備費は、前年度と同額の8,000万円を計上しています。歳出予算書の説明は以上となります。ここで、予算関係のまとめとしまして資料5を御覧ください。こちらの資料は、小型自動車競走事業特別会計をその性質により大きく三つにグループ分けをし、それぞれの収支がどうであるかを仕分けた表になります。資料の左側に付しています番号に沿いまして御説明いたします。まず、1は、小型自動車競走事業の根幹をなす通常開催及びミッドナイトレース開催に係る収支になり、この項目が、包括的民間委託に関わる収支となります。水色のセル（A）欄の歳入―歳出ですが、収益を市と包括的民間委託業者で分配しますので、残額は0になります。続きまして、2は、開催以外に係る収支になります。先ほど御説明しました浜松市の借上開催に伴う施設貸付収入2,579万2,000円もここに計上されます。黄色でマーカーしています収益保証8億7,715万4,000円を原資として、⑦の項目にあります、リース料、二つの基金積立金、固有経費等に充当することにしてしています。結果として、水色のセル（B）欄の歳入―歳出が、3,719万9,000円の黒字になっています。この黒字額が累積赤字の解消に充当されます。続きまして、3は、重勝式に係る収支になります。水色のセル（C）欄の歳入―歳出ですが、4,280万1,000円の黒字となっています。この黒字額も累積赤字の解消に充当されます。これら三つのグループの収支をまとめたものが、その下の水色でマーカーした合計（A）＋（B）＋（C）の8,000万

円になり、これが予算書の歳出の予備費になります。続きまして、その下、橙色の項目ですが、こちらが基金等も含めた予算の全体像となります。上から、リース料の支払額7,671万3,000円に、ただいま御説明しました予備費、これが単年度の収支額になりますが、これらを合算したものが、二つの債務解消額（E）1億5,671万3,000円となります。さらに、基金への積立てと取崩しを整理すると、基金の増減合計額（F）は、6億815万7,000円となります。これら（E）と（F）を合算したものが、実質的な収支改善額となり、7億6,487万円となります。以上で、資料も含めた全ての説明を終わります。非常に長くなりましたが、御審査のほどよろしくお願いいたします。

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思いますが、予算書のページを追って質疑をしてまいりたいと思います。予算書2ページはいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）歳入から行きましょう。3ページ、それから10ページ、11ページ。

矢田松夫委員 特別観覧席の入場者数の減少は、しょうがないと見ているのか。毎年減っているけど、これは結局その相対的な人員が少ないから、ここまで減ってくるということの見方でいいのか。将来的な予想はどうか。

木村公営競技事務所長 この特別席入場料収入ですが、今、委員も言われましたが、こちらのほうも一生懸命努力して開けておりますけれども、実際には人数が非常に少ないという状況でございます。さほど増えていくという状況にはならないのかなと思っております。

宮本政志委員 矢田委員の関連で特別席入場料収入をちょっとお聞きしたいです。その前に先ほど、歳出のほうになるので質疑ではないですが、17ページの13節使用料及び賃借料の件で三つ詳細な説明がありました。これは午前中の水道局と一緒に、説明を細かく受けても分からない。書

きとめられない。できれば、そういう細かいところも資料で出してもらったほうが審査しやすいです。質疑に入りましょう。特別席の件で、増えないのは分かったけど、その前に、資料の説明の中で、ナイターが5日間増えて、普通開催が10日間増えて、もう一つ何か減ったっていう内容だけど、それをもう1回お聞きしていいですか。

木村公営競技事務所長 開催レース等々たくさん種類がありまして、申し訳ありませんが、GⅡが昨年15日トータルであったと思うんですけども、令和7年度については5日間減る10日間という設定をさせていただいています。そのGⅡがなぜなくなったのかという話ですが、これは業界の中で決めておりますメモリアルレースということで、GⅡを各場で持ち回りをしましょうということで、令和6年度はたまたま山陽場が当たっていて、5日間多かったということです。その持ち回りが終わったので次の場にお渡しをするということで、それが5日間減っているという状況です。

宮本政志委員 あと二つあったよね。たしか資料2の通常開催レース日程の普通開催の69日の説明のときに、所長が言われた。確か三つ言ったと思う。何か10日増えて、今のGⅡはこの黄色のところにあるのは分かった。それと三つ目に何か減るようなこと言っていたけど聞き間違いかな。この資料2の通常開催レースのときの69日間ですよ。説明のときに何か言われませんでしたか。

木村公営競技事務所長 減るという文言であれば、先ほどのGⅡのメモリアルレースの5日間ということだと思います。その下の普通開催レースが昨年度で言いますと、34日だったのが、10日増えて44日と。ここの普通開催が10日増えていますけど、GⅡの分は5日間減っているという状況でございます。トータルで見ると、令和6年度と比べると、令和7年度が5日間だけ多くなるという形です。

宮本政志委員 それなら、先ほどの矢田委員の質疑が分かります。GⅡのナイターは、来場者はあるんですか。

木村公営競技事務所長 こちらは有観客開催です。

宮本政志委員 そうすると普通開催が10日増えても、こっちのGⅡが5日間減ると普通に考えたら5日間、要は多くなるんだけど、特別観覧席が増えるというのは、矢田委員が質疑したように、努力じゃなくて、具体的にどういうことですか。

木村公営競技事務所長 GⅡ分の減りと10日の普通開催の分でいくと、とんとんというわけじゃないですけども、同じぐらいになるのかなと考えております。

宮本政志委員 これは普通開催が10日増えた理由を聞きたい。まずこの普通開催はきっちり収益とか上がるものですか。

大下公営競技事務所副所長 経済産業省にも、毎年各施行が経済産業省令に基づいて、決算の状況を報告しております。その中で、令和5年度で申し上げますと、普通開催で黒字が出ているのは浜松市だけです。他の4市の普通開催は赤字になっています。

宮本政志委員 山陽オートレース場も、例外なく普通開催は赤字ってことかな。

大下公営競技事務所副所長 赤字になる可能性が高いですが、それではいけませんので、10日を引き受けた際に、JKAに要望しました。例えば土日の開催を絡めてほしいということや、他場の併売は極力避けてほしいことなどです。それと費用面で、当然普通開催が増えるということは山陽オート所属選手の出走日数は増えますけど、競走車の運搬費と選手の参加旅費を節約するために、なるべく山陽オート所属の選手と近くの飯

塚オートの所属の選手をあっせんしてほしいというお願いはしています。

宮本政志委員 僕のは、本市でも赤字になるんですかという質疑ですから、赤字になるかならないかですよ。先ほどの答弁で浜松場以外はと言われたんで、例外なく本市の山陽オートレース場も普通開催は赤字になるんですかっていう単純な質疑です。

大下公営競技事務所副所長 結果には赤字になる可能性は高くなります。

宮本政志委員 赤字になる可能性が高いものを何で10日増やしたんですか。

木村公営競技事務所長 こちらで普通開催の10日を受け入れた理由でございますけども、例えば、令和6年度で言いますと、各場の普通開催日数というのが、川口場が113日あります。伊勢崎場が90日、浜松場が85日、そして飯塚場が78日であります。こういった中で、山陽場は、極端に少ないGⅡの先ほど言いましたメモリアルの開催を除きますと、ここ数年59日しか開催をしておりません。こちらが一番の理由で、この10日間を仮に受け入れて、それで各場と比較しても9日から31日ぐらいの差がまだあります。10日間をとっても川口場と比べると31日もまだ少ない状況であるということで、今、業界挙げて開催日程の開催日数のバランスをある程度均衡化していこうという流れがありますので、山陽場でどうにか、日数をある程度引き受けてくれないかというようなことがございまして、引き受けたということでもあります。

宮本政志委員 今の説明は経緯よね。そもそもこれは、浜松場以外は普通開催で赤字になるなら、なぜ全体で普通開催を減らしていかないのか。赤字になるものをずっと続けても足を引っ張るよね。

大下公営競技事務所副所長 副所長 グレードレースを含め、この通常開催は、ランク付けのための選手の採点対象になります。ですから、選手の走る

日数は決まっておりますので、大きく減らせないという業界の事情があります。

宮本政志委員 オートは国で言ったら通産省ですか。

大下公営競技事務所副所長副所長 経済産業省です。

宮本政志委員 今の理屈で言ったら、省令か何かで変えられないのですか。5場が協力して、赤字になりますと、選手の年間に決まっている走数を変えてくださいとすれば、赤字になる通常開催は減らせるよね。もう絶対これは動かさませんというように受け止められる。憲法でも変えられると思うけど絶対に変えないものですか。

木村公営競技事務所長 こちらの選手の対象となる日数ですけども、規定でS級、A級、B級のそれぞれの選手の数が決まっております。ここの部分につきましては、開催日数のバランスを取っていく上で、選手会側のほうからも採点日数を変更していくということの考え方もあるのではないかなというようなことの投げかけは、J K Aにはしてあると思っております。ただいま、この通常開催と言われるものと、あと別枠開催ということで、うちで言いますとミッドナイトのような賞金金額を選手に了解を頂いて、今のレース業界の売上げを伸ばそうということで、安く金額を設定させてもらってやっている、そして夜遅くに走っていることも考慮して、この分については採点対象外にしようというような規定もあります。ただ、今後の流れですけども、やはりそういう採点レースは全レースが対象ではないかなというような話が出ておりますので、その辺の話も含めて、規定改正というものが行われる可能性はあろうかと思えます。

宮本政志委員 その辺は臨機応変に変えるという努力をすれば変えていくことができるなら、近い将来変えていく必要があると思うけど、そもそも山

陽場が５９日、一番多い川口場が１１３日とさっき言われた。唯一黒字の浜松場のところは普通開催で８５日と。開催日が一番少ないからというのは分かるんだけど、どういう経緯で１０日間丸々赤字と分かっているものをこっち側に移したのかと思って、それがよく分かる詳細な説明をしてもらっていいですか。経緯を教えてください。

木村公営競技事務所長　こちらにつきましては、ＪＫＡからしましても、開催日数のばらつきがあるので、これをとにかく少しでも全レース場を近づけるような形をしていかないといけないというような話は以前から上がっておりました。その経緯というのが、いわゆる昔と違いまして、今のいわゆる普通開催、グレードも何もついてない普通開催の平場開催が、どんどん売上げが悪くなってきているので、この状況ではよくないということが前からずっと言われてきていたという話であります。それで、今回についても、経営が厳しいところもあるので、そういうところも含めまして、改善していかななくてはいけないという話合いの中で、施行のほうで何度も何度も話をしました。その開催日数の均衡化を図っていくうちの一つとして、どこか受入れをある程度取ってくれないかというような話になったのですが、これも見てのとおり明らかに山陽場が少なく、収支の率が他場に比べて少し大きめに出ているというような関係もありますので、まずは山陽場からだろうというような形になったということです。

宮本政志委員　今、収支と言ったけど、資料を見ると、収支はうちより飯塚場のほうがよくないですか。

木村公営競技事務所長　そうですね。この収支っていうのも、なかなか捉え方がたくさんありまして、施設改善を実際に行って、金額をお支払いしているようなところというのは当然、その分を払いますので、下がっていくと。全体的にそれを除いて考えると、山陽場と飯塚場はミッドナイトのほうが一番収支の率がいいと、つまり、もうけ率がいいというよう

な感じがありますので、それで最終的には山陽場か飯塚場という話になったんですけども、飯塚場と比べましても私どものほうが、飯塚場が78日もしているのに、山陽場のほうは59日ということもありましたので、まずは、山陽場からという形になったということでもあります。

宮本政志委員 「まずは」と言っただって、これから合わせていきたいと思いますとなったら、また次の10、また次の10となっていくと非常に困るので、この質疑を続けます。そもそもどういう協議体でそういう話合いをするんですか。

木村公営競技事務所長 まず開催権というのは、決定する権利を持っておりますのは当然施行という形になります。各施行の長が集まる開催執務委員長会議というところが協議体になります。5場を取りまとめるのが全動協で、正式に言いますと、全国小型自動車競走施行者協議会になります。これが非常に長いので、全動協と略しています。

宮本政志委員 今、説明があった協議会で話合いをされたのに、先ほどミッドナイトの件を所長は言われたよね。ということは飯塚場とうちは今ミッドナイトして、これは勝手な解釈ですが、飯塚場とうちの山陽場はミッドナイトが大変よく活用できていて、収支がいい。残りの浜松場、伊勢崎場、川口場は、ミッドナイトをやっていないのかな。要は、その辺からミッドナイトの差で収支が悪いと受け止められたんやけど。間違いかな。

大下公営競技事務所副所長 資料2ページを見ていただきたいのですが、これは別枠開催と言われるもので飯塚場と山陽場はミッドナイトを開催しています。今年から午前零時半まで開催するときもあります。川口場も同じくナイトレースという別枠開催を行っていますが、周辺住民のことがあって午後10時以降にレースを行うことは難しいということでミッドナイトほどの売上げはありません。伊勢崎場もアフターファイブという

別枠開催を午後9時まで行っていますけどもミッドナイトほどの売上げはありません。浜松場は照明設備がありませんので、競輪というモーニングで午前9時頃から始まるアーリーレースを有観客で開催していますが、やはり売上げはミッドナイトほどないという状況です。

宮本政志委員　うちのように民間委託は飯塚もしていますと。残りの川口場、伊勢崎場、浜松場は民間委託ですか、直営ですか。

大下公営競技事務所副所長　川口場、伊勢崎場は直営でございます。ただし伊勢崎場は、施設は施設会社に借りていらっしゃいます。浜松場と飯塚場は日本トーター株式会社、山陽場の株式会社JPFの前の日本トーター株式会社が包括民間委託に入っていられっしゃいます。

宮本政志委員　そうすると、今、資料1-1を見ているけど、普通開催はどこが減ったのか。山陽場が10日間、普通開催を受けた代わりに、どこかとどこかで合計10日間減つとるはずよね。

大下公営競技事務所副所長　資料の1-1は6年度の2月末までの資料でございます。来年度から減るのは川口場です。

藤岡修美委員長　川口場が10日間減ったかという。

木村公営競技事務所長　全開催日程は公表にはなってないですけども、一応川口場が10日分減るという形になると思います。

宮本政志委員　令和7年度予算の歳入、歳出の中で今のこの質疑答弁の繰り返しを踏まえて、またこの後、別の方向から聞きたい。ほかの委員もあるでしょうから。

藤岡修美委員長　歳入について質疑ありましたら。

矢田松夫委員 財産運用収入のところで、建物の貸付け、施設の貸付け、この二つの内訳をお願いします。

大下公営競技事務所副所長 施設の貸付料は、競走会の事務所等を競走会にお貸ししているのが一つと場内に食堂が1業者いらっしゃいます。あとは予想屋1人に場内の一部をお貸ししていますので、その収入です。下の施設貸付料は、来年も浜松場の借上げミッドを8日間予定していますので、レース場全体をお貸しするということで浜松市の借上げ料です。

藤岡修美委員長 今、聞こえにくかったのですが、競走会と食堂ともう1か所はどこですか。

大下公営競技事務所副所長 予想屋です。一画を貸していますので、その収入です。

矢田松夫委員 情報協会、通称予想屋だけど、エレベーターのところの1か所には職員がいるのではないか。

大下公営競技事務所副所長 今の早朝前売り建物の一画で、昔予想屋が500円の予想紙を売っていらっしゃいました。その一画を引き続き貸してほしいということで、今、予想紙の販売は辞めていらっしゃいますけども、要望がありますので、続けてお貸ししています。

矢田松夫委員 撤退することはもう全く考えてない。この一件については、そういう話をされたことはないですか。

大下公営競技事務所副所長 食堂のことですが、今のところはそのような話はお聞きしていません。

藤岡修美委員長　ほか、よろしいですか。それでは換気のため暫時休憩とします。

午前 2 時 1 5 分　休憩

午前 2 時 2 5 分　再開

藤岡修美委員長　それでは委員会を再開いたします。引き続いて歳入で質疑をお願いします。

宮本政志委員　先ほどの説明の中の件を聞いておかないと、今度歳出のほうで、確認していかないといけなくなるので、さっき 10 日間、普通開催に関して赤字の可能性があると言われたけど、これ、川口場が 10 日減ったってことでしょう。黒字なら減らさないですよ。だから、川口場の通常開催を 10 日減らしたと。山陽場が 10 日増えたってことで、大体これまでの山陽オートの状況から見て、コロナ禍は抜きにしても、通常開催で 1 日どれぐらい、平均的に赤字が出るんですか。コロナ禍は通常開催できなくて急激に悪かったでしょうから。

大下公営競技事務所副所長　資料 3 で説明させていただきましたけども、市は売上げに応じて収益保証が入ってきますので、市にはそんなに影響はありません。この資料 3 で改めて御説明しますが、通常開催が 10 日増えると、2 の株式会社 J P F の委託料の歳出が増えてしまうので、最終的には影響が一番受けるのは株式会社 J P F です。令和 5 年度の通常開催の実績は 1 日当たり約 300 万円弱ほど赤字になっています。

宮本政志委員　だからさっき歳出のほうに絡んでくるから質疑しにくいと言ったのはそこです。どのみち、株式会社 J P F への委託料のほうをやっていくような形で、歳出になるから、ちょっと今、歳入でここに入り込め

んのけど、ということは、10日間で約3,000万円の赤字を山陽だけが背負ったってことでしょう。

木村公営競技事務所長 今回の金額でいえばそのようになるのかもしれないですけども、そこに行き着くまでいろいろと協議もありまして、それで先ほども申しました。ただ、そういう普通開催を受けるだけということでは面白くありませんので、グレードレース、初めてナイター開催をさせていただくとか、通常開催のときもナイターを少し当ててもらうのがあります。土日祝日を絡めるとか併売を避けるとかってというような措置はしていただいていると思っております。ですからその辺で、丸々マイナスになっていくのではなくて、ほかのところでも補填ができるようにというような形では考えています。

宮本政志委員 そうすると、今の所長の答弁からいくと、今回令和7年度だけ10日間受けたから、その対策としてそうじゃなくて、これ10日間はずっと続くのではないですか。今から普通開催がまだ増えていくでしょうし。

木村公営競技事務所長 そうですね。一応この分の引き受けたものについては、まだよほどの協議がない限りは一応このままの状況になるのかなと思います。ただ、開催日程、スケジュール等については、施設改善を行ってレースを止めないといけないという状態が各場で起きたりしますので、その辺で、絶対にその日数を維持していかないといけないかどうかは定かではないですけども、ここで一旦受けたものについては、最低限それは確保していかなくてはならないのかなと思います。

宮本政志委員 そうすると10日間通常開催を受けたから、このナイターでのGⅡを認めてもらったっていうのは、こういったことも継続していくってことですね。そこをしっかりと聞きたいです。

木村公営競技事務所長　そうですね、ただ単純に赤字が出るというようなことだけではよくないので、何かしらの条件というものは必ずや、交渉していきたいと思います。

宮本政志委員　後半はどっちみち株式会社 J P F は歳出で聞かないといけないから。さっきの協議の中でのいろいろな話合いによってと言ったし、こういう話合いが持たれたかっていうのは、例えばうちの山陽オートで言ったら、どなたが出席されて、ほかのオートもどういった方が来られて、その中でどのような話合いがされたかっていうのが、問題なければお聞きしたいんだけど。

木村公営競技事務所長　会議体のほうは先ほど言いました開催執務委員長と、その担当者、それと全国小型自動車競走施行者協議会の局長という形で、その中でのお話ということであります。その時の山陽の出席者で言いますと、私と副所長と主査の 3 人です。

宮本政志委員　3 人が御出席されて、赤字覚悟で山陽場が 10 日間引受けましたという交渉をされたってことですか。

木村公営競技事務所長　簡単に申し上げますと、いきなりの話というわけでは当然なく、徐々に徐々にというのがありますので、早いうちから投げかけがありました。別枠開催をそれぞれやっているんだから、どこも一緒だろうというような話にもなるんですけど、ナイトレース、アフターレース、アーリーレースに比べても、やはりどうしても飯塚場、山陽場のミッドナイトのほうが、かなり売上げがいいので、2 場のほうでどうにかならないかという話になり、そこから最終的に山陽場になったというような形です。

宮本政志委員　もし言えるのなら、飯塚とはどういう話合いになったんですか。飯塚は 1 日も受けないってことでゼロですよ。山陽場が 10 日間受け

たわけですよ。赤字が約3,000万円出るって分かったわけよね。そこはどういうふうに飯塚とお話されて、うちが10日間丸々全部受入れないといけなくなったのか。端的に言ったら、7日か6日は山陽場が受ける、3日か4日は飯塚場が受けるっていうのなら、もうしょうがないかっていうところもあるけど、なんでゼロなのかが理解できないです。だから飯塚とどういうお話をされたのかが知りたいよね。

木村公営競技事務所長 飯塚市とは、お話をさせていただいて、最終的には当時、平成16年から17年にかけて、オートレース業界全体が本当にもうマイナスの状況で非常に厳しい時代があって、構造改革っていうのをそのときにしました。そのときに、全レース場で、トータルで550日ぐらいしていたものを、平成16年度で、それを全て、平成17年度、そのときに、全場で約120日、全部開催日数を全て落として、経費を削減しようということで、選手のほうにも何億円という、選手賞金の減額を求めてやったというのがあります。そのときに飯塚市が、当時110日ほどしていたものを構造改革で88日まで落としていたんですけども、それから20数年間ずっと、飯塚場は80日を超えるものをずっとやってきまして、今78日となっているんですけど、今、施設改善の関係もあって、少なくなっているだけで実際は80数日あると思います。その辺のところも踏まえて、1日だけでも、2日だけでも。これは飯塚場に限らず、ほかの場にもお話を振ってどうにかなりませんかという話をしましたが、最終的には非常に厳しいということになりました。

宮本政志委員 だったら当時から言うと、山陽場も大分減らしたんですか。具体的に細かい数字はいいけど、山陽場は例えばどんと減らして。

木村公営競技事務所長 今、手元に持っている分で、平成16年度までが98日していたようですけども、平成17年度から56日です。56日から、今の令和6年度、令和5年度手前まで山陽場は59日です。ということは、20年来、山陽場は3日ぐらいしか、増やしていません。他場は8

0日から100日を超えているのをずっと維持し続けてきていただきました。一時期、山陽場が本当にマイナスになって厳しいという時代があったので、それを踏まえられて皆さんも山陽場にそこまでは、途中の開催日数を増やすことは求められなかったのかと思っています。

宮本政志委員 理解はよくできました。納得はできんけどね。結局山陽オートの施設って市民のもので、収益も市民のものですよね。本市が3,000万円赤字になるものを引き受けて、あんまり言いたくないかもしれない。でもそれは結局この後、歳出のほうで話になるけど、株式会社JPFの委託料がやっぱり上がっているわけやから、結局、そういった決断をするときってというのは市のトップである市長には事前に相談をされて、納得の上で、市長の代理として、そういう協議体に臨まれての発言だったんでしょう。まさか、市長は知らずに、3人が協議体で、もう分かりました、引き受けますって言って後に下がれないようになって、事後報告で市長にお伝えされたってことはないよね。

木村公営競技事務所長 はい。一応このような状況を全て市長、副市長にも説明をさせていただいて、了解を頂いた上で御回答しています。

藤岡修美委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、ここで暫時休憩いたします。

午後2時37分 休憩

午後2時46分 再開

藤岡修美委員長 それでは委員会を再開いたします。本日は3月11日であります。東日本大震災から14年たちました。ここで亡くなられた方の御冥福を祈って、1分間黙祷をささげたいと思います。黙祷。

(黙祷)

藤岡修美委員長 黙祷を終わります。引き続き審査に入ります。歳入、ほかに質疑はありますか。

矢田松夫委員 先ほど、建物の貸付けを言いましたが、施設の貸付けの収入については、この7ページ目に、浜松市より借上げ開催に伴う施設、貸付け収入というふうに、さっき説明がありましたね。昨年の決算と今回の予算というのは、かなり数字が違うんだけど、その理由は分かりますか。見込みで言うと、去年の予算でいうと、3,933万6,000円、今年2,579万円って、見込みだけでも差があるっていうか、当初予算でいうと、結果として、2,882万2,000円という決算になって、その決算に合わせてこういう数字になったのか、見込み値は大幅に立てるのか、その説明をお願いします。

大下公営競技事務所副所長 対令和5年度比で申し上げますと、売上げに対して何パーセントという形で浜松と契約を結ばせていただいて、決算の数値が出ています。やはり大きく作用するのは売上げです。対令和6年度比になりますと、令和7年度は、開催が4日減っており、4日分ほど売上げがありませんので、当然令和7年度予算は減額して予算計上しています。

藤岡修美委員長 よろしいですか。ほかに歳入はいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは歳出に入ります。資料を含んで4ページ、8ページ、9ページ、14ページから19ページまで。

恒松恵子副委員長 19ページの22節償還金、利子及び割引料の一時借入金の利子が20万円ということで、昨年と大きく変動しておりません。歳入の金利はかなり増加していますけれども、これは一時借入金の利子に

については変動がないものと考えてよろしいのでしょうか。

大下公営競技事務所副所長 この一時借入金については、第3条に30億円を限度でうたっておりますけども、これは、万が一資金がショートした場合の枠ということで考えていただきたいと思います。

宮本政志委員 17ページの委託料の下から2番目、場外発売運営委託料、先ほどの3か所をもう一回聞いていいですか。

大下公営競技事務所副所長 一つは一番最初に本市が管理施行者として開設したオートレース宇部、これは東岐波にあります。競輪と地方競馬、さらには時々中央競馬も売っています。それから2番目が岡山県笠岡市にありますオートレース笠岡で、こちらも競輪を売っていらっしゃいます。それと、3番目が令和3年度に開設した一番新しいオートレース山陽で、広島県三原市にあります。

宮本政志委員 委託料、9,658万3,000円を払っているよね。それを払ってでも、この3か所で発売したほうが、当然費用対効果は上がっているってことよね。

大下公営競技事務所副所長 本市の主催レースもそうですが、他場の主催レースも、管理施行者が、業界の取決めで委託料を支払う仕組みになっています。それで、特にオートレース宇部については、今、全国で36か所専用場外発売所がありますが、令和5年度実績で上から5番目の売上げです。ちなみにオートレース新橋は、東京の新橋駅前のビルの中にあり、オートレース宇部は、そのオートレース新橋の年間売上げの半分ぐらい売上がありますのですごく売ると、よくお褒めのお言葉を頂きます。

宮本政志委員 それと19ページ以降、報償費の選手賞金、11億1,329万1,000円の賞金は、どこが、どうやって決められるものですか。

木村公営競技事務所長　選手賞金につきましては、選手の賞金要綱というのが、ありますので、そちらのほうで細かくうたわれております。参加手当とか出場手当とか、いわゆる入着賞金などそういったものが全て規定されておりまして、それに基づいて支払いをしているという形です。

宮本政志委員　オートって大体競馬とかボートよりも賞金が、特に優勝賞金が低いんだけど、売上げのために例えば山陽が独自に何かレースをつくって、もう山陽場が単独で何かこうぼんとでっかい優勝賞金といったようなことは、もうできないってことですね。

大下公営競技事務所副所長　私たちの業界で一番大きなレースはＳＧレースですが、５日間あるいは６日間で億単位の賞金をお支払いしていますけど、仮にそれを山陽場でペイするとなると、５日間でおおよそ１５億円、１６億円の売上げがないと難しいと考えています。選手賞金全体で、大体１億四、五千万円要りますが、プラスを出そうと思ったら、関東場と同等の売上げを上げないとペイできませんので、ＳＧレースは山陽場の今の売上げの実力では難しいと考えています。

宮本政志委員　分かりました。さっき、赤字を前提とした１０日間を引き受けたのなら、その１０日間を、５日、５日で何か特別レースみたいなことはどうかと思ったけど、なかなかその計画は立てられませんか。難しいということですね。

木村公営競技事務所長　そうですね。今、申しました各グレードのＳＧ、ＧⅠ、ＧⅡ、あと普通開催とかミッドナイトとかも事細かく決められておりますが、ＪＫＡのあっせん課のほうと協議をして、選手が整うようであれば、そのあっせんの範囲内で企画レースの実施は可能であります。

宮本政志委員　１９ページ、１２節委託料、測量調査委託料って、これは令和

3年ぐらいからずっと出ているような気がするんだけど、これ少し説明してもらっていいですか。

木村公営競技事務所長 先ほど説明をさせていただきました駐車場の関係で、その地主から、返還していただいた場合に、昔は田んぼ、畑というような状況であったかと思うんですけど、現在は、その状況が変わっておりますので、もし返還となれば正確な測量が必要になるであろうということで、そうなった場合のときの予算取りをしているものです。

宮本政志委員 この測量費と駐車場に関してはこの後入っていくけど、資料3-1で、先ほどの説明の中で、市への収益保証の下、勝車の売上げが130億円を超えた額の7.5%だったのが、令和7年度から8年度にかけては、159億円を超えた額の7.5%って資料で説明されましたよね。そうすると、29億円の2.5%の部分が、株式会社JPFの委託料として加算、つまり株式会社JPFの手取りが増えると考えていいんですか。ここもう少し詳しくお聞きしたいんですけど。

木村公営競技事務所長 そうですね。今、言われたとおり、この29億円の違いのところに7.5%がかかっておりましたので、約2億1,000万円は、計算上は委託料のほうへ流れていくというような形であります。

宮本政志委員 これは結論からいくと株式会社JPFに入る、つまり株式会社JPFがもらう包括的民間委託料が単純に増えたよね。まずそこを教えてください。

木村公営競技事務所長 159億円という控除額にさせてもらって計算上増えるということで間違いはないです。

宮本政志委員 契約上で、令和7年度からこうなる前提だったんですかね。

木村公営競技事務所長 この令和7年度からという形でありますので、新年度で第9条部分の控除額を130億円から159億円に変更するというような変更契約を行う予定になります。

宮本政志委員 株式会社JPFとの当初の契約か何か分かんないけど、ちょうどこの令和7年度に見直しでこのようになるよっていう、そもそも契約をしていたかなと思ったんです。それでもずっと130億円の7.5%という契約であったのかなと。

木村公営競技事務所長 そもそも、これを予定していたわけではありません。130億円で、5年間ずっといくという状況でありました。その残り2年間が変わるということです。

宮本政志委員 なるほど。さっき、10日間の赤字約3,000万円というのが、株式会社JPFのほうに重くのしかかるけど、この部分を考慮したとしても、今までより手取りが減るということないよね。それが心配なんですけど。

木村公営競技事務所長 一応株式会社JPFと小さい数字まで突き合わせをして、シミュレーションをしました。130億円のままで行きますと、株式会社JPFの取り分が5億円を切るという形になります。それではあまりにもよくないので、せめて今の金額、もしくは日数等が増えますので、それよりも多くなるよってということ、詳しく言えば、市が受け取る収益保証と包括事務所が受け取る委託料が、せめて今までどおり同額という形になるところまでは引き上げていかないと、ちょっと厳しいというような話がありましたので、このような形になったということです。

宮本政志委員 無理がないのなら株式会社JPFの手取りが増えていくのは、僕は非常に賛成です。令和6年度末、つまり令和7年度予算に当たっての、まずリース料の残はどれぐらいあるんですか。

大下公営競技事務所副所長 過去の負債の一つのリース料ですが、令和8年度末で償還が終わりますので、7,671万7,000円の2年分、約1億5,000万円です。

宮本政志委員 この資料5でいくと、リースも頑張っていますね。実際の債務も前倒しでかなり何年か前から、解消されるってよく委員会で聞いていましたけど、令和6年度末で今、大体の残高は分かかりますか。

木村公営競技事務所長 令和6年度末で今、7億850万円ぐらいです。

藤岡修美委員長 償還年数は分かかりますか。何年ぐらいで返せる見込みっていうのは。

大下公営競技事務所副所長 ここ二、三年で1億3,000万円、1億4,000万円と債務解消していますので、このままの調子でいけば、あと5年、6年では完全に解消できます。そうなるように努力はしていきます。

宮本政志委員 本当に努力されているのが、毎年毎年分かります。さっき測量調査の委託料の件でお聞きしたんだけど、今の駐車場、第1から第5まであるんですか。まずそこを聞きます。

大下公営競技事務所副所長 第1から第6駐車場があります。

宮本政志委員 第1から第6駐車場までは、株式会社JPFが借地料を払っていると思うんですけど、年間の駐車場借地料は幾らですか。

大下公営競技事務所副所長 900万円弱です。

宮本政志委員 これは株式会社JPFが、委託料の中から払っていますよね。

確認させてください。

木村公営競技事務所長 おっしゃるとおり、委託料の中からお支払いされているという状況です。

宮本政志委員 せっかく株式会社 J P F の手取りが増えるような、令和 7 年度の予算立てが出てきて、リースももうすぐ終わる、債務に関しても本当に努力しておられるよね。どんどん毎年、前倒しで早く終わりそうってことは、やはり、無駄なところをどんどん省いていけば、もっと効率よく債務も減ることからお聞きします。その第 1 から第 6 駐車場で年間 9 0 0 万円ぐらい駐車料借地料を払っているけど、これ第 1 から第 6 駐車場まで全部とめたとしたら何台とまりますか。

大下公営競技事務所副所長 借地の部分の台数は 1, 7 0 0 台程度です。ただ、競走会の下の駐車場、これは第 1 駐車場ですが、競走会の職員が上の管理地区に駐車場のスペースがありませんので、この第 1 駐車場は必要があると考えています。

宮本政志委員 ちなみに第 1 駐車場は何台ぐらいですか。つまり 1, 7 0 0 台からどれぐらい引いたらいいんですか。

大下公営競技事務所副所長 6 0 0 台です。

宮本政志委員 ということは、第 2 から第 6 駐車場までで 1, 1 0 0 台ということでもいいんですか。

大下公営競技事務所副所長 引き算をするとそうなります。

宮本政志委員 第 2 から第 6 駐車場で 1, 1 0 0 台とめられますっていうので、オートが開催されるときに、ミッドナイトは来場者がいないから仕方ない

けど、来場者が来る前提のレースでいうと、大体平均で何台ぐらいとめているんですか。

木村公営競技事務所長　ほとんど通常のレース等々、少し大きなメインなレースであったとしても、そののところにとめられるというような実績は、ほばないと思っています。

宮本政志委員　そこまでとめられるケースはないっていうのが、1, 100台までとめられるケースはないと思いますという答弁だったら、900台ぐらい800台ぐらい平均とまっているのかなと思うけど、ほとんどとまっているのを見たことがないから、大体平均でどれぐらいとまっているんですかという質疑です。100台なのか50台なのか。

木村公営競技事務所長　ほば皆無に近いということです。

宮本政志委員　実は矢田委員が、平成18年から、駐車場の借地料の件を議論しているのを何年か前の議事録で読んで、ずっと問題視しているんですよ。私も前期の産業建設常任委員会的时候から駐車場問題には取りかかっているんですよ。ほとんど今、使われていない駐車場に年間900万円の借地料が発生している。株式会社JPFがそれを払っているからいいじゃないかじゃなくて、そこを解消したら、株式会社JPFの手取りが増える、もしくは、市のほうの手取りも増えるように委託料も調整できるというような考え方もできるので。そこでお聞きしたいのが、駐車場の前に、山陽オートっていつできたんですか。

木村公営競技事務所長　昭和40年に開場です。

宮本政志委員　いつからか、一遍になのか、徐々になのか分からないけど、これまでどれぐらい借地料払っているんですか。数億円と思うんだけど。

木村公営競技事務所長 大変申し訳ないですけど、そこまで調べたことはございません。

宮本政志委員 単純に物価変動もあるから単純に今の900万円で計算したらいけないけど、単純に60年かける500万円としても3億円よね。仮に年間500万円として、3億円の駐車代を払っていますと。昭和の年代は物すごく多かったらうから、駐車場は必要やったんだらうけど、いつぐらいから減ったかって覚えていますか。駐車場に車がほとんどまらなくなったのは。

木村公営競技事務所長 定かではないですけど、平成13年から合併手前16年ぐらいまではあったと思いますので、駐車場のほうの関係で今900万円弱という話ではありますけども、第2駐車場と第5駐車場、そこで530万円ぐらいだろうと思います。

宮本政志委員 先ほど測量調査委託料の件は、第5駐車場だったかな。まず第5駐車場で間違いないかお聞きします。

木村公営競技事務所長 測量だけで言いますと第5駐車場です。

宮本政志委員 第5駐車場の測量業務委託料は令和7年度も出ていますが、何をするんですか。一言で測量業務と言っても境界を出すのか、面積を確定するのか。

木村公営競技事務所長 境界の確認になります。

宮本政志委員 まず、なぜ市がやらないといけないんですか。

木村公営競技事務所長 本来その時代のときに借り始めたときの土地の状況が田んぼとか畑のような形であって、その上に土ないしアスファルト系を

かぶせているというような状況ですので、そこで、境界がはっきりしていないというような形になっています。その部分につきましては、お返ししていただくというようなお話があった場合については、その上に乗せた行為は、あくまでも市のほうがしておりますので、その境界のところにつきましては市がやるべきことかなということで挙げております。

宮本政志委員　そもそも境界明示義務は所有者なんですよ。田んぼだったときに、きちっとその所有者は自分の土地の田んぼのあぜ道等の境界はここですっていう明示をする義務があるよね。工事の時に、旧山陽町がたまたま埋めてしまったと。分からなくなったら、再現すればいい話だから、なぜ440万円かなと思って。440万円と言ったら、もうゼロベースからスタートの測量業務かなと思うんだけど。境界を所有者から聞いているんですか。

木村公営競技事務所長　一応見積りは取っているんですけども、基本的には、当時の時代からアスファルトを上にかぶせている場所の部分という解釈でおります。

宮本政志委員　ちょっとしっくりした答弁ではないよね。なぜ、全て市が貴重な税金を出して、土地の所有者がやるべきことをこちらが全額出してやるのか、よく分からないというのと、今のアスファルトの件は、令和4年3月15日のこの委員会に出ているんですよ。アスファルトを剥がすとか、くいを打つかとかという話がありましたが、どうなっているんですかっていう、当時の委員からの質疑で、担当課は、もし返還することがあれば、ロープを張るなどして隣の駐車場から車が入って来ないようにしていこうってことを言っています。なぜ所有者は、その土地を返す話になったときに、他人が勝手に入ったら困るから、市のほうでロープ張ってくれ、ロープ張りますって、こういうことになるのかと思って。それもちょっとお聞きしたいので、どういう交渉しているのか理解できません。何でもかんでも言うことを聞かないといけないのかなと思ってね。

使っていないけど、借地料をもうさんざん払っているわけです。僕は、納得できんのよ。当時、産業建設常任委員会をずっと過去を遡って質疑と答弁を確認していたら、また深く入っていくけど、なぜなのかと思ってね。

桶谷経済部長 駐車場につきましては、3者で契約をしています。実際に使用されている方の中には、オートレース場を御利用でない、いわゆるオートレースファンでない方もとめていらっしゃるというのが実情としてございます。もし、今の借地を地権者の方にお返ししたときに、引き続きそういった関係のない第三者の方がとめられる可能性について、地権者の方が言及をされましたので、解決策の一つとして、そのような発言をいたしました。

宮本政志委員 そうすると今後、山陽小野田市内で市が民間から借りた土地とか何かを返還した場合は、ここで同じように、本来は所有者が、違法駐車なり、第三者が入ってくることを防ぐ義務があるのに、ほかのところでも、今後山陽小野田市は税金を使って、同じ行動を取るわけですか。

桶谷経済部長 それはもうケースバイケースだと思っております。

宮本政志委員 ケースバイケースの詳細を教えてください。どういうケースの場合は、地権者の言うことを聞いてやる。どういうケースの場合は、地権者の場合は、言うことを聞けません。ケースバイケースとおっしゃったので、根拠も含めて詳細を教えてください。

桶谷経済部長 基本的には市と株式会社JPFがお借りをしていますので、善管注意義務を持って、きちんとその駐車場管理していくというのが第一義でございます。そういったことができていない場合においては、やはり市で責任を持って対応するというのも一つの選択肢としてあると思っております。

宮本政志委員 善管注意義務、善良なる管理者の、それは借りているときでしょう。借りている側が借りているときに、善管注意義務が発生するって、返還してもまだ、もともと借りた人は善管注意義務がずっと継続するわけですか。違うでしょう。

桶谷経済部長 返還するに当たっては、その辺りの協議になると思っています。そういった状況が、数十年間続いていると、地権者の方も返還に応じていただけないという可能性もございますので、その辺りはきちんと対応していく必要があると思っています。

宮本政志委員 令和3年3月15日からの議事録は一々読まないけど、毎回いろんな委員から、この駐車場の件が出たときの質疑は大体同じ協議中です。ソフトランディングを目指しています。そもそも、これ一番最初の地権者との山陽町と地権者との借地契約書は、以前の産業建設常任委員会での答弁で、契約書は存在しません、つまり保存もしておりませんという答弁があったんだけど、そこをまず確認させてください。株式会社JPFの委託料も含めて、額が額なので予算審査をしていくときに非常に重要ですよ。契約書は存在するんですか。

桶谷経済部長 第5駐車場につきましては、いつから借り始めたかという書類は残っていません。

宮本政志委員 他の契約書はありませんか。第5駐車場がなくても仮に他の駐車場の契約書があれば、参考になるよね。当時の山陽町がこういう内容で締結したんだっていう参考にはなると思うけど、ほかの駐車場ももう一切ないわけですか。

桶谷経済部長 他の駐車場につきましても、いつから借り始めたのかが分かる書類は残っていません。

宮本政志委員 いつからじゃなくて、一番最初に土地を借りるときに借地契約を結んでいるはずなんよ。当時の借地法借家法でね。そういった契約書が存在しているんですかって聞いています。例えば、第1、第2、第3。第4、第6の駐車場、どれか存在しますかってことを聞いています。いつから借りたかじゃなくて、最初の契約書です。

桶谷経済部長 残っていません。

宮本政志委員 ということは、これは最初の契約書が分からないのに、原状復旧する義務が発生したり、途中の契約をやり替えますよね。議事録を見たら、契約をやり替えています、更新していますっていう答弁が何回か出てくるんだけど、そもそもの契約がなかったら、まず何で原状復旧して戻さないといけないんですか。これ度々、担当課のほうで答弁しています。地主の要望があれば契約書上、原状復旧しなければなりませんからというのが出ているんですけど、論拠はないよね。もともとの契約が存在しないんだったら、原状復旧って何を論拠にそうやっていつも答弁していたんですか。

桶谷経済部長 こちらの契約につきましては、期限を1年間と定める毎年の契約になっておりますので、その契約の中での合意事項でございます。

宮本政志委員 そうすると毎年、いつの契約から勝手に、原状復旧して返しますという条項が入ったんですか。最初の契約書は存在しないわけでしょう。最初の契約で土地を借りるときに、分かりました。もし返すときには、元の田んぼに戻して返しますからっていう根拠はないんでしょう。ということは、今の答弁は、いつかの契約のときに初めてそれを盛り込んだってことよ。それって多額の費用が発生するからね。

桶谷経済部長 文書の保存期間の問題等で、その契約書自体が残っていないと

いうことであって、契約自体は、きちんとしていないと認識しています。

宮本政志委員 論拠は何ですか。契約していると認識していますって、契約しているものがないわけでしょう。当時の契約書を持っているか、地主たちの誰かに確認されましたか。誰か地主にそれぞれ当たって、当時、山陽町と借地契約した契約書が残っていないですかとまず当たったことがありますか。

桶谷経済部長 地権者の方にそういったことを求めたことはありません。

宮本政志委員 これ以上話にならないね。だって、原状復旧をあれだけの駐車場をしないといけないということは恐らく、かかる経費は億よね。つまり原状復旧をするのに多額の費用がかかるからという前提で、必要のない駐車場をずっと借りることは、これは、市民から預かる血税を無駄に使っているということです。そうすると、そもそも原状復旧しないといけない義務が本当に市にあるのかを僕は聞きたいんです。それがなかったら、この駐車場の借地のことは前提が崩れるんですよ。返せばいい話になるんです。

桶谷経済部長 その当時の契約書が残っていないというのは事実でございます。残っていないことをもって、そういった事実がなかったということには、ならないと思っています。

宮本政志委員 いつの契約書から地主と原状復旧義務の条項を入れたのかという質疑に教えてください。

桶谷経済部長 それは、いつから結んだかは分かりませんが、最初に契約をした年度からと承知しています。

宮本政志委員 最初の契約ということは、昭和40年代ってことですか。多分

借りたのは昭和４０年代ですよ。山陽オートができたのが昭和４０年なら。

桶谷経済部長 はい、そのように認識しています。

宮本政志委員 昭和４０年代の最初の契約書はないにしても、昭和４０年代に例えば契約したときに、もう既にその原状復旧義務の条項が盛り込まれたという前提であるならば、一番古い契約書はいつのをお持ちですか。それを資料恵与で見たいです。

木村公営競技事務所長 一番古いのはいつの分があるかということにつきまして、申し訳ないですけど、ちょっと調べてみます。

宮本政志委員 調べる時間がどのくらいかかりますか。つまり、審査ができないのよ。なぜかって言うたら、１０日間の赤字の約３，０００万円の普通開催を１０対ゼロで山陽オートが受けました。理解はできたけど、まだ納得ができてない。株式会社ＪＰＦのほうの委託料を１３０億円から１５９億円に上げてあげて、株式会社ＪＰＦのほうは、だから１０日間の３，０００万円の赤字を負わすけれども、それ以上ちゃんと委託料も令和７年度、令和８年度で見てあげるんですよ。これは納得できる。でも、株式会社ＪＰＦの委託料の中から無駄な駐車場に係る経費が長年出ているわけです。そこを改善したら、もっとオートの収支、つまりは７，０００万円の一般会計繰入れ、それから、ほかのほうに必要だったから仕方ないにしても、あるいはリース料も、もう少し終わる、債務の返済もまだ早まるかもしれない、いろんな意味で、この事業は改善できるわけです。だから僕はこれを聞いているんです。ずっとこのままじゃ駄目ですよ。これ過去の答弁見たらずっと一緒。議会も駄目だったけど。答弁がずっと一緒です。これなら、もう２０年、３０年たっても、オートがある間ずっと借り続けるんですかって話。３３０万円でしょう。３２０万円でしょう。５００万円でしょう。すごい額ですよ。だから、いつ

か原状復旧しないといけない。田んぼにして戻さないといけないって言われるのなら、その根拠が僕は知りたいから、いつぐらいからかっていう契約書か何かの資料は時間がかかりますか。

木村公営競技事務所長 どのぐらいとは言えないんですけど、少しばかり、時間を頂ければと思います。またその辺が分かりましたらお知らせいたします。（発言する者あり）今日ですか。

矢田松夫委員 私もいっぱい、宮本委員の後を待っているわけです。これだけの問題でやるよりは、また別途時間をもって集中的に審査してほしい。お金にかかる問題も予算的なものはあるけど、非常にもう長年の積み重ねであると僕は思うんだけど。私の質問をしたら、今の倍ぐらいかかる。まだいっぱいある。

宮本政志委員 我々議会ですから、今、この予算審査をして、議員が一人一人可否の判断を下さないといけないわけですよ。そのためには、自分の疑義が生じたものに関しては解決しないといけない。時間がかかるとか、どうだからということで、次回というわけにはいかないでしょう。だから、それはそれで今、資料を担当課のほうを確認して、例えばどこか分からないけど、確認をする間、ほかの質疑を受けるとかっていう方法是可以すると思うから。それは委員長、お願いしますね。

藤岡修美委員長 宮本委員が言われた、一番古い契約書の提出には時間がかかりますか。

木村公営競技事務所長 すみません、大変申し訳ないですけど、今日中という話であれば、ちょっと無理だと思っています。

藤岡修美委員長 いつなら準備できますか。

桶谷経済部長 今日も含めて、ミッドナイトレースの開催中でございますので、ミッドナイトレースが終わるまで待っていただきたいと思います。

宮本政志委員 ミッドナイトレースはいつ終わるんですか。それが3月定例会の最終日よりまだ後になるっていうことではないですよ。議決は取らなくていいから、その資料をしっかりと出してもらって、別に質疑を続けられてもいいのではないですか。

藤岡修美委員長 それでは、その資料は、準備して出していただくということで。意見の中で出ました最古の契約書を出していただくということによってよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

矢田松夫委員 今日決を取らないってことは、また別途やるという私が言ったことにつながるんじゃないかね。違うかね。議論はするよ。だけど、その集中的にやるのは、また別の日にちでもいいんじゃないかと。僕はさっき提案したんだけど、宮本委員が言う倍ぐらいまだあると。この駐車場問題については、それをずっと永遠にやるのかと。さっきはやれやれって言うのなら、してもいいんだけど。これだけの問題については、ずっとやったら時間がかかるから、別でやれとさっき提案しました。

藤岡修美委員長 資料が時間かかるようなので、この件については置いて、別の質疑に入りたいと思います。ほかに、歳出に関して。

矢田松夫委員 基本的に、この土地代の賃借料の約900万円は、さっきからこの前も何回も言うんだけど、株式会社JPFの中に入っているわけよね。包括民間委託の中になると窓口は株式会社JPFですか。

木村公営競技事務所長 この駐車場の件につきましては、契約のほうが山陽小野田市と株式会社JPFと、あと地権者という形になっています。ですから株式会社JPFと一緒に、そちらの対応をするという形です。

矢田松夫委員 過去の議事録見たら分かるように、株式会社 J P F の契約上の問題は質問できないと言っていたが、さっきからしゃべっているんだけど、株式会社 J P F の中の委託契約金が入っているんなら、土地の問題について株式会社 J P F が窓口になって交渉するっていうのは幾らでもできるんですね。

木村公営競技事務所長 先ほどお伝えしたとおり、一応山陽小野田市と株式会社 J P F と地権者の 3 者での協議ということになりますので、こちら、オート側のほうからすれば、市と株式会社 J P F でともに、地権者のほうと交渉なりをしていくということです。

矢田松夫委員 そうしたら土地の賃借料についてはできると。その他の契約上の問題についてはできないと、こういう理解でいいですね。いや、例えば、今まで走路の改修なんか質問してきた。それは包括民間委託の中でやるんだから質問できませんと言われたよね。包括民間委託料に含む、それからお金を出す問題については、全然質問できんと言って、僕の意見を執行部はシャットアウトしたんよね。これはもう別の問題とほかのはできるということですね。

木村公営競技事務所長 その他の部分というのが、いわゆる株式会社 J P F との契約の中の話ということで、競走路の分につきましては、そのときにもお伝えしましたが、株式会社 J P F だからこそ、できるものっていうものが、一応含まれているその契約の内容でもありますし、一部そういう工事費を負担していただけたらかっていうような話とかもあるので、それから先の部分のところについては、いわゆる包括で参入したい会社があるとすれば、その情報の細かいことまで全て出してしまうことになりますので、そこについては、お答えができませんよというような話であります。今回の駐車場の件につきましては、委託料の中に含まれますが、金額を定めているわけでもありませんので、そこについてはあく

までもファンサービスの一環として、駐車場確保をしてもらっているという状況であります。

矢田松夫委員 僕はとにかく、株式会社 J P F との契約については公開しろという主張だったけど、そうしたら全部黒塗りで、肝腎な第 16 条の一番大事なところは全部黒塗りしてくるから、非常に問題であると。そのことはもう僕の意見はそうだけど、ここのいわゆる測量調査委託料 440 万円はさっき言ったように、第 5 駐車場の境界の確認をすると。本来目的で言うと、施設改善費から出すとなっているんだけど施設改善基金から出すんでしょう。

桶谷経済部長 これらの財源といたしましては、財政調整基金の繰入金を充てることとしています。

藤岡修美委員長 質疑中ですが、1 時間近くたちますので、ここで休憩入れたいと思います。暫時休憩いたします。

午前 3 時 40 分 休憩

午前 3 時 50 分 再開

藤岡修美委員長 それでは委員会を再開いたします。

宮本政志委員 この駐車場の問題は、本当にずっと尾を引いて今のこのオート事業に対して、ある程度の方向性を示すべきことだと思っているんですよ。僕は、議員で前期もこの産業建設常任委員会でこのオートの事業のことにずっと携わってきて、結論から言うと、僕の個人的な意見ですが、もうこれを仮に、本当に田んぼに戻さないといけないということが前提にあったら、現実的じゃないと思う。戻されたら地主も、今のこの農

業政策の基、田んぼで戻されても農業してくださいっていうわけにはいかんと思う。市は買い取っていく方向性しかないかっていうのが、個人的な考え方です。高松議長は、全国のオート議長会で、去年、何か会長か代表なんかしてなかったですか。

藤岡修美委員長 事務局は分かりますか。（「おとしぐらい」と呼ぶ者あり）

宮本政志委員 うちの高松議長はそういうオートの五つの市の中でも、議長としてそういう代表も務められて、今回の件は、うちの議長のほうに、当初から、情報が入っておられたのかを確認させてもらっていいですか。駐車場に対する過去からの答弁、委員会の質疑と答弁に関しても、少し議会軽視のところもあるなっていう前提から先ほどの普通開催とか、その件に関しても今、聞くんですけど、その辺りは、どうだったのかなと思って。

木村公営競技事務所長 駐車場の件と、今回の１０日の開催日数の件につきましては、議長には伝えてはおりません。

宮本政志委員 そうすると、議会の代表である高松議長に、この駐車場の問題、それから１０日間の普通開催を受けることの情報が行ってなかったという２点に関して、副市長いらっしゃるんで、何かお考えをお聞きしたいと思うんですけどいかがですか。

古川副市長 今、いろいろ審査されておりますが、１０日増える件と駐車場の件は少し分けて御答弁をさせていただきたいと思います。今、川口場の１０日を本市が受けることは先ほど部長も、担当の所長も答弁いたしておりましたが、ちゃんと私どものほうに相談はございました。そうした中で、やはり委員がおっしゃられますように、１０日じゃなくて、６日、４日とか、７日、３日とかいろんな手法はないのかということも、議論しました。そうした中で、やはり、本市合併前後頃、３０億円ぐらいの

負債がございまして、売上げも80億円から90億円ということで大変苦しい状況の中で、当時は船橋場もございまして、6場体制で大変助けていただいたという経緯もございます。そうした中で、船橋場が平成27年に撤退されて今、5場になりました。そうした中で、施行者の協議会やJKAや車両室、つまり経済産業省の所管の室ですけど、とにかく5場は一体となって、これからもやっていっていただかないと、オートはもたないという固い絆の下で助け合う。議運は互譲の精神と言いますが、オートも5場しかない中で互譲の精神で、お互い、譲り合ったり、相互で助け合ったりということが求められておるところでございます。そうした中にありまして、今、議長のほうにというのもございました。私も以前議会事務局長をしております、オート議長会というのが当時は6場だったんですが、6場が持ち回りで、オート議長会をして、そこに集まって、オートをどのようにしていくかっていうことの協議をしたり、経済産業省に要望を出したりするような機関でございまして、おとし、たしか山陽小野田市の引受けで、こちらで開催されました。私も、執行部として行きましていろいろお話をさせていただいた中で、今回の件につきましても、オート議長会のほうでも少し、うちのプッシュをとということもあったと思います。そうした中で少し失念をし、議長に失礼があったということは、この場を借りましておわび申し上げたいと思います。先ほども申しましたように、やはり5場が助け合っていくと。今回は、10日分は受けますけど、先ほど木村が申し出ておりましたがGⅡのミッドナイトを受けるとかいろんな条件も取りに行っております。それとやはり他市他場に比べて、ミッドナイトと当たるんですの売上げがいいので、やはり他所の場からも、今まで、山陽場が厳しかったけど今、こういう状況だから少しは助けてほしいというような話の中で、このようになったということを御理解いただきたいと思います。それと、先ほど来からあります駐車場の件、特に第5駐車場ですか、これも数年前からその駐車場の在り方については御指摘を頂いております。今回この予算では調査、測量調査委託料ということで、すぐ右から左にこの予算を執行するわけではございません。一応、何かあったときの枠取り

ということで取っておりますので、その辺は理解していただきたいということと、今後、宮本委員から売却とかいろんな手法は考えなくてはいけないという御示唆も頂きました。これは本市だけではできません。また買うにしてもやはり目的がないと市も買うことができませんし、このように公の施設の底地を借りておるというのは、旧山陽地区がたくさんございまして、この駐車場だけではないということのも御理解を頂きたい。そうした中で、今後、所管事務調査等々で議会の意見をお借りしながら、お知恵も借りながら、この駐車場の在り方については、いろいろ検討なり、協議なりをさせていただきたいと思います。ぜひとも、今回この議案は通していただいて、令和7年度スタートして、ミッドナイトがまたすぐありますので、オートの職員には、気持ちよく動けるように頑張らせていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

藤岡修美委員長 宮本委員、何かありますか。（「いいえ」と呼ぶ者あり）そうということで、駐車場については、所管事務調査でまたやることにして、別途、歳出について質疑がありましたらお願いします。

中島好人委員 やはりオートは公営ギャンブルになりますので、ギャンブル依存症に対する対応、これは包括的民間委託の株式会社 J P F の中で具体的に予算化され、対策法等が講じられていることは前から言っているわけですが、本市で具体的なそういう対策について、把握している点があったら、是非、どういうことかお伝えいただけたらと思います。

大下公営競技事務所副所長 ギャンブル依存症に対しては、まず基本ですが、周知でありますので、出走表に、「オートレースは適度に楽しみましょう。車券の購入は二十歳になってから。」といった文言は毎日出走表に掲載していますし、さらには啓発ポスターの場内掲示等もしております。また、レース場に相談窓口を設けておりますので、御家族等が来られた場合の相談体制も整えております。さらに現在は、ネット投票が主流になっていきますので、未成年が購入することがないように成人認証を行っ

たり、あるいは、購入制限を御自分で設定したりできるよう各民間ポータル及びオフィシャルサイトはそうした体制を整えております。さらには先般、経済産業省車両室の主催で、施行者、民間ポータル事業者、包括事業者、専用場外の経営者等の100人程度で研修を受けたところで、ギャンブル依存症に対しては体制を整えています。

中島好人委員 あとで精査しますけども、もう少しゆっくり分かりやすく言っていたらと思います。

恒松恵子副委員長 この一般会計繰出金が地域公益事業に去年から変わったと記憶しております。今年度については、公共施設とか教育施設からの要望がなかったという理解で予算がゼロと考えてよろしいのでしょうか。

桶谷経済部長 地域公益事業と一般会計の繰出金に関係でございますが、令和5年度までにつきましては、地域公益事業という形で、地域貢献、社会還元というのを行っていました。もともと公営競技の使命、役割につきましては地方財政への寄与というのが大きいところでございますので、地域公益事業というよりも、一般会計へ繰り出して、財政に寄与するという手法が、本来でございます。令和6年度から一般会計への繰り出しにかじを切りましたので、地域公益事業につきましては、行わないということでございます。

藤岡修美委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）歳出なければ、5ページの債務負担行為。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）20ページ、21ページの繰り出し金、それから予備費、それから23ページ以降の給与費明細、それから26ページ、27ページの債務負担行為関連の調書。よろしいですか。

福田勝政委員 歳入で聞いてはいけませんか。（「どうぞ」と呼ぶ者あり）11ページで、勝車投票券発売事故収入とありますよね。発売事故収入1

5万円。それともう一つ、入場券発売事故収入1,000円。これはどういうものか教えてください。

大下公営競技事務所副所長 買戻時効収入15万円は、返還が生じて、60日が経過して、返還金を取りに来られない方の時効が到来したものです。払戻時効金と違います。払戻時効金はレースが確定して、発売金の70%を払い戻すもので、この買戻しは、欠車、あるいは不成立になった場合、不成立の場合は全額返還しますが、その返還が生じたときから60日経過して、返還金を取りに来られなかった額をこの収入に計上しているものです。入場券発売事故収入は、特別観覧席の入場券を売る際に窓口で従事員が現金を受け取るものですから、場合によっては500円のところを1,000円受け取ったり、間違える可能性があるということで枠取りとして計上しています。

宮本政志委員 もう今、質疑がほぼほぼないようですけど、委員長に要求したいのが、質疑終了宣言をしないまま、自由討議に入りたいんですけど。

藤岡修美委員長 よろしいですよ。それでは、自由討議に入りたいと思います。執行部は退席をお願いします。

(執行部退室)

藤岡修美委員長 それでは自由討議に入りたいと思います。

宮本政志委員 今日のこの議案審査を通じて、二つ大きく納得できないところがありました。一つは赤字が分かっている通常開催を10日間、約3,000万円を全て山陽オートが受けたということ。二つ目が長年の駐車場の借地料っていうのは非常に重くのしかかってきているというところ。議案が出てきて、自分なりに調査研究して、この二つがどうしても納得はいきませんでした。ただ、最後に副市長から、10日間に関しては、

今までのいろいろな6場、もしくは、船橋場がなくなって、今の5場での話合いの経緯。それともう一つ大きいのは、5日間ほどミッドナイトのGⅡをどうにか交渉で、山陽場が引き受けるようになったので、大きいのは、今後、全て山陽場がそういう負の部分を受けるようなことがないように、しっかり協議をしていくっていう答弁が副市長からあった点。それともう一つは、駐車場の件も、もうずっとなんですよ。ところが初めて、やはり所管事務調査等でしっかり議会にも力を貸してくださいと、解決をしていきたいという、市としての方向性も、確認はできました。それから、高松議長に対しても、先ほどの10日間のことに関しての報告がなかったことも異例だとは思いますが、副市長がしっかり謝罪されたということは今日の審査ですごく大きなところだったなと思っております。先ほど私の発言の中では、一番古い借地契約書、これは今後の所管にも物すごく重要なものですから、資料請求を続けて、できるだけ早いうちに手にしたいというのがあります。しかし、この資料請求を起こして資料が手にしないと、今回のこの議案の審査は、私は結論出せませんという発言しましたが、先ほど申しました3点について、副市長から納得できる答弁を頂きましたので、会期内での継続審査はしなくても、このまま議決に入るのかなと思っています。ここは自由討議の場ですから、討論じゃありませんから、賛成反対に関しては控えますけれども、私はそういう方向性で議決が取れるかと思っています。

中島好人委員 副市長から当時30億円の負債のときに助けてもらったっていうような話がありました。10日間がこのまま10日間と続くのではないんだと、ある意味この7割、3割とか、6割、4割とかも今後もそういう方向で頑張ってみるというような、一つ後押しみたいな、なかなかいい方向になったかなと思います。あと駐車場問題もずっとこのままきいているんで、何かやらないといけないというきっかけ、一步を踏み出そうという形がつくられたかなと。委員の奮闘は光ったんじゃないかなと思います。

恒松恵子副委員長 私は、10日間の開催につきましては過去の事情も副市長から御説明があったことと、平日赤字ということで土日も開催するように努力されていることを受け取りました。また、山陽オートの駐車場については、ずっと契約が進んでいるから、この場で公表できないということと言われ続けておりましたが、今年度、粹取りとも言われましたけれども440万円の測量調査費が取ってあることで、一步進んだかなと、ここまで議論をしたのは初めてだと思いますので、今後所管事務調査なりで、駐車場については引き続き審査、執行部に聞いていきたいと思っております。

中島好人委員 もう1点です。残念な点では、先ほど副委員長が言いました地域貢献で、今までは本当に洋式トイレとか、そういう方向にずっと進めていたのが結局、そういうのをやめて、一般会計に繰り入れる。これは色つきじゃないわけです。そのまま続くっていうわけじゃないんで、その辺が今までの事業が今後、オートとの関係じゃなくて、一般会計からできるかどうかの疑問もあるっていうのは不安な材料です。本来の在り方っていうのは、一般会計に組み込むというのが本来の公営ギャンブルの在り方なんですけども、この行き先がほぼ決まっているっていうことも残念な点もありますけども。どうしようかと思ったけども、そういうことです。

藤岡修美委員長 ほかはよろしいですか。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）皆さんの意見は、普通開催の10日間の引受けについては今後も議会として委員会として注視していこうと。それから駐車場については解決に向けて、所管事務調査をやっていくという方向で、大体皆さんの意見よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは今から執行部をお呼びします。

（執行部入室）

藤岡修美委員長 それでは、質疑を終わります。討論に入ります。討論はありますか。

宮本政志委員 本日の非常に多岐にわたって、深い慎重審査と先ほどの自由討議がしっかりできまして、本議案に関しては賛成したいと思いますので、賛成討論とさせていただきます。

藤岡修美委員長 そのほか、討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で討論を終わります。それでは、議案第 15 号令和 7 年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計予算について採決をいたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成により本件は可決すべきものと決しました。ここで休憩といたします。

午後 4 時 10 分 休憩

午後 4 時 27 分 再開

藤岡修美委員長 それでは委員会を再開いたします。議案第 19 号令和 7 年度山陽小野田市下水道事業会計予算について、執行部の説明を求めます。

中村下水道課長 説明の前に、本日お配りしています委員会資料の確認をさせていただきますと思います。資料のそれぞれ右上に資料番号を付しております。資料 1 として、令和 7 年度山陽小野田市下水道事業会計予算について、資料 2 として、令和 7 年度事業予定箇所図、資料 3 として企業債年次推移一覧表をお配りしていますので、審査の参考にさせていただ

ればと思います。それでは、議案第19号令和7年度山陽小野田市下水道事業会計予算について、御説明いたします。予算書1ページをお開きください。まず、第2条の「業務の予定量」につきましては、令和7年度の下水道事業活動の基本的目標として定めるものです。各数値につきましては御覧のとおりです。（4）の主要な建設改良事業につきましては、公共下水道の整備を進めるとともに、処理場・ポンプ場の長寿命化工事を行う予定としております。工事等の場所は、資料2の令和7年度事業予定箇所図に掲載してありますので参考にされてください。次に、第3条の収益的収支と第4条の資本的収支につきましては、予算明細書で御説明いたしますので、予算書の22ページをお開きください。まず、収益的収入及び支出の収入でございますが、1款下水道事業収益は、前年度から1,888万1,000円減の19億8,361万円としております。主な理由としまして、1項営業収益、1目下水道使用料は、前年度から223万8,000円減の6億8,121万3,000円としております。2目雨水処理負担金1億1,118万6,000円は、雨水処理経費に対する一般会計からの繰入金です。2項営業外収益、2目他会計負担金6億6,502万円は、国の繰出基準に基づく一般会計からの繰入金です。3目国庫補助金1,150万円は、管渠調査業務委託に係る社会資本整備総合交付金です。4目他会計補助金2,733万6,000円は、財源不足を補うための一般会計からの繰入金です。5目長期前受金戻入4億5,317万5,000円は、固定資産の財源となった国庫補助金等について減価償却見合い分を収益化するものです。3項特別利益、1目過年度損益修正益は、過年度下水道使用料等の調定更正のため、例年どおり1,000円計上してしております。次に、23、24ページの支出でございますが、1款下水道事業費用は、前年度から1,609万7,000円減の19億3,430万2,000円としております。主な内訳としまして、1項営業費用、1目管渠費は、下水道管渠やマンホールポンプ場等の維持管理に要する経費です。管渠調査業務委託を行うことなどにより、前年度から1,184万1,000円増の9,258万1,000円としております。次に2目ポンプ場費は、雨水及

び汚水中継ポンプ場の維持管理に要する経費です。施設管理に係る委託料や修繕費の減額により、266万7,000円減の3,127万5,000円としております。続いて3目処理場費は、小野田及び山陽水処理センター、仁保の上及び福田農業集落排水処理施設の維持管理に要する経費です。動力費や修繕費の減額により、前年度から149万3,000円減の3億6,053万7,000円としております。25ページの4目水質管理費は、処理場の水質管理に係る経費です。環境調査センターの廃止に伴う水質分析業務委託料の増額により、前年度から155万円増の188万円としております。25、26ページの5目総係費は、一般管理に係る人件費や事業活動全般に係る経費となります。会計年度任用職員に係る人件費が1名分増額するとともに、企業会計システムに係る委託料や水道料金システムに係る負担金が増額となっており、前年度から747万4,000円増の7,633万4,000円としております。6目減価償却費は、令和6年度の取得資産を反映して、12億336万3,000円を計上しております。7目資産減耗費は、令和7年度の処理場改築工事に伴う機器の除却等に要する費用として、1,367万5,000円を計上しております。2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債に係る支払利息の減に伴い、前年度から169万6,000円減の1億4,920万6,000円としております。3項特別損失、1目過年度損益修正損は、過年度分の下水道使用料等の還付のため10万円計上しております。4項予備費は、災害等に備えるため、530万円計上しております。以上、これら収益的収支の結果を、18ページに税抜き処理をした予定損益計算書を掲載しております。下から3行目のとおり、令和7年度予算においても当年度純利益は発生しない見込みです。27ページに戻っていただいて、資本的収支について御説明いたします。まず、収入でございますが、1款資本的収入は、前年度から8,257万7,000円減の14億9,559万8,000円としております。1項企業債、1目企業債は、資本費平準化債の減により前年度から3,310万円減の8億7,960万円を計上しております。2項出資金、1目他会計出資金1億9,864万8,00

0円は、企業債の元金償還金や建設改良費に対する一般会計からの繰入金になります。3項補助金、1目国庫補助金は、補助対象となる管渠整備工事の減により6,105万円減の4億245万円を計上しております。4項負担金、1目下水道事業受益者負担金は、前年度から310万円減の1,490万円を計上しております。28ページをお開きください。支出でございますが、1款資本的支出は、前年度から9,187万7,000円減の23億485万3,000円としております。1項建設改良費、1目公共下水道建設費の委託料は、処理場の詳細設計委託料やストックマネジメント計画業務委託料を計上し、工事請負費は、例年実施している管渠工事、ポンプ場及び処理場の工事費を計上しております。補償金は、管渠工事で支障になる水道管等の補償を計上しております。令和7年度の工事の箇所については、資料2の事業一覧表に示しており、予算については、2,337万5,000円減の11億553万6,000円としております。3目有形固定資産購入費はグラインダーポンプ及びエアコンの購入費を213万3,000円計上しております。2項企業債償還金、1目企業債償還金は、前年度から6,422万2,000円減の11億9,518万4,000円としております。以上が第3条と第4条の詳細の説明となります。再び1ページに戻っていただいて、この結果、第4条括弧書きの資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8億925万5,000円につきましては、損益勘定留保資金等により補填することとしております。また、資本的収支の結果は、16、17ページの予定貸借対照表に反映させております。令和7年度の建設改良事業によって形成される資産は、16ページの資産の部、1、固定資産（1）有形固定資産の各項目に計上しています。その資産形成の財源となる企業債につきましては、17ページの負債の部、3、固定負債（1）企業債に計上し、国庫補助金は、5、繰延収益（1）長期前受金に計上しています。なお、令和7年度末の企業債残高は、17ページの3、固定負債の企業債と4、流動負債の企業債の合計134億7,485万8,000円で、前年度から3億1,558万4,000円の減となる見込みです。続きまして、2ページをお開きください。第5条

は、予算に計上した企業債について、その起債の目的や限度額等を定めるものです。第6条は、一時借入金の限度額を5億円と定めるものです。令和6年度の実績はありません。第7条は、予算の各項間の流用ができる場合を定めるものです。第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を定めるものです。第9条は、一般会計からの補助金を定めるものです。以上が、議決の対象となる令和7年度下水道事業会計予算の説明となります。3ページ以降は予算に関する説明書になります。ページをめくっていただいて、4ページから6ページまでの予算実施計画は、先ほど説明しました予算を目レベルで整理したものです。なお、別途お配りしております、資料1の方に、前年度当初予算と比較した表や一般会計繰入金総額などを整理しておりますので、参考にしてください。次に、7ページの予定キャッシュ・フロー計算書は、1年間における現金の動きを表したものです。8ページから10ページまでは給与費明細書を掲載しています。職員数については、令和7年度は20人となる予定です。11ページは、債務負担行為に関する調書です。水処理センター等の維持管理事業、下水道事業公営企業会計システム利用料延長業務、西日本旅客鉄道、鉄道用地賃借及び水洗便所改造資金あっせんのために金融機関が行う融資に係る損失補償の4、事項について、債務負担を設定しております。12、13ページは、令和6年度の予定貸借対照表になります。14ページは、同じく令和6年度の予定損益計算書を掲載しています。最後に、20ページには、セグメント報告書として、公共下水道事業と農業集落排水事業のそれぞれの営業収益等を表しております。予算の説明としては以上になります。次に、令和7年度の予定事業について、資料2により御説明いたします。箇所図左下側に事業種別、工事名称を掲載しておりますので、併せて御覧ください。まず、管渠建設事業につきましては、各地区に予定している投資効果の高い路線を最優先整備路線と位置づけ、管渠を延伸するものです。処理場・ポンプ場整備につきましては、ストックマネジメント計画に基づく改築更新等を行います。以上、令和7年度下水道事業会計予算の説明とさせていただきます。御審査のほどよろしく願いいたし

ます。

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。

予算書の 1 ページ、2 ページ。先ほど説明がありました。

矢田松夫委員 1 ページの第 2 条の関係ですが、水洗化の戸数の数字が出ていますが、全体でいうと水洗化率はどうですか。

中村下水道課長 水洗化率はおおむね 0.1 から 0.2 ポイントずつ増加しております。令和 8 年度までの未普及率対策などビラ配りなどをして、今後も継続して伸ばしていこうと思っておりますが、令和 5 年度末の水洗化人口は 3 万 2,461 人で、処理区域内の人口が 3 万 5,523 人になりますので、水洗化率は 91.4 % になります。

矢田松夫委員 となると、前年度と比較すると上がってないということになると、これどういう理由ですか。

井上建設部長 普及率は上がっています。増えた分ほどは、同じ率ぐらいで水洗化をしてもらっているということで水洗化率は変わっておりません。普及率は、令和 6 年 3 月末が 60.1 % でした。令和 7 年 3 月末の予定は 0.6 パーセント増ぐらいの 60.7 % ぐらいになる見込みとしております。

藤岡修美委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに質疑はありますか。1 ページ、2 ページはいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは 4 ページ、5 ページ。予算実施計画の収益的収入及び支出。

矢田松夫委員 2 ページの第 6 条の一時借入金で 5 億円と定めるとありますが、これは枠取りですか。水道にも聞いたんだけど、これをもし使うとなれば、どのようなことを予想して使われるのか、説明願いたいと思います。

岡村下水道課管理係長 一時借入金についてですが、資金繰りに困ったときに、銀行からお金を借りることを想定しています。公営企業会計を法的導入したときに、導入当時は特に資金繰りに困るということが想定されたので、そのときに5億円というものを設定しております。それ以降、資金繰りはなかなか大変な中で事業を行っており、一時借入金を借りるということは今のところ発生しておりませんが、引き続き一時借入金については、5億円という限度額を設定しておく次第です。

藤岡修美委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）4ページ、5ページはいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）6ページ、資本的収入及び支出。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）7ページ。予定キャッシュ・フロー計算書。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようなので8ページ、9ページ、10ページ、給与費明細書。

矢田松夫委員 8ページの定員です。現在定員が20人でうち4人が会計年度職員ということですが、正規職員の1名減について、このまま行くのか、途中で採用するのか。どういう考えがあるのか、お答え願います。

岡村下水道課管理係長 会計年度任用職員以外の職員の1名減ですが、こちらについては現在、再任用職員として働いてくださっている方が、来年度から会計年度任用職員として働いていただく予定になっておりますので、その影響によるものです。括弧書きのところが、前年度1となっているところが本年度ゼロとなっております。下にも注意書きで書いているように、再任用短時間職員となっております。

藤岡修美委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに。給与費明細書。いいですか（「なし」と呼ぶ者あり）。それでは、11ページ債務負担行為に関する調書。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）12ページ、13ページの予定貸借対照表。（「なし」と呼ぶ者あり）1

4 ページの予定損益計算書。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）
16 ページ、17 ページの予定貸借対照表。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）
18 ページの予定損益計算書。隣の注記も踏まえて、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）
20 ページのセグメント報告書。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）
それでは、説明資料に基づいて、22 ページ、23 ページ、24 ページ、25 ページ、26 ページまでにしましょうか。収益的収入及び支出の詳細が出ておりますけれども。

矢田松夫委員 お尋ねしますが、マンホールを新しくつくる——去年であったら、「レノ丸」くん。それは特別のマンホールやけど、新設のマンホールをつくる費用の項目はどこを見ればいいのか。

原田下水道課管理係主任 今年度、デザインマンホールということで、「レノ丸」のデザインマンホールを作成しまして、設置をしているところです。来年度は予定がございませんので、マンホールの設置はありませんが、デザインマンホールのマンホールカードの作成を予定しております。26 ページになりますが、上から2行目の印刷製本費にマンホールカードの印刷代を計上しており、来年度、早急にマンホールカードをつくりたいと考えております。

矢田松夫委員 どういうものか。

原田下水道課管理係主任 今年度つくった「レノ丸」のマンホール蓋の写真が入ったマンホールカードになります。

恒松恵子副委員長 今のカードの印刷製本機が29万8,000円で合算されていますけれども、マンホールカードだけにかかる印刷代は幾らになるのでしょうか。

原田下水道課管理係主任 15万円で予算を計上しております。

恒松恵子副委員長 これは、予想よりもらってくれる人が多かったとか、少なかったとか、現場ではどのように見ていらっしゃるのでしょうか。

原田下水道課管理係主任 数の予想がなかなかつかないところはあるんですけど、デザインマンホールを設置したときに、「マンホールカードはつくられるんですか」という問合せもありましたので、かなりの数が来るとは予想しております。ですので、かなり多めには予算は取っているつもりでいます。

藤岡修美委員長 いいですか。22ページの収入で、下水道使用料の予算が減っていますよね。これの原因について。

中村下水道課長 下水道の使用料の減の件ですが、水道局でもいろいろ話があり、減の要因としてはいろいろ考えられるのですが、人口減少ですとか、市民の皆さんの節水意識の向上ですとか、節水型の機器を導入ということが使用料の減につながっていると考えております。

藤岡修美委員長 その次の2目の雨水処理負担金も減っていますが、これは同様な考えでいいですか。

岡村下水道課管理係長 雨水処理負担金については、下水道使用料とはやや異なる考え方になるかと思います。雨水処理負担金については大きく三つの項目で構成されています。雨水に係る減価償却費相当額、雨水施設を建設するために借りた企業債の利子、そして雨水処理にかかると想定される維持管理費です。三つの要素いずれも減額とすることが見込まれているので、雨水処理負担金も予算の計上としては減額計上になっております。

中島好人委員 22ページの国庫補助金なんですけども、前年度はゼロだった

のは、この年の1, 150万円が組まれているんですが、内容について。

中村下水道課長 これは、管更生工事設計業務委託の社会資本整備総合交付金の国庫補助金です。初めてやりますので、このたび新たに計上するという形になっております。

恒松恵子副委員長 同じく22ページの7番の雑収益の財産使用料の行政財産使用料を具体的に教えてください。

中村下水道課長 これは、行政財産使用料ということで、山陽水処理センターの土地の利用料等ほかになるんですけど、一番大きいのがこれになりまして、日本化薬株式会社に現在お貸ししている土地の使用料ということで計上させていただいております。

恒松恵子副委員長 具体的に広さとかは分かるんですか。面積とかが分かれば。

原田下水道課管理係主任 今、日本化薬株式会社にお貸ししている土地の面積は、山陽水処理センターの敷地のうち、2, 941. 92平米をお貸ししております。

宮本政志委員 23ページから36ページまでで、よく分からないので教えてほしいです。全国的に八潮市の件で緊急点検というのがあって、緊急点検のことは聞きませんが、本市の場合の下水施設の通常点検の費用の計上は、どこに出ているのか。委託料とかいっぱいあるけど。点検はしているでしょう。

中村下水道課長 通常点検については、職員で回っておるんですけど、ストックの絡みで管更生とかなる工事でカメラを入れたりする部分に関しては、業務委託等で行っております。

藤岡下水道課計画係主任 先ほどの環境調査のお金については、23ページの委託料の調査設計委託料の中に含まれております。

宮本政志委員 これは点検対象の基準はあるんですか。多分やみくもに点検していることはないと思うんだけど。

藤岡下水道課計画係主任 国からの法令点検として決まっているのは、腐食か所、腐食のおそれが多い箇所について、国から法令で「5年に1回は点検してくださいよ」というのが決められております。こちらについては、職員のほうで点検しておりまして、それ以外の管渠について、下水道課としては、敷設年度が、長期経過したものプラス腐食等したり穴が空いたりとかして、リスクが大きいような箇所について優先的に調査をするように考えております。

宮本政志委員 これは水道局にも聞いたけど、A I とかは何か進んでいますか。

中村下水道課長 A I の導入状況としましては、下水道の管内にカメラを挿入したときに目視だけでは難しいということで、A I による画像診断等を行う手法があるんですが、当市下水道課での点検ではまだ導入はしておりません。今後、そういうカメラを入れるときにA I を利用した調査も導入していきたいと考えております。このほかには、道路の陥没等の異常をA I による画像診断で点検する手法というのがございまして、これについては土木課で今年度実証実験をされております。今後についても、いろいろな手法については勉強していきたいと考えておるところです。

宮本政志委員 水道局にしても、下水道事業にしても独立採算でやっているけどなるべくなら、その調査を共有して、技術を使えばもっと経費も下がるかなと思ってお聞きしました。あとは、この予算の中で耐震化とかのことは予算に入っていますか。

中村下水道課長 耐震化につきましては、令和6年1月1日に発生しました能登半島地震において、上下水道施設に甚大な被害が発生しました。これを受けまして、令和6年8月に実施された第7回水循環政策本部会合の中で、当時の岸田総理が、全ての自治体において上下水道の耐震化を進めることと併せて、今年度中に上下水道耐震化計画の策定を完了するようにとの発言がございました。山陽小野田市は上下水道併せまして、令和7年1月までに、今後の5年間の上下水道の耐震化計画を策定するように国から指示を受けましたので、当市においても水道と一体で計画を策定して、完了しているところでございます。

宮本政志委員 先ほどのA Iにしても、今から耐震化を進めていったり、あるいは古い下水道のやり替えにしても、もう改修では追いつかなかったりするところもあると思います。水道料金は、今日午前中の審査でも度々出ましたけど水道料金を上げています。下水道は、もし今後予定があったら、下水道使用料を上げていくほうがいいと思う。

中村下水道課長 先ほど、委員がおっしゃられたとおり、水道局は令和6年4月1日から料金改定が行われております。下水道の状況としましては、電気、水道等の経費の上昇、ランニングコストが上昇しておりますので、使用料等の改定についてはまだ具体的には検討ができてないんですが、来年度から考えていきたいと考えております。具体的にいつから上げるとかという答えは出ておりませんが、来年度は考えていきたいと思っています。

宮本政志委員 当然、そういう検討のときには最初の下水道受益者負担金と平米幾らの使用料受益者負担金も平米200円と300円かな。旧小野田が200円と旧山陽が300円は変わったのかな。

中村下水道課長 小野田地区が260円、山陽地区が300円になります。

宮本政志委員 最初の平米当たりっていうのも、合併してから変わってないんじゃないかな。今の物価とかいろんなことを考えたら、受益者負担金でさえ低いと思う。だからその辺りも全部一緒に検討していかないといけないと思う。ちなみに、山口県内で言ったら、山陽小野田市の下水道料金が高いのか。安いのか。

中村下水道課長 令和7年4月1日に改定される市町が何市町かありまして、4月1日の基準で行きますと、これも使用量によって変わってくるんですけど、2か月で20立米を基準に比較しますと、令和7年4月1日時点では市の中で5番目ということで、今、資料は出ております。

宮本政志委員 別段、県内で一番安いか高いかは、実は何の物差しにもならないと思う。県内で圧倒的に本市の下水道使用料が、今の時点で一番高いとしても高い金額は適正ではないと思っているんで、これは水道局にも聞きましたが、もし分かればいいんですけど、この下水道事業を維持していこうと思ったら、当然先ほどいろいろ改修とか維持費とかかかるけど、どれぐらいアップしないといけないのかは試算していますか。

中村下水道課長 下水道課のほうでまだそういう試算をしておりません。建設費等もどこまで含めるかっていうこともございますし、先ほど説明しました耐震化を急ぐようにということで国から言われておりまして、特に急所施設っていいまして下流の部分、特に、下水でいうと処理場の耐震化を急ぐようにということで言われています。耐震化できておりませんので、かなり費用がかかってくるのが予想されていますので、その辺も含めて、料金改定は検討していくべきかと今考えておるところです。

中島好人委員 水質管理費で、要するに、33万円から一遍に155万円に増額されていますけども、その原因についてお尋ねします。

井上建設部長 先ほど課長も申し上げましたけれども、環境調査センターが3

月末で廃止になるということで、そちらに委託していた検査を民間に委託しなければならなかったというところでの増額でございます。

中島好人委員 そうじゃないかと思っていました。調査センターが廃止になるということですが、委託費用が検査のためにかかるわけですが、その分人件費とかが要らなくなるというのもありました。市内か市外か、その辺の検査はどこでしょうか。

中村下水道課長 来年度から業務委託の業者が変わりますとか新たに4月1日から、小野田、山陽水処理センターについては、維持管理業務委託ということで、業者が決まりまして、フジ総業株式会社が業務委託をされます。維持管理業務委託を受けていただくフジ総業株式会社に分析業務をお願いするということを仕様書の中に入れて、契約しております。

藤岡修美委員長 よろしいですか。ほかに。（発言する者あり）訂正がありますか。

小路下水道課主査兼小野田水処理センター所長補佐兼山陽水処理センター所長補佐 今回の調査費用ですが、今、課長が説明したのは、維持管理の中でも未処理の調査費用が入っておりまして、それとは別に、水処理センターの放流水の水質に変化があったときには、調査をするときに、今までは市自体も調査センターに持ち込んでおりました。それを民間の調査会社に持ち込む予定にしておりますが、こちらのほうは、見積りを取った段階で、価格で決めるのか、市内で優先するのかという部分の二つの件がありますので、そこを吟味して調査会社に依頼する予定となっております。

藤岡修美委員長 ほかに質疑はありますか。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、27ページの資本金収入及び支出。

宮本政志委員 一番下の下水道の受益者負担金310万円が減になっています

けど、これは整備地域が、狭くなったのでと思うので、その辺りお聞きしていいですか。

岡村下水道課管理係長 こちらにつきましては、令和6年度分までは、大型団地の接続による受益者負担金が多く占める部分がありましたので、予算を多めに計上していたんですけれども、令和7年度以降は大型団地の接続による受益者負担金が見込めないということで、少し厳し目に予算を計上させていただいているところでございます。

藤岡修美委員長 いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、28ページ、29ページの資本的支出。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、以上で質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは議案第19号令和7年度山陽小野田市下水道事業会計予算について採決をいたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成により本件は可決すべきものと決定しました。次に、議案第35号山陽小野田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について執行部の説明を求めます。

中村下水道課長 それでは議案第35号山陽小野田市下水道条の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。下水道法施行令第6条第1項第2号において、公共下水道などからの放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準を定めております。近年、技術的に大腸菌群数より正確な指標である大腸菌数を測定することが可能となり、環境基本法や水質汚濁防止法といった関係法令の水質基準についても大腸菌群数から大腸菌数に標記が見直されました。このことにより、山口県公害防止条例施行規則

についても同様に基準の改正が行われ、下水道法施行令が令和7年4月1日に改正されます。このことに伴い山陽小野田市下水道条例においても「大腸菌群数」の標記を「大腸菌数」に改正するものです。なお、施行期日は令和7年4月1日からとしております。以上で説明を終わります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりましたので委員の質疑を求めます。そもそもは除外する施設について、もう少し詳しく説明お願いできますか。

中村下水道課長 除外施設とは、特定施設から排出される汚水を下水道に流す場合は一定の水質基準が定められています。その基準に適合しない下水道を継続して排出する場合には除外施設を設け、必要な措置を講じる必要があります。この場合除外施設の設置が必要となります。

藤岡修美委員長 もし分かれば、大腸菌群数と大腸菌数を変更された理由について教えてください。

小路下水道課主査兼小野田水処理センター所長補佐兼山陽水処理センター所長補佐 大腸菌群数と大腸菌について御説明いたします。近年簡易的な調査方法、大腸菌のみを分析できることが今回の変更理由となります。今までは、大腸菌を含む大腸菌群数ということで、基準値3,000個以下ということで、放流水質の基準を定めておりましたが、大腸菌のみを基準とすることによって、3,000個の中にはほぼ大腸菌のみは840個存在するということで、今回切り捨てた800を採用した変更となっております。

藤岡修美委員長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。議案第35号山陽小野田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について採決をいたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

藤岡修美委員長 全員賛成により本件は可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 5 時 2 0 分 休憩

午後 5 時 3 3 分 再開

藤岡修美委員長 引き続きまして委員会を再開いたします。議案第 4 2 号財産の減額貸付けについて、執行部の説明を求めます。

臼井農林水産課長 議案 4 2 号財産の減額貸付けについて御説明いたします。

令和 4 年、民営卸売市場の開設に伴って、株式会社フレッシュとの間で、「土地建物賃貸借契約」を結び、山陽小野田市大字西高泊字西大塚 1 1 8 4 番地 1 ほか 8 筆、8, 5 8 4. 6 1 立方メートルの土地と、同所在地にある全 6 棟、床面積 1, 7 6 2. 8 6 立方メートルの建物について、令和 7 年 3 月 3 1 日今年度末までを期限とする貸付けを行っております。当該貸付けに当たっては、令和 4 年 6 月議会において、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、財産を減額して貸し付けることについて、議決を頂き、また、契約に際しては、併せて「卸売市場の運営に関する協定」を結び、後年の貸付料の目安を示しているところです。本案は、期限を迎える当該契約を更新するに当たり、協定書に沿って減額貸付いたしたく、上程したものです。新たな貸付期間は、令和 7 年 4 月 1 日から翌 8 年 3 月 3 1 日までの 1 年間、貸付金額は、算定基準に基づく貸付料の 1 0 分の 2、6 0 万 7, 9 2 4 円です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりましたので、ここで委員の質疑を求めます。資料の説明は特によろしいですか。

稲葉農林水産課農林係長 それでは、資料について御説明させていただきます。

まず、1枚目ですが、年間の取扱量及び取扱高ということで、令和4年度、令和5年度、そして令和6年度につきましては、令和6年12月までの実績ですが、株式会社フレッシュから数字を頂いております。令和4年度につきましては、市内産、その他合計ということで、野菜、果物、花卉それぞれの種類で取扱数量をキログラムで表示、そして花きについては束で表記しております。その横にそれぞれの品目に係る取扱高ということで金額を掲載させていただいております、合計いたしまして、1万4,800キログラム、こちらについては、野菜と果物の合計の数量になりまして、取扱高いたしましては、2,009万円となっております。令和5年度につきましては、野菜、果物の合計取扱量といたしまして、1万730キログラム。取扱高といたしましては1,361万5,000円となっております。令和6年度につきましては、野菜果物、取扱量といたしまして1万4,260キログラム。合計取扱高として、2,060万円となっております。続きまして、株式会社フレッシュの令和6年度の決算見込み及び半期の実績について資料をお配りしております。まず右側になりますが、令和6年7月1日から令和6年12月31日までの半期の実績といたしまして、純売上高が2,302万円となっております。純売上高の内訳については御覧のとおりです。売上げ原価が1,500万円となっております。純売上高から売上げ原価を引いた、売上総利益が802万円となっております。そこから販売費及び一般管理費の500万円を引いた営業利益が302万円となっております。左側のほうに、令和7年6月30日までの令和6年度の決算見込みということで、数字を頂きまして、純売上高につきましては6,004万円となっております。売上原価につきましては4,500万円、純売上高から売上原価を引いた売上総利益が1,504万円となっております。売上総利益から販売費及び一般管理費の1,000万円を引いた営業利益が

504万円と見込んでおります。続きまして、売買参加者の取引状況（せり）と書かせていただいております。こちらが令和4年から令和6年9月までの実績を載せさせていただいておりますが、A、B、C、Dと表記させていただいているのがこの売買参加者に当たります。それぞれの売買参加者のせりの取引状況ということで、円単位で金額を表記させていただいております。続きまして、出荷者情報を3ページほど資料をつけさせていただいております。売買参加者同様に、1、2、3、4と数字があるのが出荷者の個人となっております。山陽小野田地方卸売市場に野菜等を出荷している農家については、時期等もあって、物によってはその時期だけ出荷という方もいらっしゃいますが、トータルで45名いらっしゃいます。こちらの45名につきましては、そのうち33名が市内の方で、12名が市外の方となっております。最後、学校給食における株式会社フレッシュ、市場での取扱いということで、一番左が、株式会社フレッシュが学校給食に実際に入札に参加されて納品された金額となっております。また、その横にA、Bとありますがこちらの2業者が、学校給食の入札に参加された方の金額が左側にありまして、その金額のうち、野菜等を株式会社フレッシュから仕入れた金額を内数として、記載させていただいております。資料の説明については以上です。

藤岡修美委員長 資料を踏まえて、質疑を求めたいと思います。

宮本政志委員 資料で一つお聞きしたいのが、令和6年度決算見込みと半期の実績について説明されましたよね。これって何か、裏づけるような貸借関係とか損益関係とかの書類はもらえていますか。ただ、これが半期の実績です。令和6年度決算の見込みですと言われても、裏づけがないよね。これに付随するような添付資料を普通はつけないといけないと思うけど、その辺りはもらっていないんですかね。

稲葉農林水産課農林係長 そちらにつきまして、半期分の貸借対照表及びその損益計算書について提出を求めましたが、実際は半期での決算をされて

いないということです。今回、減額貸付けの審査もあるということで、作成の依頼等もさせていただいたんですが、間に合わないということで、裏づけになる根拠資料というのは申し訳ございません。

宮本政志委員 間に合わないっていうのは、それ、いつ頃言ったんですか。この3月定例会を目途にして、当然担当課としては、早めに言うよね。明日出してくれと今日言うわけじゃないよね。早めに言ったんでしょう。いつ頃担当課としては動いたのかと思って。

稲葉農林水産課農林係長 まず、半期分の決算ということで、貸借対照表と損益計算書をつくっているかということ自体は、ちょっと記憶が曖昧ですけど、年明けぐらいだったかと思います。口頭でお尋ねしたときにつくってないということで、一度回答いただいたんですが、こちらもやはり審査する中で、資料があったほうが審査しやすいということで、本当、正直ぎりぎりではあったんですけど、3月7日の金曜日に再度確認と、つくっていただけないかという依頼をもう一度させていただいたところでは。

宮本政志委員 それで3月7日にもう1回つくってくれと言われて、そのときのお話はどうなったのか。分かりましたなのか、いやちょっとつくれるかどうかなのか。ないよね、今日の時点でね。

稲葉農林水産課農林係長 3月7日に依頼させていただいての回答については、税理士にも問い合わせさせていただいたんですけど、決算時期ということもあって対応ができないということで、出すのが難しいという回答を頂きました。

宮本政志委員 この議案審査によく資料を出してくれているなと実は思っていた。資料請求で今、追加を出してほしいなと思ったんだけど、根拠はあるけどないということだから、資料請求もできないですね。そうすると、

去年いろいろ長い時間かけて、市場の関係でやりましたよね。その時点から今日までの間で、そのときの委員会を踏まえて実はいろいろ聞きたいことを考えてきているから、今から聞いていきます。こういう根拠を示すものがなかったら、なかなか絵に描いた餅になるかもしれないから、答えられる範囲でも仕方ないけど聞いていきます。令和４年に、実は、市場のことは中央青果のときから話題になってから、議事録を全部、もう目を通して、チェックをしているので、その前提で質疑していきますね。令和４年６月１０日の委員会で、今回のこの議案と同じ減免の提案理由については、まず、安心して新鮮な青果物の供給ということを担当課が一つ目に挙げて、二つ目が需要と供給に応じた適正な価格形成を、三つ目が地元等農産物を取り扱うことで地域の農業振興を理由として出してらっしゃるんですよ。四つ目が地産地消等市民生活の安定向上に資すると。この四つを実現するために、経営を安定させなければいけないから、その間減免措置をとるという理由でした。今回の減免を続けるという議案についても、この４点については変わってないんでしょうかね。まず確認したい。

臼井農林水産課長　今、宮本委員が御指摘されました４点については、市場の持つ公益的あるいは公共的機能といったところでございまして、これを山陽小野田市に地方市場という拠点を維持するという意味においては、変わりはありません。ただ、御指摘いただいて、資料にも出しておるように、決してこの数年の間、十分な実績があったであるとか、今後も見込まれるとかといった状況には、やっぱり若干届いていないというか、中には程遠いような数字もございます。ですが、山陽小野田市が募集をしまして、手を挙げていただいて、実際に今業務に取り組みまれて、うまくいかないところもあると、うまくいかないところをもって、まだ経営が安定していないということもございまして、減免等の支援を続けていく必要があるだろうと考えております。

宮本政志委員　非常に重要な減免の是非について、審査していくには、この令

和4年6月10日に減免議案として出されたときの提案理由というのが非常に大きなもので、その役割がきちっと、それ以降果たされているかどうか、果たされているなら、やはりこの減免の継続及び率の変更について認めていかないといけないんですけど、その辺りは委員会としても議論しないと判断できないんですよ。いろいろお聞きしていくんですけど、資料にナンバーがついていないから、資料1とか3とか言えないんですけど、年間取扱量と取扱高で令和4年、5年、6年の説明がありましたよね。市内の青果物の生産量がこれで示されているってことでいいんですかね。

稲葉農林水産課農林係長 資料にナンバー等をつけていなくて申し訳ございません。表の市内産と書いてある数量と金額につきましては、市内全部ということではなくて、山陽小野田地方卸売市場で取り扱った品目のうちの市内産が1,600キログラムという表記になります。

宮本政志委員 市内の青果物はトータルが、令和4年で、例えば野菜でいったら、1万600キログラムは市内の青果物の生産量ってことですか。ちょっと確認したいんですけど。例えばで、一番上の野菜を聞いています。

臼井農林水産課長 資料を調べる時間を頂きたいと思うんですけど、市内における農産物の産出額、生産額っていうのは、青果物に対する、昔は山口県の統計年報とかで詳しく品目別あるいはJAの農業振興計画上で結構な集計がされていたんですけど、現在その数字を確認することができません。農林水産省が、野菜産出額の推計値を示しております。それによりますと、ここにあるその市内産の量というのは、市内で生産される農産物の1%にも満たない数字でございます。

宮本政志委員 1%にも満たない。この市内産の青果物のうち何パーセントぐらいを株式会社フレッシュが取り扱っているのかと思って聞こうと思ったけど、もうその答弁をされましたか。もう一回確認させてください。

臼井農林水産課長 市内の農産物産出額の１％にも満たない数字でございます。

矢田松夫委員 貸借対照表、損益計算書はこの１年間の状況がどうであったのか、これは出すべきだと思います。審査した中では、来年の契約における貸付料を算定するために必要な資料であると執行部も言っている。それはやっぱり減免を申請される側に強く求めていかないといけなかった。これをどうするか。今日の資料２枚目の決算見込み資料は約幾らしか出ていない。議案が出た。（聴取不能）執行部はどうか。

臼井農林水産課長 半期における決算をする義務がある法人っていうのは、金融機関であったり、あるいは連結決算をしている企業であったり一部の大企業ということで、実は中小零細が半期の決算をこういうふうを整える義務はなく、概算ということで回答を頂いたものが、これであったということでございます。減免っていう議会の今、議案として上程して御判断いただくということでございますので、我々としては裏づけ資料があるものが好ましいとは思っておりましたけれど、一方においては、作成義務もない法人でございますので、やむを得ない部分もあろうかと思っております。この数字を信じるほかないのかなと思います。

宮本政志委員 この数字を信じる前提とかじゃなくて、今、矢田委員が言われるのは非常に重要です。ただ、ないものを前提に話ができないから次に行ったんです。今日は審査だから、信じる、信じないではなく、提出されたこの資料を基に審査をしていく。そして後日貸借とか仮に出てきたとするよね。これ、中身が全然違うじゃないかと。それが、悪いほうに違ったんなら、これがベストの前提になるわけでいいんだけど、全然これよりもいい内容のものが出てきて、中身が全然変わったとなったときは、確かに矢田委員が言うように、そのときにもし議決していたら、どうするのっていう話になってくると、議決できないから、会期内に継続で審査を続けるか、もしくは、会期を過ぎても云々っていうんだったら、

この３月定例会では議決できないっていう前提なってくるけど、そこまでの議論をしていくと、審査できなくなる。止まってしまうよ。だから、あくまで信じてどうこうじゃなくて、出てきた資料を基に質疑を少し進めさせてもらいたいなと思うけど、委員長どうですかね。

藤岡修美委員長　そういうことで、宮本委員の意見についてはどうですかね。

矢田松夫委員　いや、出てきた資料に戻ったって、１番の基本というか、肝腎要のものが無いのに次のステップに行けるかと。それを抜きにして出された資料でどうなのかと。出された資料の２枚目はおよその資料しかないわけで審査ができるかどうかなのか。私はできないと思います。ただし、執行部が言うように、その作成の義務はないと、逆に出す義務はないという言い方ですよ。違いますか。作成する義務がなければ、出す必要もないと。こういうことで審査はできるんですかといったら、執行部の議案の上程はできますというのかどうか。ちょっと今そこに疑問を持って発言したんです。いけないことはいけないと言うべきです。

臼井農林水産課長　これまで、いろいろこの市場について審査をしていただきまして、２か年にわたって、財務諸表も御提出しております。株式会社フレッシュの企業年度が、７月から６月までの１年間でございまして、それを一つの参考資料にもできようかと思いますが、それに加えて半期、あるいは１年間の決算の見込みということで、数字を求めたということもございまして。おっしゃいますとおり、前年度の決算の損益計算書の数字がマイナス５２０万円弱という実際の数字が出ております。この見込みがちょっとそこで乖離していると我々も思っておりますけれど、会社をお願いしている税理士が、今、忙しくて出せないということもあり、申し訳ございません。今日の審査には間に合いませんでした。

宮本政志委員　なかなか気を使いながら答弁されたけど、経営者だから一般論だけど、税理士に頼まないと貸借損益が出せないっていうのは、そうい

う経営者の方もいらっしゃるかもしれないが、原則、見切るし、つくれるって、僕はそう思います。だから一概にそれっていうのは、向こうの事情であって、言い訳のように聞こえるんだけど、あんまりそこを課長とか担当課に聞いても、ちょっと筋違いかなと僕は思います。ただ、さっき言ったように過去に資料が出ていますよね。その資料を僕も目を通して、それと余りにもかけ離れたり、これってそんなことあり得るっていう前提となったりするなら、そもそもこの資料自体がどうなのっていうところに確かに行くんだけど、信じないわけじゃないよ。でももう、こういった資料がある前提で審査を進めさせてもらわないと、前に進まないと思うよ。ずっと貸借対照表が出なかったら、出るまでできんかって言ったら、そんなことないと思うよね。だからその辺りは、審査をこのまま続けていくべきと思うけど、今、矢田委員とは少し意見がずれているんやけどね。

藤岡修美委員長　皆さん、いかがですかね。過去にいろいろ資料的なものを出していただいて、大体傾向は分かるんですけども。

古川副市長　原課も今、出せる資料は最大限出しております。また、相手方に対して請求もしております。今、出せる資料は出しておりますので、誠に言い足りないという矢田委員の意見も承知いたしますが、この出している資料で審査を続けていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

恒松恵子副委員長　私も宮本委員のおっしゃるとおり経営者であるなら、月々の試算表なり毎月の会社の収支の流れは把握すべきだと思う中で税理士に頼まないと、決算書と半期の実績がつかれないというのは、疑義を感じます。売買参加者、僅かな人数で出荷者も本当僅かな金額ではございますけれども、今の市場の状況を知るための資料はあると思いますので、このまま審査を続けてもいいのではないかと思います。

宮本政志委員　これ貸借対照表とか損益計算書とかを見て、議会として委員会として一番やったらいけないことは、会社の経営状況がどうだこうだってことは、これはちょっと気をつけないといけんのよ。そこじゃないんですよ。つまりさっき言った、執行部が令和４年６月１０日にこの減免をそもそも一番最初に出してきたときの議案説明、提案理由でさっき言った４項目がどうなっているかをこの審査で確認をしないといけないわけ。その四つの項目の確認をする参考の一つが、先ほどの決算見込みと半期の実績について、裏づけがどうかというところで今、貸借対照表、損益計算書の話が出ているわけです。だから、経営状況云々ではない。その辺りは委員の皆さん、気をつけて判断していただきたい。副委員長がおっしゃるとおりと思う。令和４年６月にこの減免理由を出してきたわけだから。それが今も継承していますよと、変わっていませんと課長は答弁されたのだから、提案理由の四つについて、今、どうなのか、何年かきっちりこれは整合性がとれる結論、結果が出ているのかというところで審査に入ればいいんだから、その辺りは審査を続けていけると思うので。ぜひ中島委員や福田委員は意見を言ってほしい。

中島好人委員　この間の委員会の中でも、言ってきたんですけども、やはり今の市場における全体像ですね、地域の農業振興なり、小売店の状況なり、どんどん衰退している中で、やはり行政としてもどういうふう振興を図っていくかというビジョンを持って、進めていくスタンスがなければならないと思います。以前は市が独自で第三セクターとして中央青果として、半分ぐらいは出資して運営してきたわけですね。それでも破産したわけです。そして今、またそれ以上に厳しくなっていく現状があるわけです。そういう中、本当に今、言っている４項目はやっぱりどうしても必要だっているのはあるんだけど、どれだけ努力しても、追いつかないという事態はあると思います。けども頑張ってもらいたいということですね。減額なしにはやっていけないっていう事情があると思うので、余りこの資料を云々に基づいて、やってもなかなか厳しい状態があるんじゃないかと思います。この資料一つ一つどうなるかっていうこと

よりも、もっと大きいスタンスが必要じゃないかなと思っています。

福田勝政委員　今までも資料がということでございますが、やはり一番大事な仲買人が株式会社フレッシュに対して非常に興味を示しとるんですよ。どうなったかと。それは関係ないんですけど、やはり、資料を出してから、もっと検討したらいいんじゃないかなと僕は思います。

藤岡修美委員長　福田委員、矢田委員は資料が出るまでっていう意見でしたけれども、あと3人の委員の皆さんは、宮本委員が最初に言われた減免の条件である4項目を、今の資料で確認していったほうがいいんじゃないかという意見だと思います。いかがですかね。今の資料の中で株式会社フレッシュへの減免を議論していくということでいきたいと思いますが、今の資料でいかがでしょうか。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それで、原則4項目、今回の減免に該当するかどうかを審査していきたいと思います。

宮本政志委員　さっき質疑が途中で終わったんだけど、令和4年度はこの取扱い比率が市全体の青果物生産量に対して1%って言われましたよね。これ、令和5年度と令和6年度見込みってどれぐらいか分かりますか。資料から令和5年度は出るね。さっき令和4年度はこの資料で今、言われたけど、令和5年度の取扱いが何パーセントぐらい市内の青果物の生産量に占めるか。

臼井農林水産課長　農林水産省が示している産出額の推計値というのは、令和4年度の実績までしか確認ができませんので、その対比ということかと思うんですけども、いずれにしても、1%にも満たないものでございます。

宮本政志委員　次、さっき2番目で言いましたよね。需要と供給に応じた適正な価格形成。私は現時点でもこれまでも、価格形成にきちっと関与でき

ている状況にないと思うんですけど、執行部としては、この２点目、需要と供給に応じた適正な価格形成についてはどのような見解をお持ちですか。

臼井農林水産課長 今、委員御指摘のとおりでございます。基本的には山口県内は宇部の中央卸売市場の単価に引っ張られるというところがございます。引っ張られないところはどこなのかというところで、せりの実績をお示しした。これは、中には、いわゆる共販出荷規格にも満たないような野菜とかが出る中で、そういうものがせりという手法をもって価格が決まって小売店に品物が流れていくという実績でございます。そこが適正価格の形成に一定程度の役割を果たしたんだろうと思っておりますけど、全体的に見たら僅かな取扱量しかありませんので、山陽小野田地方卸売市場が、この適正な価格の形成にどれだけ寄与したかと言われると、寄与した程度は高くない、低いだろうと思っております。

宮本政志委員 課長、今の答弁は違う。僕は需要と供給に応じたっていうことを聞いたわけ。本市における需要と供給、それに対する適正な価格形成っていうのが、どうなんだってことを聞いたよね。

臼井農林水産課長 したがいまして、相対取引ということもあると思うんですけど、資料としてもお示ししているのは、せりということで取引が行われたと実績をお示ししているということでございます。

宮本政志委員 なら３番、地元農産物を取り扱うことで、地域の農業振興について役割が十分に果たせてきているかということについてはどのように解釈してらっしゃいますか。

臼井農林水産課長 昨年、所管事務調査の中でも話題になったかと思うんですけど、ＪＡとの取引が止まっているっていう現状があるようでございまして、そういう意味で地元農産物の取扱量が著しく減っているだろうと

思います。JAは何をしているかというと、出荷規格を定めて、一定の期間、一定の量を確実に収めていくやり方を取って、出荷農家の価格を維持していくという共販出荷をやっています。今、そういう取引がないということです、地元農産物っていう意味では共販出荷から外れたものが入ってきていると。先ほど資料でお示しした出荷農家の実績をお示して、市内33といったところでその数量等を示しているところでございます。

宮本政志委員 次の4点目、地産地消で市民生活の安定向上、この点については、現時点でどのように役立っているかと捉えているか、教えてもらっていただけますか。

臼井農林水産課長 市民生活の安定向上の中には出荷農家ということもございますが、地元のものを取り扱う小売店がどの程度仕入れているか数字を示しているということです。地産地消に必ずしも限らないところもございますけども、学校給食という実績をお示ししているということでございます。

恒松恵子副委員長 出荷者情報をお示しいただいております。金額が円単位で記載してございます。この金額で地域の農業振興がされているとか、市民生活の安定向上に資するとか思われるかどうか、お聞かせください。

臼井農林水産課長 冒頭申し上げましたとおり、私どももこれが十分だとは到底思っておりませんで、そういう上にこの市場を今後も育てていくという意味、安定した経営が成り立つまでの間ということで、減免という支援を行いたいという意図でございます。

恒松恵子副委員長 令和4年度からの資料をお示しいただいておりますけれども、資料を見る限り、金額も人数も増えていない状況です。それでも満足されているという考えでよろしいんですか。

臼井農林水産課長 満足はしていません。

矢田松夫委員 今日、出された資料で議論するということですが、年間取扱量とか取扱高を見てみますと、令和5年と令和6年を比較する数字からはそれなりの経営努力されているんじゃないかなと思います。次の決算見込み半期の実績についても、営業利益がこれほど上がっているという数字だけ見ると、少しながら、株式会社フレッシュが努力していると私は受け取りました。

宮本政志委員 この6月10日の中で市の締結する卸売市場も運営に関する協定書、これも、これまで何回も協定書と契約書が論点になってきましたけど、協定書に基づき運営するとあるが、協定書第7条の産地育成のため地元農家等を支援し、市内農産物の魅力を消費者に発信するための取組を実施するってあるんです。どのような取組がされてきたかっていうのを、件数とか取扱高とかを含めて、令和4年度、5年度、分かる範囲でできれば具体的に聞きたい。令和4年度はこうです、令和5年度はこうですっていうのをお答えいただけたらと思います。

稲葉農林水産課農林係長 地産地消の推進ということで、毎週土曜日に、市場で朝市が開催されております。件数ということで、そちらについて、御回答させていただきたいと思います。令和4年度については、土曜日の朝市は、ゼロ回となっております。令和5年度、これが令和5年7月1日からですが、21回。令和6年度、12月末まで現在で25回開催されております。

宮本政志委員 次この協定書第9条に、義務の履行状況について、随時実施に調査し、とありますよね。所要の報告、もしくは資料の提出を求めることができるって書いていますよね。これまでの、調査報告書、あるいは報告を求めた内容に対して提出してきた資料がもし日付も分かれば、具

体的にちょっと教えていただきたい。要は協定書どおりにきちっと履行されているかってことの確認をしていくんだけどね。

稲葉農林水産課農林係長　今、御質問いただいた件ですが、実地調査ということで履行状況について随時実地での調査ができると規定があります。こちらは、具体的な日付等については、今すぐには回答できないですが、施設の故障も含めて調査をやっております。また、資料提出を求めることができるということで、昨年、所管事務調査等でかなり審査させていただいた中で、今回の審査に向けても資料提出を求めさせていただきました。求めた資料の内容といたしましては、令和４年度から令和６年度、このときは９月末までの現在ですが月報を依頼しております。また、本日資料として出しております出荷者ごとの出荷品目、出荷数量、販売金額が分かる資料、そして、売買参加者ごとの取引が分かる資料、給食納入業者に対して納品した品目、数量、金額等が分かる資料ということで、１０月２４日に依頼をさせていただきまして、月報については１１月２７日、出荷者に関する資料については１１月２８日、その他の資料については１１月１５日に資料を提出していただいております。

宮本政志委員　ということは、ちゃんと実地調査をしていたということですね。ちょっと確認したい。

稲葉農林水産課農林係長　具体的には、８月に施設の中で漏水等が発生したということで、その漏水の現地確認等修繕等も行われております。また２月に、市場の施設の外の冷蔵庫の温度が下がらないということで、そういった中で現地確認等をさせていただいているところでございます。

宮本政志委員　それ以外に報告を求めたことは何かありますか。市のほうから報告を求めたと。今の壊れたのは何か壊れたって連絡があって見に行った、こういうことを求めた、こういう報告は何かあるんですか。

稲葉農林水産課農林係長 先ほど課長も答弁しましたが、電話等でＪＡとの取引の再開がどうなのか問い合わせたり、新規の取引先が確保できたか問い合わせたりはさせていただいたところでございます。

宮本政志委員 そういった報告を求めたことに対する資料提出というのは、きちんとされたけど、日付が今日その場では分からないってということかな。日付まではすぐ分かりませんとのことだったけど。

稲葉農林水産課農林係長 今、お答えした二つのＪＡの件は電話の問合せであり、電話での回答ということで資料までは求めておりません。

宮本政志委員 さっきも答弁の中でも言っていたけど、経営が安定するまで減免を行うっていうのが当時の議事録に載っています。売上げも落ちたり、あんまり伸びてなかったりというところも、決算書など過去の資料に目を通すと感じる。さっき、経営が安定するまでという答弁がありましたが、執行部としたらこういった状況が仮に１０年続いても、経営が安定するまでは２０年たとうが３０年たとうが——安定するまでの間とは、どれぐらいを見ているの。

臼井農林水産課長 協定書で一つの賃借料の目安を示して、段階的にその減免率を下げていくということでございます。当然その中で、十分な利益を生むようになれば、減免をする必要もないでしょうし、仮に、１期前や２期前のような経営状態が続けば、会社がもたないんじゃないかなとも思います。ここ１０年同じ状態を続けるということは、事実上できないんだろうと。ですから、今、見込みの中で示しているように、一定程度販管費を絞る等して、企業の状況で上向きに変えていくっていう努力をされないと、やはり１０年はもたないだろうと思います。先ほど来から中島委員にもあったように環境が徐々に厳しくなっており、新しい取組を当然していく必要があると。山口県の人口が減少する中で、当然消費量は落ちてきますので、いろいろな取組をする中でやっていかなきゃい

けないので、10年同じ状況が続くというふうには考えてはおりません。

宮本政志委員 仮に10年続いたとしよう。でも減免で貸すことはふさわしいと担当課としては思っていますか。続きませんか。10年続いたとしても、減免措置で貸してあげるんだって、ふさわしいと考えていたかどうか、担当課の考えをお聞きしたい。

臼井農林水産課長 農業振興、あるいは市民生活の安定という観点と、市の財産を適切に貸し出すといった両方の観点があると思います。協定書に示しているとおりで、一定程度、逆に10年も経営が成り立てば、それなりにやっぱり安定しているということになると思いますから、満額で貸すべきで減免する必要はなく、協定書に示しているとおりになると思います。

宮本政志委員 今のような答弁が出るなら、大体もう答弁が予想できるんだけど、今回予算の上程は10分の2で、これまでの流れを見ると、逆に何で10分の1を前提に出さなかったのかと思ったよね。10分の2ということは負担が上がるってこと。でも、これまでの流れを見て云々っていう答弁の流れを聞きよったら、10分の2じゃなくてもうこれまでと同じ10分の1のままとするはずなのに、何で10分の1のままじゃなかったの。

臼井農林水産課長 これまでも、所管事務調査等でもお答えしていますように、この財産を普通財産として貸し付けております。つまり、司法上の取引ということで、本来であれば借地借家法の規定に従うものでございます。借地借家法における、例えば、賃料の増減を請求する場合というものは、土地や建物にかかる税金などの負担の増減があった場合あるいは経済事情の変動により不動産の価値が大きく変化した場合であるとか、近隣同種の不動産の賃料と大きな差がある場合等で、その増減を、その変化があった場合に求めるっていうのが一般的でございまして、今の経営状況

の少しの差によって、増減させるものではないだろうと思っています。市としては、一定程度その経営の支援という意味で協定を交わした上で、10年間、段階的に減免率を引き下げることによって、貸し出しますという説明の中でやっけていまして、仮に10分の1を例えば10年間続けますという条件であれば、また募集の仕方変わったんじゃないかという観点もございます。10分の2に上げるというこの協定を10分の1にしなきゃいけないっていうような積極的理由も、今のところないんじゃないかなと思っています。

宮本政志委員 委員の質疑に的確に簡明にそのことだけの答弁してくれたらいんだけど、周りも含めた答弁されると質疑の趣旨から、こっちもはぐらかされると考えが分からなくなってくる。経済状況とか今の物価高とかは、一般的な賃貸借の場合はそれを理由に、家賃の増減に関しては当事者同士が、話し合いができるっていう前提のことを最初言われたけど、そもそも減免は経営が安定するまでの間、経営が安定という前提でしょう。物価増減とか、周りの家賃が上がる、下がるというのはそもそも関係ないよね。それでいったら、今ずっと内容は一緒でしょう。随分よくなっているから協定書どおり10分の2にしますじゃなくて、担当課が言っている内容を前提にするんなら、何で10分の1のままでお願いしますって言わなかったのか。向こうは賃料が逆に上がらんわけよね。10分の2を負担なら上がるんだけど今回、10分の1のままでいいという話だったら、向こうは負担が上がらないってことやから、これは向こうからクレームが普通は出ないよね。答弁を聞いていたら何で10分の2にしたのか、10分の1のままじゃ駄目だったのか、整合性が分からない。

臼井農林水産課長 申し訳ございませんでした。このたびの半期の見込みあるいは決算の見込みを持って黒字にも持っていくっていう経営努力もされるってこともございますし、これを逆に10分の10にしないとけないほど利益が上がっているわけでもない。お示しした資料の中で取扱

高も大幅に伸びる状況にもない中で、これを10分の3にするとか10分の1にするとかという協定書と違う減免率を求めなきゃいけないという積極的な理由はないかと思っていまして、協定書どおり実行していきたいということでございます。

中島好人委員 先ほど、やはり第三セクターで半分も市が出資した中でも破綻したということで、なら、地方卸売市場をなぜ再開をしたのかと。大体趣旨は分かるけど、改めてなぜ募集をかけて再開したのか。何らかの方針を持っていたわけでしょう。

臼井農林水産課長 当時は中央青果が破綻をいたしまして、農業者あるいは小売業者から地方卸売市場といった拠点を復活してほしいという要望が多数出たかと思います。とはいえ破綻を招いたということもございましたので、やっぱり公設でするにも、一定の限界があるという中で民営の地方卸売市場として、民営の努力の中でしたほうが安定するだろうということも当時はあったろうと思います。そういう中での募集を行って応募があったという流れでございます。

中島好人委員 ですからの今までの四つの内容を拠点として進めてもらいたいという期待を持って再開をしたという理解でよろしいわけでしょうね。そうした問題、地域振興なり、地産地消なりの公共性公益性が1企業で達成できるのか、安定するまでって、1企業がこういう形で安定するはずがないでしょう。1企業に任せて、農業振興が進められますか。地域地産が進められますか。どんどん農業が発達してきます。だから、もっと僕は安定するためにはやっぱりいろんな組織なり、行政なり、今までは民間で民営だから口が出せないという話だけでも、それだといつまでたってもね、先の話じゃないですけど、安定する見通しがあまり持てないと思いますよ。ですから、どう関わっていくかっていう方向性がないと頑張っってやってくれって丸投げするわけにはいかないでしょう。僕はそう思っているんですよ。それを行うためにはやっぱりそれなりの財政的

援助だけでなく、もっとこの支援体制が必要じゃないかと思います。

臼井農林水産課長 おっしゃるとおり農業振興は、地方卸売市場という拠点があるだけ、あるいは、地方卸売市場の公益的機能が見込まれるだけでは、当然果たせないものでございます。担い手の確保から、農地の保全あるいは農業用施設の維持管理といったものも十分にできないと当然できませんし、出荷するに当たっての農協であるとかそういった大きな法人のシステムというか仕組みというものもないと果たせないものだろうと思っています。市として再三申し上げているように、普通財産として貸し出した、一定の募集要件を定めて、手を挙げていただいて応募していただいたという経緯もございますので、現在の民設民営の経営状況、市として十分にやるっていうのがどこまでの範囲かっていうのはなかなか我々としても判断しかねるところもございます。今、市として何をやっているかといいますと、協定に沿って減免を実行し、側面的に経営を支援するということであり、今後もしたいということで、本日、議案の審査をしていただいていると。それから、市場の認知度を高めるということ等の目的にかなった転貸借を今までも承認してきたということもございます。それから、賃貸物件の使用収益する上で先ほど稲葉が申したように、漏水等があれば、必要な修繕を市として行っていると。それから、市場に対して外部から問合せがあることもございます。これに市としては丁寧にお答えをしているといったことは今までもやってきたということでございます。

宮本政志委員 中島委員が言われることも分かるんだけど、今、課長がいいことを言った。協定書でしょう。これは経営の安定を前提で言うてはいかんのよ。つまり、県から許可を取ったわけで、もうつなぎのつなぎから苦労したよね。これは産業建設常任委員会も、担当課も。県の認可を受けるのが当時一番大きな前提で、認可を受けたらどういうことをあそこでやらないといけない、だから協定書を結んだ。安定と言うのなら協定書も無視して、芸能人を呼んで、何回もコンサートをやって、どんどん

収益が上がって、どんどん黒字が出たら、経営安定になるわけです。安定が論点になったらいけない。だから協定書にのっとった市場運営経営ができていますかっていうところでずっと聞いてきた。さっき第7条のことを言ったでしょう。担当課の答弁を聞いていて、第7条の本当に協定書を前提に進めていくなら、産地育成のため地元農家等を支援し、地元の農家を支援しないといけんのよ。市内農産物の魅力を消費者にどんどん発信するための取組を実施していかないといけないと。これ協定書どおりに進んでいるように感じないよね。これ整合性取れないと思うんだけどその辺り、そんなことはなく、きちっと整合性が取れていると言うのなら具体的に聞かせてください。

臼井農林水産課長 冒頭から申し上げているとおり、この活動取組の実績が、十分でない、中には到底それに及ばないこともあろうと思います。我々がこの地産地消の推進と市内農産物の魅力を消費者に発信する取組はどういったことであったかということですが、一定程度需要に見合った産地の形成、例えば、らいおん亭であったりパン屋であったり、一定程度お客さんがついてきたと。そうするとそこで扱う野菜を市場で取り扱うには、農家に一定の依頼あるいは指導する中で産地をつくって行って、市内のものを市場介して消費者に届けるとか分かりやすい取組が行われたらいいなと思っていたんですけど、そういったところに、至ってないと判断をしております。

藤岡修美委員長 それでは、ここで換気のために暫時休憩とします。

午後 6 時 4 0 分 休憩

午後 6 時 5 0 分 再開

藤岡修美委員長 それでは委員会を再開いたします。引き続き質疑を行います。

恒松恵子副委員長 先ほど来から協定書の話が出ておりますけれども、協定書のとおりに進められるのであれば、支援とか発信が協定書どおりに進められていないというのは経営状況を見ても周知の事実ですけれども、それに対する整合性について、どのように市はお考えでしょうか。

臼井農林水産課長 開業間もないその不安定な経営を支援する意図で協定書も結んだ上で、経営的な支援をすると。不安定な経営状況ということは、当然求めているこういった公益的機能を果たすことも、十分にはできていないということが前提かと思います。現在のところ、皆さんの御期待、あるいは我々の期待のところまでは至っていないというのは厳然たる事実かと考えております。

恒松恵子副委員長 例えば、イベントの回数が増えておると市はおっしゃっていましたが、イベントが主ではなくて本来の日常業務で売上げを上げることについてはどのようにお考えでしょうか。

臼井農林水産課長 売上げ、取扱高を増やすことによって、逆に零細な出荷農家も救えるだろうと思っています。この売上高を伸ばすには、大型のスーパーとの取引が十分に行われることが前提、そうしようと思えば、出荷農家といいますかJAとの取引が再開されて、きちんとしたロットをそろえられる、そういった市場になる必要があろうかと考えております。

恒松恵子副委員長 商品がそろえられるとおっしゃいましたが、今の出荷者情報を見ても、金額が本当に数千円単位の出荷者もいらっしゃる状況の中で、まだ市は支援を続けるというかまだ頑張ってもらおうという方針に変わらないということによろしいですか。

臼井農林水産課長 今、お示しするのは、市内の出荷農家でございまして、市場ですから市内産ばかりを扱っているわけではなく、市場間取引等を行う

中で、取扱物を確保していると。もちろん、これは日本全国そうであるように、例えば冬場にもタマネギをそろえようとしても、当然、ここに産地がございませんので、大きな産地から、仕入れたものをスーパーにおろすとしていますので、今、お示しているその出荷農家の額が取扱量の部分を占める割合というのは、高いわけではないということでございます。

恒松恵子副委員長　それでは、例えばＪＡでなくても十分なタマネギとか、大量に仕入れることは可能という考えでよろしいんですか。

臼井農林水産課長　もちろん、小売店の要望に応える形で農産物をそろえるだけであれば、県外市外から取り寄せることで十分足りるかと思うんですけど、我々としてはもちろん市内の農業振興を念頭にございますので、その割合も増やしていただきたいと。お示しの資料にあるとおり、決して十分なものでないというのが現実でございます。

恒松副委員長　ＪＡとの取引が行われてないことが、一番気になるので聞かせていただきました。

藤岡修美委員長　ほかに質疑はありますか。

宮本政志委員　少し見る方向を変えて聞きます。令和４年、５年はいろいろな状況とか、数字を見ていくと、減免ということに関して非常に厳しい判断をせざるを得ないなあってというのが本音のところですよ。特に、この半期の直近でいいけど、数字とか、最近の活動、こういったものを執行部は確認していると思うんですけど、担当課としたら、株式会社フレッシュのどういったところを評価しているのかを抽象的じゃなく具体的に示してほしい。それが、この減免の議案提出理由の大きなところにあると思う。ただ、「期待しています」ではなく、ただ「安定が」じゃなくて、どこを評価しているのか。それが聞きたい。まさか議案を出してきたん

だから「評価するところはありません」ではないでしょう。評価するところがあるはずよ。あるから、10分の2にまで減免していこうという議案を出してきた訳でしょう。協定書がどうだとかっていうのではなくて、株式会社フレッシュの評価するところでなかなか評価するところが多過ぎて悩んでいるのなら、少し時間を掛けてもいいです。

臼井農林水産課長 資料にお示ししているように、積極的に協定に沿った、契約に沿った期待するところで、評価し得るところにまでは至っていないだろうと思います。ただ、聞き及ぶところは、市外ですけど、若手の農業者と連絡を取りながら、特徴ある農産物をそろえる努力をしているであるとか、そもそも我々の募集に応募していただいて、県の認定を取って今運営を一生懸命されているとかというところもありますし、狙いどおりに行っているかどうかは分からないところもありますけれども、転借人を入れて、市場のPRに努めるとか、あるいは土曜朝市もそうですけど、認知度を高める取組をやっているとかっていうところは、一定の評価が与えられるのかなと思います。

宮本政志委員 なかなか、苦しい答弁ですね。それでは、次に令和4年3月8日の議事録全部に目を通したけど、すごく気になったところがあります。当時の執行部の答弁で、「市場認定に対する認定の規定の詳細を存じ上げてはおりませんが、中央青果が倒産した現状で、市長から体制をしっかりとつくるよう」、ここ大事なんですよ。「藤田市長から体制をしっかりとつくるように伝えてくださいと言われておりました。私どもは、今回申請された中身を拝見しておりますし、体制をしっかりと説明できるものも頂いております。また、事業計画等も絵に描いた餅ではなく、地に足がついたものだと考えております。」という答弁が、令和4年3月8日にあったんですよ。事業計画等も絵に描いた餅ではなく、僕はここがものすごく気になった。これは、藤田市長の指示によって係ったっていう内容になっていますので、幾つか聞いていきます。まず一つ、株式会社フレッシュが申請した体制づくりってどのようなものだったんですか。

具体的に教えてもらっていいですか。

臼井農林水産課長 手元にある株式会社フレッシュから市に提出をされている令和4年3月時点での市場の認定申請書の写しでお答えをしたいと思います。当時、認定を受ける上で、取扱品目、当時、推定で40トン、金額にして3,500万円程度の野菜と果物15トン、金額にして2,500万円程度、6,000万円を令和4年度で目指すとした計画、それに伴って運営体制を、管理部門、従業員を1人置き、営業部門で9人を置くといった申請の内容になっています。そして、長期借入金を起こし、その償還計画を8年にわたって償還する計画であるとか、卸売業者としての純資産額あるいは経常損益の計画であるとかを示して、これを県に提出し認定を得ているんですけど、そういった認定申請書を当時の市の担当者等が確認して、絵に描いた餅でなく現実性のある数字が、並んでいるというふうな判断をしておったと思います。

宮本政志委員 前提はそうよね。事業計画の具体的な内容についてもお聞きしようと思ったけど、少し今もう課長が触れられた。今の答弁の中で言われた事業計画以外で何かほかに具体的なことはありましたか。当然当時は令和4年3月8日でなければいいです。いや、なかなか今、課長も、事業計画についても、もう少し何点か、触れられたから、なければなくてもいい。

臼井農林水産課長 事業計画以外といいますと具体的にどういったことを。

宮本政志委員 事業計画以外じゃないです。先ほど事業計画の内容も少し何点か言われたわけで、それ以外に何か付け加える事業計画があったら、何か教えてと言いました。なければもうないでいいです。

臼井農林水産課長 今、思い当たるところはございません。

宮本政志委員 何で令和４年３月８日のことで、一つ目、二つ目を聞いたかは非常に重要で、当時こういう計画事業計画とか、体制づくりっていうのをどんと打ち出したわけだから確認した。その中の担当課の執行部の答弁も、疑問なところもあったから聞きました。今と比較してどうですか。先ほど言った事業計画と体制づくり、当時の令和４年３月８日に、こういう状況で体制づくりします。こういう事業計画やりますって言ったことと、現状比較してどのように受け止めてらっしゃいますか。

臼井農林水産課長 先ほど野菜と果物の取扱高を足しますと６，０００万円ということで、これは創業当初の一つの目標でございました。実は５年後までの数字を示されておりまして、３年後は８，４００万円程度で５年後には１億２，０００万円まで伸ばしていこうという思いも当初持たれておられましたけれども、それには達していないと。むしろ１年目より２年目のほうが取扱高は下がり、３年目も十分な利益を確保することが難しいので、販管費を絞った上で、企業としての法人としての利益を生み出そうという形になっております。かなり苦戦をされているのかなと思います。

恒松恵子副委員長 先ほどの３月８日の議事録というかその当時の答弁で、農業振興だけでなく関係者の雇用の確保にも努めると答弁されておりますけれども、株式会社フレッシュの関係者が転貸しているところはさて置か判断しかねますけれども、雇用の確保はどのようにされたか、現状御存じか教えてください。

臼井農林水産課長 申し訳ございません。関係者の雇用の確保は把握しておりません。

恒松恵子副委員長 地産地消とか試算表の収支決算の観点からいろいろ質問しましたけれども、やはり雇用の確保も大切だと思いますので、またぜひ把握をお願いします。

宮本政志委員 担当課も、委員会としても、想定しておくべきことを今度は聞いていきます。仮に、この議案で減免否決された場合、否決の中身もいろいろあるんだけど、これは市民の財産を適切に管理していくっていう上で非常に重要なので仮にされた場合を前提に聞きます。現在、月額家賃の支払い方法について、どのようになっているか教えてください。

稲葉農林水産課農林係長 現在については、4か月分を3回に分けてお支払いしていただいております。具体的に、今年で言うと、年間で33万8,502円が市場の貸付料となっております。こちらをまず、4月から7月分の4か月分を7月末に、11万2,834円を支払いいただいております。2回目として、8月から11月分の4か月分を11月末にお支払いしていただくこととしておりまして、こちらも11万2,834円となっております。3回目に12月から3月分の4か月分を3月末にお支払いしていただくこととなりまして、金額については、1回目、2回目と同額となっております。

恒松恵子副委員長 4か月サイクルということですがけれども、市がほかに保有しているものについても同様の条件と考えてよろしいんですか。

臼井農林水産課長 貸し付ける物件によりけりっていうところがあると思います。例えば、小松尾に農林水産課所管である草地があります。これは梅岡牧場が使用されて、実際はJAと契約しているんですけど、1回の支払いという形にしています。少額の普通財産の貸付けであれば、1回ですることが多いかと思います。ただ、これは一定程度、収益事業の中で利益確保された上でお支払いしていただくということで当時は4か月分を3回にわたって、お支払いするというようにしてあったかと思います。

宮本政志委員 そもそもこれが議案で出てこない、議会では関係できないとこ

ろよね。それを確認させてください。

臼井農林水産課長 議案の内容ではございません。

宮本政志委員 であれば、市営住宅に住んでいる市民の方からそういう希望があったら4か月に1回に払うことはいいってことよね。きちっとした論拠を感じなかったので、なんか少額やったらどうだって、少額の定義もまた条例が定まってないでしょう。だから、条例で定まっていて、1万円だからこう、3万円だからこうというそんな条例ないでしょう。

臼井農林水産課長 市営住宅は条例で定まっております、月額でお支払いいただいているかと思います。

宮本政志委員 市営住宅の方が条例定まっているっていても、いや、こうだから、私どももこうしてくださいよってときに、いや条例でなっていますよって言うだけじゃ納得しないでしょう。だから、何で今4か月ごとになっているの。

臼井農林水産課長 賃貸借契約を双方で結んだ上で、お支払いをしていただいております、当初は、令和4年の委員会においては、四半期ごとのお支払いをという言及をしておりますが、実際には四半期ではなく、4か月の3回で契約を結んだと。その契約に基づいてお支払いしていただいているということでございます。

宮本政志委員 こういうところなんですよ。こういう契約の仕方がもし議案で出たら、僕は納得できないけど、議会が関係してないからね。もし議会で否決された場合の支払い方法は変えるのか、そのままか。

臼井農林水産課長 この減免議案が否決されますと当然減額はかないませんから、満額で契約を結ぶ、あるいは契約を結ぶか結ばないかというのを協

議することになろうと思います。満額になりますと、年間300万円というぐらいですから、現在の支払い方法というわけにはいかないだろうと思います。契約の条項を変える必要があろうと思っています。

宮本政志委員 課長にそこを聞いたかった。仮に、10分の10になった場合4か月おきっていったら100万円くらいになるんで、だけど、これは法的に問題ないか。例えば、減額がなくなって、今までの家賃が10倍になります。だから契約を交わして、4か月に1回でいいですよって言ったのを毎月もらいますよっていうふうになって、これは相手方がもし拒否したときは、法的に大丈夫か。更新拒絶できないのではないかなと思うけど。契約を変更できるか。支払い方法の変更を確実にできますか。

臼井農林水産課長 可能かと思っておりますが、そういった支払いの期日を一方的に、今までどおりであるとかそういう話ではなく、双方で決めることとは思いますが、債権を保全する観点から申し上げれば、4か月待って入れていただくというよりも、あるいは、支払う側にとっても多額の経費を1回で用意するよりも、毎月で支払ったほうが安全性も高まりますし、大きな問題にならないかと考えております。

宮本政志委員 課長、今の答弁でいくと、可能かと思われましたから、可能なんです。つまり、これは想定しておかないといけないよ。もう去年から市場の問題の減免に関しては、委員会と何十時間ってやったわけだから、仮にこのことを議会がノーと言った場合、担当課から顧問弁護士っていう言葉がよく出るが、弁護士とどうやってこれの方法を確実にできるかっていうところを本当は想定しておかないといけないと思うよ。

臼井農林水産課長 一定程度想定はしております。解約によるその賃貸借の終了、あるいは、賃貸借契約の更新の拒絶があった場合の対応は、想定を一定程度しております。仮に、更新の拒絶があれば、これは無催告解除があり得るだろうと思っていまして、無催告解除が可能かどうかは、顧

問弁護士とも相談をしてみたいと思います。

宮本政志委員　ほとんど質疑も出尽くしてきたけど、もう1回押さえておきたいのが、今日こうやって減免に対する議案審査で、市民の財産を貸し付けるということに対して、我々議会が公平、平等という立場からどうなんだっていうところが前提であり、それと、リスクマネジメントです。こういったところから質疑を今、繰り返しているわけで、委員会として、議会として、経営している会社が適切か、不適切かとか、あるいは経営状況がどうだとか、そういったことを論点しているわけではない。もし、経営破綻した場合に云々こういったことも前提に論点として、質疑答弁繰り返しているわけじゃないんで、その辺りはしっかり説明というか意見として言っておきたいっていうのがあります。

藤岡修美委員長　ほかに質疑はありますか。

宮本政志委員　質疑がないようですので、先ほどのオートの審査のときと同じで質疑終了宣言はせず、自由討議を要求したいと思うんですけど、いかがでしょうか。

桶谷経済部長　宮本委員の発言につきまして、説明をさせていただきたいと存じます。このたびの普通財産の減額の貸付けでございますが、行政財産のように、行政執行上の用具として直接使用されるべきものではなく、その経済的価値を保全発揮することにより、間接的に普通公共団体の行政に貢献せしめるため、原則として一般手法の適用を受けて、管理または処分が行われる性質を持つものでございます。そのため一部の規定を除きまして、民法、あるいは借地借家法が適用されます。一方で減額貸付けは、地方公共団体の財産の実質的な減少をもたらすもので、妥当であるかどうかについて議会に御審議いただくものでございます。御承知のとおり、市場は都市計画に定められた都市計画施設でございます。市場が公共性及び公益性を有する重要な役割を担っていることに鑑みまし

て、加えまして、市場の役割機能につきまして、三つの視点から整理、御説明をさせていただきます。まず一つ目が集荷、分荷の機能でございます。そして二つ目は、価格形成機能でございます。そして最後三つ目は、情報伝達機能でございます。このような役割機能を有する市場につきましては、株式会社フレッシュと令和4年6月30日付で協定書を締結し、それに基づきまして運営がされております。市場の運営につきましては、まだ道半ばのところもございます。公共性、公益性の高い地方卸売市場の運営を継続的に行うことができるように、協定書に基づき本議案を提出した次第でございます。御承認のほどよろしくお願いいたします。

藤岡修美委員長 それでは、先ほどの宮本委員の発言がありました。自由討議に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）ここで暫時休憩します。

午後7時20分 休憩

午後7時25分 再開

藤岡修美委員長 それでは委員会を再開いたします。いろいろな質疑が出まして、また自由討議を行いたいと思いますが、原則、宮本委員が最初に言われたのが減免たり得る4原則を履行されていないんじゃないかという質疑であったかと思います。その点を踏まえて、皆さんのほうから、意見がございましたら。

矢田松夫委員 なかなか言いにくいと思いますが、議案第42号の減額貸付けの理由である1、2、3ですが、この3番についてはなるほどだと思います。ただ、経済的な価値があったのか生まれているのかというのは、先ほど中島委員が言うように、農業振興含めて1企業だけで安定すること

はできないと、基本的に大きな問題である農業を取り巻く状況ですね。
ですからやっぱり安定するまで減額するのも、一つの手法ではないかと
私は結論づけたということでもあります。

福田勝政委員 僕は当初の協定書どおりうまくいってないと思います。その1
点だけ。

宮本政志委員 議論の場なんでね。私はもう再三言っていますように、今の福田委員と同じで、そもそも協定書という一番大事なものに沿った履行が果たされてないというところ。それから、減免提案当時、令和4年6月10日の減免議案の提案理由として掲げた四つに対しても、履行されているなっているところも感じられない。それと、やはり今日この減免を続ける10分の1から10分の2になるであろうという減免措置を続ける議案が出るに当たって、担当課は、こういったもの出してください、でないと議会として委員会として審査がなかなかという前提で、貸借とか損益とかっていうことの提出を求めたけど、出てこないという減免に対する姿勢に大きな疑問を持つ。ということを前提で、先ほど矢田委員は、中島委員と同じ、1企業が市場を運営するに当たって云々と言われたんですけど、そこをもう一度詳しく聞きたい。そもそもが、当時、3者か4者、県の申請の認定をやめたところが出てきて、それからつなぎのつなぎでお願いをして、そのまま県の認可をお願いしますということで、1者がオーケーだった。にもかかわらず、そのとき1者じゃなくてそんな市場規模だったら、2者、3者でやらないといけないとか、市がもっと減免以外に力を貸さないと上手くいかないでしょうっていうような意見は一つも議会から出てない。だから、先ほどの矢田委員が言われたことをもう少し詳しく整合性も論拠も含めて説明してもらえますか。

矢田松夫委員 例えば地産地消といえども株式会社フレッシュが取り扱うのは僅か1%。それにしても、市場に対してはそうだけど、全体的に地産地消の取り巻く状況は非常に厳しいと。例えばの話で、北海道のほうとか、

あるいはその地域からいろんな売上げが、あるいは市、学校給食にしても、その株式会社フレッシュだけの取扱いではいけない、よそから品物が入ってくるということもあるんじゃないかと思います。ですから、私が言いたいのは、ここだけの責任ではないんじゃないかということです。ほかにもあるけど、特にそういった地産地消は、非常に大事だけれど、それに、対応適用できないという、その周りの状況もあるんじゃないかと。

宮本政志委員 周りの環境というのは恐らく今の第1次産業、農業に対する国策や環境も踏まえて難しいというのであれば、例えば、安定するまで当分の間というのは整合性が取れんでしょう。安定もしない。そして当分の間は、50年か100年か分かんないということなんです。今の委員の前提からいくと。だから、それって、どういうふうに整合性を取るのかなと。

矢田松夫委員 その辺はやっぱり今、さらに企業努力していくと。いわゆる受託者がしていくということです。

恒松恵子副委員長 今、矢田委員のおっしゃった中で1%に満たないということですが市内にも立派な農産物の産地がたくさんあると思うんです。そこに対して営業努力とか取扱いを増やすなりの努力は今まで余り感じられなかったと思うんですけれども、それについてはどのようにお考えでしょうか。

矢田松夫委員 市場に私も行くんですが、例えば、土曜市を開催して市場の中で販売するとか、あるいは宇部のほう行って地産地消じゃないけどその僅かな品物を持って、そこで販売するという営業努力というのはやっぱり私は見ております。

宮本政志委員 今のそういった見られたこれまでの努力が、そもそも、中央青

果が破産して、卸売市場を再開したときの目的に十分達成、かなう努力であるというふうに評価をしていらっしゃるということですか。

矢田松夫委員 道半ばということですね。

中島好人委員 この間、討議の中で行ってきたので改めてということはないんですけども、やはり市場の果たす役割、さっきもあつたように農業振興の拠点としてやってほしいという、かつ復活してほしいというような動きも大切だと思うんです。いろいろ計画を立てても、それはどうしてもその計画どおりいかないということもあろうかと思うんです。。やはりその辺のところは努力をしてもらう方向で、やっぱり援助も必要だろう。早く安定するように、それなりの体制がないと、安定は無理かなと思うので前も言ったけど、何らかの形で行政と業者とは、やっぱりどういうのかとかもっとＪＡとか大手のスーパーも巻き込んで、市場を盛り上げていくというビジョン、方向性が必要じゃないかと思うんですよね。だから、今の段階では、当面、議案として出ているのは、減免ですから、それはそれできちっと出して、あとはそういう中で、どういうふうにしていくかという点では、今後の協議していく必要があるんじゃないかと思います。

宮本政志委員 中島委員にお聞きしたい。努力してほしいとか頑張してほしいとかという願望は抜きに、我々は議会でしょう。そうすると、この減免に対して努力、例えばその努力という抽象的なものじゃなくて、市場運営のこの部分に対してこのようにする、これが努力じゃないかとか、ここをこういうふうに具体的にして売上げを伸ばしていくべきじゃないか、あるいは協定書に沿った営業努力、経営努力をするべきじゃないかって具体的にそういったところを促せと執行部に我々は言う立場です。努力してほしいとか頑張してほしいという抽象的な願望論ではなくて、どういふところを具体的に努力してほしいんですか。どういふところ頑張してほしい、頑張るべきだと具体的に教えていただきたいです。

中島好人委員 本来の業務である市場の出荷量を増やしていくってところでは、やっぱり業者に回っていくなり、そういった具体的な行動が必要だろうとは思いますが。また、この間の審査の中で、先ほど矢田委員も言ったように直接ではないが、この朝市、土曜市ね、いろいろな中で何とか盛り上げていこうという努力は見られるんじゃないかなというふうな感じを受けています。

恒松恵子副委員長 先ほど部長から、市場は、集荷、価格形成、情報伝達の役割があるというような話がありまして、イベントなどで大変にぎわって、情報提供の部分だと思うんですけど、努力されていることは理解するんですが、このように減免の議案が出る中で、市が支援しようとしているにもかかわらず、基本的な議決に必要な決算書等の求める書類が出てこないというのが一つ目の努力だと私は考えております。そのような中で、若干今日の質疑で信頼関係がまた崩れてきたかなと考えておりますが、書類が提出されないことについてはどのようにお考えですか。基本的な審査に必要な書類をつくる努力です。これは売上げが上がる、上がらないは環境があることですが、自社でできる努力の中で、今日の議決に必要という私たちの審査の判断になる漠然とした書類、資産表示収益じゃなくて、きっちりしたものが欲しかったなと思います。

矢田松夫委員 これは冒頭私が一番初めに言ったように、やっぱり信頼関係に基づくものであって、こういうことがあってはいけないと。もってのほかであり、審査資料をきちっと出すべきだと。もうかっているか、もうかっていないかは損益計算書を見ないと分からない。もうかっていないのに何で減免措置をするのか、もうかっているのに減免措置をするのか、いろいろな見方があるため一つの材料の資料だから最終的に出すべきだと。これは一番初めに申し上げたとおりです。

宮本政志委員 ということは先ほど副委員長が言われたように、議会との信頼

関係が少し欠けるようなことがあったわけだけど、そういったことは、さほど議案の賛否に対しては関係ないってことでいいですかね。

矢田松夫委員　ですから最初に私はそれを言った。信頼関係がやっぱり基本の基と思うんですよね。必要な資料がないのに審査に入ろうと言うから審査に入ったままで、本当はそういう資料を出してから総合的に審査するべきだと思ったんです。あとの祭りやけどね。それは多数決で皆が審査に入ろうとしたけど、実際に宮本委員はそれが不必要と言われたけど僕は必要であるということです。それが市民から出された要望書にもその添付資料で出ているわけね。これも大事だと。僕はそのとおりと思う。要望書に基づいて僕らも知ったこともあるし、知らなかったことを知り得た。だから今回も、もういよいよこの減免措置するに当たって、もうけがあるかないかの資料ぐらいは出さないとですね。ただ、この２ページ目の空想中だけではちょっと分からないじゃないかと思うんです。ですから私はそれが必要であるということです。

宮本政志委員　いやそうすると、やっぱりそのもうけがあるかないか、正式な貸借対照表や損益計算書が来て判断したいってことは、ぐっと利益が上がっていたら、減免措置は必要ない。つまり今回の議案は否決で、もし経営がうまくいってなさそうやったら減免をしてというその論点はどうですか。

矢田松夫委員　そうじゃなくて、企業努力しているなと私は思いますね。しなければもともとその逆には企業努力をという、議会側の要望も出さないといけないと私は思います。

恒松恵子副委員長　減免は市民の財産であるという公益性の中で私たちが判断するわけですが、今の状況は非常に雇用の確保も明確ではないというのが分かったし、地産地消に対する努力もないというようには理解しました。公益性について皆さんどのようにお考えでしょうか。

中島好人委員 要するに公益性というのは市場の役割そのものに農業振興なり、そういうことを進めていくということ自体も、そういう公共性があるわけです。市民の財産の公共性もある。農業振興また地産地消も進めていくというのも、そういう公共性もあると判断しています。

宮本政志委員 中島委員、今度は公平性という立場から、この令和6年度の決算見込みあるいは半期実績に対しては、確かに貸借損益が半期で出ていませんから、確実な、しかも正確な判断というのはできないにしても、それ以前の決算書を見た形で、賃借料、家賃もらっていますよね。その家賃収入と、それから減免によって家賃を市に払う借地料が10分の1になっていた。ここに対してはどうですか。月々3万円支払いながら、片方では、年間320万円近い収益を、市民の財産を貸して得ていると。この点についての公平性っていうのはどのようにお考えですか。

藤岡修美委員長 宮本委員が言いたいのは、市から減免を受けて、安く借りた市の土地、建物を他に高く貸し出して利益を上げている現状に鑑みて、それが公平性と言えるかどうかという投げかけだと思います。

中島好人委員 聞き取りづらい点もあるんですけども、要するに家賃の関係で減額されながらしても、株式会社フレッシュは、4か月に1回まとめて払っていると。毎月、家賃をもらっている。そういうのは公平じゃないっていう意味ですかね。

宮本政志委員 全然違う。市場は市民の財産でしょう。市が持っているところは市民のものであり、市民の財産を安く借りて、安く借りたものを民間の第三者に高く貸して、もうけているわけですよ。それが、市民全体から見たときに、公平性っていうところは担保されていると思われませんか、公平性についてどう思われますかってことです。

藤岡修美委員長　ちなみに委員会審査で株式会社フレッシュが減免によって市に支払う令和５年度の家賃が３３万円ぐらいで、年間、株式会社フレッシュが家賃収入でいわゆる３１３万円、そういったことに対してどうかという投げかけだと思います。

宮本政志委員　委員長のおっしゃるとおりです。これは中島委員と矢田委員にお答えしていただきたい。

中島好人委員　本来の収入がないわけで、その他の収入になるんだろうけども、要するに正規の業務で収益を上げているわけじゃないっていうのはあるわけよね。本来ならそういうのをやってもらいたいというのも本来の維持を事業に取り組むので、そこで収益を上げるのは、本来の姿だろうと思います。ただ、今の状況を維持していくっていうときに、公平さが確保できるのかという点では、公平じゃないというふうになるかも分かりませんが、苦肉の策で、何らかの形で収入を得なければ事業も成り立たない、そういう直面にあったんじゃないかと判断をするんですよね。苦肉の策として、市場を維持していくための形かなという判断をしているところです。

宮本政志委員　中島委員はもう経営がきつくて、だから苦肉の策として、安く、市民の財産を借りて、それを高く人に貸すことは公平で、公平性は担保されていますということで中島委員の結論はいいんですね。

中島好人委員　公平か公平じゃないかっていうところではなかなか判断しづらいと。ただ、苦肉の策じゃないかというだけの話です。

宮本政志委員　分かりました。共産党市議団の中島委員の今後のいろいろな、議案に対するあるいは一般質問等を通じた発言の中で、今のようなお考えをお持ちだということはしっかり覚えておきたいなと思いますけど、公平性に関して矢田委員はどう思われますか。

矢田松夫委員 やっぱり地方卸売市場の運営は困難になるという、一つの苦肉の策だと私は思っています。運営上、いわゆる民間に貸し付けることが一つの策であるということです。

藤岡修美委員長 苦肉の策はいいですけど公平かどうかというのを。

宮本政志委員 いやいや、もう前の委員会でも言ったけど、公平性が保たされてないでしょうって何度も何度も言ったから私は結論から言っているんです。矢田委員は、今回のような事象に関して、つまり市民の財産を安く借りて、そして、第三者に高く貸して、そこで収益をしっかりと上げることにに関して、苦肉の策として、中島委員と同じく公平だってことですな。

中島好人委員 僕は公平とか公平じゃないとかっていう結論は出していません。ただ、それが苦肉の策だと言っただけですよ。

宮本政志委員 いや、だったら逃げずに答えてください。スマホをいじらんで、今、委員会中でしょうが。委員長、注意してください。公平か公平じゃないかってこと聞いているんですよ。分からないなら分からないと、公平、公平じゃないとはっきりしてください。

中島好人委員 分かりません。

宮本政志委員 矢田委員も、今の考え方としたら、公平だ、いや公平じゃないだろうとその辺りはっきりお聞きしたい。

矢田松夫委員 基本的にはやっぱり公益性、公共性の中の市場の運営であれば、それは公平ではないと思います。ただし、それは一つの苦肉の策であり、公益性、公平性を保つためには、一つの策であるということです。

宮本政志委員 もう十分分かりました。別に私は自分の考え方を押しつけようとして自由討議をしているわけじゃなくて、やはり今後いろいろな議案審査とかいろんな場面に我々は立ちますから、そのときに、前は言うたが今回はこうだ、根拠も論拠もないのにというのは、やはり議員としてはどうなのかなっていう疑問を持っているので、だから今、しっかり公平ということに関するお考えを聞きたくて確認しています。別段、批判とか否定とかするつもりもないし、促すつもりでもないけど、今、2人の御意見はよく分かりました。

中島好人委員 本来の業務ではないというのは確認していききたいと思います。

藤岡修美委員長 御意見はありませんか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり） それでは執行部を呼びます。暫時休憩いたします。

午後 7 時 5 0 分 休憩

午後 8 時 再開

藤岡修美委員長 それでは委員会を再開いたします。

宮本政志委員 自由討議を行って、それぞれの委員のお考え方はよく分かりました。ただ、委員長に提案したいのですが、今日は中村委員が欠席でございます。中村委員は副議長でもあられます。これだけ重要な議案に対して、中村委員が欠席の前提でこのまま質疑を終了するということには、私は、少し異論がございます。当然、討論と採決はセットでございますから、このまま討論に入ると、もう自動的に採決にも入らざるを得なくなりますので、今日の議案審査はここで止めていただいて、そして当然、今日のこの議案審査は十分御確認されると思いますから、中村委員出席

の下、質疑をもう一度するために、質疑終了宣言を今日はせずに、そして討論と採決には入っていただきたくないと思いますが、これは皆さんのほうに御意向をお聞きしたいと思います。委員長、お願いします。

藤岡修美委員長 ただいまの宮本委員の意見に対して委員の皆さん、何かありますか。

中島好人委員 気になっていたところを宮本委員が言ってもらって、私も賛成です。

矢田松夫委員 それでは、中村委員も、自由討議からも入るということですね。
(「そこは委員会運営で」と呼ぶ者あり)

藤岡修美委員長 それは事務局と調整してみます。

福田勝政委員 中村委員が出席することはいいと思います。

恒松恵子副委員長 中村委員も副議長として、また前回の産業建設常任委員会委員長として、市場に関しては精通もあり、関心もあると思います。ぜひ中村委員も同席の下、採決に入ればと思っております。

藤岡修美委員長 皆さんの意見は、今日、質疑終了宣言せずに中村委員同席のもと、また審査を行うということでよろしいですかね。(「はい」と呼ぶ者あり)そういうことで、本日の審査はここで終わりたいと思います。

午後 8 時 2 分 散会

令和 7 年 (2025 年) 3 月 1 1 日

産業建設常任委員会委員長 藤 岡 修 美